

平成27年第386回定例会

矢吹町議会会議録

平成27年3月6日 開会

平成27年3月16日 閉会

矢吹町議会

平成27年第386回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	6
会期外付託案件調査報告	7
議員派遣報告	10
町政報告並びに施政方針	10
報告第2号の上程、説明、質疑	20
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案の上程、説明(議案第3号～議案第26号、議案第29号～議案第43号)	24
散会の宣告	33

第 2 号 (3月9日)

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
職務のため出席した者の職氏名	36
開議の宣告	37
発言の取り消し	37
一般質問	37

角 田 秀 明 君	3 7
鈴 木 隆 司 君	4 7
藤 井 精 七 君	5 7
熊 田 宏 君	6 3
薄 葉 好 弘 君	7 2
会議時間の延長	8 1
一般質問（続き）	8 1
佐 藤 幸 市 君	8 1
青 山 英 樹 君	8 8
散会の宣告	1 0 0

第 3 号 （3月10日）

議事日程	1 0 1
本日の会議に付した事件	1 0 1
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
職務のため出席した者の職氏名	1 0 2
開議の宣告	1 0 3
一般質問	1 0 3
安 井 敬 博 君	1 0 3
加 藤 宏 樹 君	1 1 5
総括質疑	1 2 6
日程の追加	1 3 2
提出議案に係る訂正の申し出について	1 3 3
議案・請願・陳情の付託	1 3 4
散会の宣告	1 3 5

第 4 号 （3月16日）

議事日程	1 3 7
本日の会議に付した事件	1 3 7
出席議員	1 3 8
欠席議員	1 3 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 8
職務のため出席した者の職氏名	1 3 8

開議の宣告	139
議事日程の報告	139
議案第4号、第5号、第24号、第25号、第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	139
議案第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第17号、 第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の委員長報告、質疑、討論、 採決	143
議案第13号、第14号、第15号、第16号、請願第1号、陳情第1号、第2号の委員長 報告、質疑、討論、採決	151
議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号の委員長報 告、質疑、討論、採決	154
会議時間の延長について	160
議案第29号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号 の委員長報告、質疑、討論、採決	161
議案第29号に対する修正動議	165
日程の追加	171
諮問第1号の上程、説明、採決	172
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
閉会中の継続調査の申し出について	181
議員の派遣について	182
議長発言	182
閉会の宣告	182
署名議員	183

平成 2 7 年 3 月 6 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成27年第386回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年3月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並び施政方針
日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第1号 屋内外運動場整備工事請負契約の一部変更について)
日程第 6 議案第27号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について
日程第 7 議案第28号 中町第一災害公営住宅建築工事請負契約の締結について
日程第 8 議案の上程
議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	教育長	栗林正樹君
代表監査委員	佐藤昇一君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課主幹 兼課長補佐 兼町税係長	国井淳一君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君
会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅原喜美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水戸邦夫	主任主査 兼次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第386回矢吹町議会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、農業短期大学の卒業式に町長代理として出席するため、説明員の副町長、渡邊正樹君が欠席しておりますのでご報告いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 柏村 栄 君

14番 藤井 精七 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第386回定例町議会が、本日3月6日、招集になりましたので、それに先立ちまして3月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、それぞれ協議しました結果、会期を3月6日から3月16日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は42件であります。そのうち報告1件、一般議案の2件については全体審議といたします。

次に、条例の制定6件、一部改正14件、廃止が1件、一般議案3件及び2月27日までに受理いたしました請願1件、陳情2件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算及び8件の当初予算関係議案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で報告1件、工事請負契約の締結1件、変更議案1件について全体審議として採決いたし、日程第8で議案第3号から第26号まで及び第29号から第43号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の7日、3日目の8日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の9日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の10日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして議案、請願及び陳情の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

6日目の11日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

7日目の12日木曜日は、前日に引き続き、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

8日目の13日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

9日目の14日、10日目の15日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の16日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、請願及び陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、本定例会は終了となります。今期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

なお、最終日、3月16日本議会終了後午後6時から観音湯において町執行部との懇親会を予定しております。皆様のご参加をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月6日から3月16日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月6日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る2月6日開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上、全国町村議会議長会会長から、町村議会議員として15年以上在職し功労があった自治功労者として、柏村栄議員、角田秀明議員、栗崎千代松

議員、熊田宏議員の4名の方々が表彰されましたので、その報告をいたします。

それでは、表彰されました議員各位の伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、それぞれ演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（諸根重男君） それでは、ここで記念撮影のため、暫時休議いたします。

（午前10時10分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前10時11分）

○議長（諸根重男君） 本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会、平成26年度第2回定期総会における議案書等の写し及び請願、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第10号 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を延長する立法措置を求める意見書につきましては、平成26年12月26日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果のみであります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成26年度11月分を12月25日に、12月分を1月20日に、1月分を2月24日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成26年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月22日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算なく適当なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（諸根重男君） 次に、私から平成26年12月24日並びに平成27年2月27日に開催されました平成26年第4回及び平成27年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について、それぞれ報告いたします。

それでは、初めにお手元に配付いたしました平成26年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会の開催結果であります。本定例議会に提案されました議案は、3件であります。

最初に、議案第21号 決算の認定についてであります。本案は平成25年度一般会計決算について地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。平成25年度白河地方広域市町村圏整備組合、一般会計の歳入歳出決算書によれば、歳入予算の収入済総額が43億6,541万824円に対し、歳出予算の支出済総額が41億7,531万8,410円で、歳入歳出差引総額は1億9,009万2,414円の黒字による決算となりました。

なお、差引総額1億9,009万2,414円については、翌年度に繰り越すもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思ます。

次に、議案第21号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,601万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,999万円とするもので、あわせて表郷分署庁舎建設事業費として1億1,753万4,000円の繰越明許費を設定するもの、また化学消防ポンプ自動車購入額の決定に伴い、地方債の限度額を220万円減額補正するものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、歳入歳出補正予算の主な内容については、配付しました資料のとおりであります。

最後に、議案第23号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の収益的支出予定額から583万8,000円を減額し、収益的支出予定総額を11億581万8,000円とするものであり、また、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を298万9,000円減額するものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思ます。

続いて、平成27年2月27日に開催されました平成27年第1回定例会についてであります。提案された議案は4件であります。

最初に、議案第1号 白河地方広域市町村圏整備組合行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。本案は行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の方式、中止等の求め、処分の求めなどによる条項の新たな規定や関係条例の整理のため、所要の改正をするものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ378万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ38億8,621万円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算についてであります。予算総額を37億8,995万9,000円とするもので、あわせて地方債及び一時借入金の最高額を定めるもので、予算総額は前年度より0.58%の減額となっております。審議の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第4号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給企業会計予算についてであります。本案は、平成27年度の収益的収入予定総額を4億147万6,000円と定め、収益的支出予定総額を10億9,047万3,000円とするものであります。

また、資本的収支予定額では、収入予定総額を6,008万3,000円とし、支出予定総額を4億147万6,000円と定め、支出予定総額に不足する額、3億4,139万3,000円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであり、あわせて議会の議決を経なければ、流用できない経費額、構成団体からの補助金などが提案されたものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、同様にお手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組會議員からの報告を終わります。

すみません、訂正がありました。7ページの平成26年度の第4回定例会の議案第21号は、第22号に訂正をお願いいたします。失礼しました。

次に、平成27年2月25日開催されました福島県町村議会議長会平成26年度第2回定期総会について報告いたします。

主な内容につきましては、平成26年度福島県町村議会議長一般会計補正予算の報告、平成25年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、平成27年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（諸根重男君） これより、会期外に行われました議会運営委員会の調査報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 第384回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了しましたので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでありますので、ご一読をお願いし、報告は割愛させていただきます。

7、審査結果。当委員会では、これまでも先進自治体への視察研修を踏まえ、議会の活性化を目指し、その主体となるべき議会基本条例等の策定と運営に向け、議会運営委員会及び議会活性化等調査特別委員会において調査研究を重ねてまいりました。

このたびは、これらの調査研究の終盤に当たり、2月9日に埼玉県嵐山町において視察調査を実施いたしま

した。

嵐山町は、昭和30年に七郷村と菅谷村が合併して菅谷村となり、昭和42年に町制を施行し、嵐山町となりました。なお、この町名は、町の中央部を流れて都幾川に合流する槻川の上流溪谷がすばらしい景勝地であり、その眺めが京都の嵐山に似ていることから、武蔵嵐山溪谷との命名が由来であるとのことであります。

嵐山町は、埼玉県のおぼ中央に位置し、都心から約60キロメートル圏にあります。比企丘陵地帯の中枢部を占めており、東は滑川町及び東松山市、西は小川町、ときがわ町、南は鳩山町、北は寄居町、深谷市、熊谷市に接する南北に細長い地形で、人口が1万8,250人、総面積は29.85キロ平方メートルであります。古くから、丘陵部では自然の谷をせきとめたため池が多く、天水に依存した小規模な田畑と養蚕が主な農業でしたが、昭和50年代前半から始まった土地改良事業により、豊富な河川の水資源を利用した田畑耕作に転換してきました。

主な道路は国道、嵐山小川インターチェンジのある関越自動車道、鉄道では東武東上線が町の東西を走り、こうした交通の利便性にも恵まれ、埼玉県によって建設された嵐山花見台工業団地には40社以上の優良企業が立地、創業しており、町の財政に大きく貢献されているとのことであります。

さて、嵐山町議会は、平成19年の改選から議員定数14名のもと、総務経済常任委員会と文教厚生常任委員会の2つの常任委員会構成による委員会付託方式です。予算、決算の審査に当たっても、本町同様に審議の都度設置するものの、予算特別委員会は議長を除いた全議員が、決算特別委員会では議長、議員選出監査委員を除いた議員全員の構成のもと、それぞれ当初予算、決算の審査を行っております。

また、政務活動費の交付や議会議員政治倫理条例などの遵守により、議会そして議員個々の資質向上と町民の信頼に値する人格と倫理性の保持に日々努められております。

議会の活性化に関する協議の場として設置された議会活性化特別委員会では、正副議長の任期を初め、副議長が予算、決算特別委員会の委員長に就任することや、一般質問による一問一答制とその時間制限、答弁書の配付、執行側への反問権の付与、傍聴者への資料配付、議会基本条例、住民との意見交換、住民への説明、議員全員協議会のあり方、そして議会運営委員会委員の構成について、調査研究を重ねてまいりました。

調査研究に当たり、議会基本条例制定ありきではなく、協議すべき事項のうち、実行できるものは、直近の定例会から実行することを前提に、その都度理事者側に理解を求め、試行的に実施してきたとのことであります。

なお、この間、議会主催により長野基準教授から議会基本条例のつくり方についての講演を受け、その示唆をもとに先進自治体の視察、委員会による条文ごとの議論を重ね、全会一致を原則として素案を取りまとめられ、条例素案の議会だより等への掲載、意見交換会、パブリックコメントの募集（2名の意見があった）の経過を踏まえ、基本条例（案）の決定に至ったとのことであります。

また、嵐山町議会基本条例の制定後による主な取り組みであります。初めに、制定早々には常任委員会または議会運営委員会の所管事務調査に当たり、その調査研究テーマに基づいた大学教授を講師に迎え入れるといった専門的知見の活用や、請願、陳情書提出者がその趣旨説明を希望した場合の説明機会などの設定を実施しています。

特に、本町議会でも実施している議会報告会の開催については、報告会運営マニュアル——小さいユが抜けていますが、マニュアルと小さいユを追加してください。マニュアルに基づき、公共施設等の2会場において

年2回実施しておりますが、報告会資料を議員みずから作成するため、議員の皆さんが積極的にパソコン研修会に臨み、資料、周知用のポスターやチラシの作成配布など、会場ではパワーポイントによる報告会説明にも努められているとのことでした。

嵐山町議会では、広報広聴特別委員会を設置し、議会報告会はもとより、議会運営に関する議会モニター制度や情報技術の活用など広報広聴の充実にも努められております。なお、報告会の開催ごとに参加者が見込めず、周知方法や実施時間、曜日の設定、会場などの変更を行ったが変化がないため、報告会の時間を短縮し、フリーテーマによる参加者との意見交換会を中心に実施したところ、有意義な意見交換となったとのことでした。

本町同様に参加者の増員に苦慮されているようでしたが、専門的知見を有する方も所属する議会モニターの皆さんからの意見を聴取するなど、さらなる報告会の充実と町民への浸透に向けた努力がうかがわれました。

また、基本条例の制定前から施行に関する申し合わせ事項に基づき、平成22年から施行し、幾度の改正を踏まえ実施運用しております嵐山町議会一般質問の一问一答方式についてであります。初めに一般質問の通告期限は、質問議員の選択によりますが、質問直前に質問者への最初の質問に対する答弁書の配付の関係から、定例議会開会予定日のおおむね14日前とし、その翌日に正副議長、正副議会運営委員長及び事務局により内容の確認を行い、所管担当課等に配付しております。

一问一答方式から質問回数制限を撤廃し、質問、答弁及び反問も含め一議員100分以内としており、制限時間については、議場内壁面の掲示板に質問残時間が表示され、質問、答弁などの途中で制限時間に到達した場合は、この時点で質問、答弁等は打ち切られます。

最初から一问一答方式のため、大項目による、その項目中の小項目も含めた質問を行い、これに対する最初の答弁は、同様に答弁書のとおり行い、2回目（再質問）以降の質問、答弁は大項目中の小項目の順に質問、答弁を繰り返します。

質問者が次の小項目の質問に移ることの明言により、次の小項目の質問（再質問）に移ることとし、以後この繰り返しにより行い、質問者が次の大項目の質問に移ることの明言によって、次の大項目の質問、答弁等に切りかわります。この後は前述のとおり繰り返しにより行い、質問の形態は、議員は一般質問席において理事者側との対面方式となります。

なお、議員の質問に対して論点や争点を明確にするため、町長ほか理事者側に議長の許可により、逆質問ではなく、質問の内容確認や議員の考えを問う程度による反問権を付与しており、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に臨んでおられます。

嵐山町議会では、基本条例の制定後も条例の運用とその実践に当たっては、活性化項目の未着手も含め、専門的知見の活用を図り、実践を積み重ねながら策定または見直し、検討を加え充実させたいとのことでした。

最後に、今回の調査研究を先進事例の一つと踏まえ、町民が期待する我が町議会のあるべき姿、そしてその主体となるべき議会基本条例の制定に向けた議会の改革、活性化になればとの強い思いとともに、ここに報告とさせていただきます。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、議会運営委員会からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（諸根重男君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

ここで、諸般の報告は終了いたしまして、小休憩、暫時休議いたしたいと思っております。

（午前10時40分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午前10時50分）

◎町政報告並び施政方針

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第386回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第386回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、災害関連事業についてであります。災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建設を予定しております。現在、中畑公民館駐車場に隣接する町有地に4戸、円谷呉服店跡地に14戸の計18戸について、建築工事及び造成工事に着手いたしました。

また、商工会館跡地の23戸につきましては、来年度早々の発注に向け、実施設計を進めているところであり、残りの11戸分の新たな建設候補地については、中町地内の山口靴店跡地に決定し、昨年末に用地の取得を行い、基本設計に着手したところであります。

3月からは本格的な工事が始まり、近隣の皆様にはご迷惑をおかけすることもあります。工事の影響が最小限となるよう十分に配慮しながら事業を進め、各住宅の工事完成後、速やかに入居開始を行ってまいります。

屋内外運動場整備事業につきましては、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と、運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹駅東口の小松地内に屋内外運動場を整備しております。現在、本年3月10日の完成を目指し、工事は最終段階に入っており、3月27日のオープンに向け準備を進めております。

矢吹中学校屋外照明整備事業につきましては、東日本大震災の影響等による本町の子供等の運動機会の確保と、運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹中学校グラウンド内に8基の屋外照明を整備し、昨年12月26日に完成いたしました。なお、本年1月20日に、中学

校グラウンドで活動する野球部、サッカー部、ソフトボール部、陸上部の出席のもと点灯式を開催いたしました。

次に、除染関係についてであります。4区・五本松・2区井戸尻地区等の除染事業につきましては、2月末現在、140戸の住宅除染が完了し、生活空間線量が基準値の毎時0.23マイクロシーベルト未満の除染を実施しない世帯49戸と合わせた完了率は99%となっております。

また、同地区の商業施設の除染につきましては、15戸の除染が完了し、生活空間線量が基準値未満である除染を実施しない施設13戸と合わせた完了率は97%となっております。今後、残る住宅除染2戸及び商業施設除染1戸の除染を鋭意実施し、3月末の完了を目指してまいります。

さらに、矢吹1次地区である滝八幡、館沢、北町、本町、中町、大町、花咲、新町地区の住宅除染につきましては、2月27日、除染業務を発注しており、生活空間線量が基準値の毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所が存在する332戸の世帯において、部分除染またはスポット除染を実施してまいります。

なお、全町放射線量詳細調査につきましては、JR東北本線西側の矢吹1次地区に続き、JR東北本線東側の矢吹2次地区である大池、善郷内、小松、曙町、八幡町、東郷、一本木、田町地区の調査がほぼ完了したため、データがまとまり次第、全世帯に調査結果及び除染実施の有無等を通知する予定であります。また、中畑地区約1,080戸及び三神地区約730戸につきましては、現在、調査を実施しております。

道路の除染につきましては、井戸尻・堰の上地区の調査業務が完了し、現在、除染業務を委託し、3月末の完了を目指し鋭意施工中であります。

公園の除染につきましては、大池公園が昨年末に完了し、現在は、大林児童公園、新町児童公園、赤沢公園、堰の上公園の4公園について、3月末の完了を目指し鋭意施工中であります。

企業及び工業団地の除染につきましては、堰の上及び井戸尻・北浦地区に所在する企業等の除染業務について、昨年11月12日より実施しており、3月末の完了を予定しております。

また、矢吹テクノパークにおける除染については、2月9日より実施しており、本年12月末の完了を目指し鋭意施工中であります。

このほか、赤沢地区工業団地の除染業務を今年度中に発注するとともに、他の工業団地や企業等についても新年度において随時除染を実施し、平成27年度中に完了する予定であります。

4ページをごらんください。

次に、まちづくりワークショップについてであります。2月22日、まちづくりへの課題やニーズ等を第6次矢吹町まちづくり総合計画に反映させるため、公募等により23名が参加し、まちづくりワークショップを開催いたしました。ワークショップでは東京農業大学の長島孝行教授の協力のもと、「あなたの思う住みよい町とは何か」「矢吹町に望むこと」をテーマに、自分たちでできること、行政にできることの役割分担についても話し合いを行いました。グループごとに発表を行い、幅広い年代層から意見やアイデアが数多く出されたほか、参加した方の多くがワークショップへ参加してよかったと回答をいただきました。今回の成果は可能な限り、第6次矢吹町まちづくり総合計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、中学生海外派遣事業についてであります。本事業は、矢吹中学校2年生33名と随行員3名の参加のもと、12月23日から12月29日までの日程で、オーストラリア、ケアンズ地域において実施いたしました。派遣

先では、2泊3日のホームステイを中心にオーストラリアの自然体験等の研修を行い、7日間の日程を無事終了し帰郷いたしました。帰郷後の1月20日に解団式を行い、各団員の活動報告と感想が発表されました。それぞれ有意義な経験を積んだ生徒たちの今後の活躍に期待しております。

次に、矢吹小学校大規模改修事業についてであります。子供たちの安全・安心及び学習環境整備のため、スーパーエコスクール実証事業及び長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用した矢吹小学校の大規模改修を鋭意施工中であります。工事は、工程どおり順調に進んでおり、現在は、I期工事として取り組んでいる昭和44年に建築された西校舎部分2階及び3階部分の内装関係の解体撤去作業が終了したところであります。これら大規模改修に当たっては、児童の安全確保及び授業環境への配慮を最優先としながら、平成27年10月末の完成を目指し進めてまいります。

ここまで、災害関連及び災害関連以外の項目から5点について報告申し上げます。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

次からの18項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第386回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

放射線外部被曝検査について。

放射線内部被曝検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

町民新年会の開催について。

工業統計調査及び農林業センサスについて。

東京やぶき会交流会について。

行政区活動支援事業について。

消防団活動関係について。

火災の発生について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

ふくしま森林再生事業について。

町道整備事業関係について。

道路の除雪について。

上下水道施設の整備について。

教育委員会後期表彰について。

成人式について。

さわやか詩集表彰式について。

以上であります。

続きまして、平成27年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第386回矢吹町議会定例会を招集し、平成27年度予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解

とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から間もなく4年が経過しようとしております。

ここに改めまして東日本大震災により、被災された皆様を初め、今もなお、避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成26年度は、矢吹町復興計画の復興元年として、多くの町民の皆様が復興への実感ができるよう、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画が、平成27年度に目標年次を迎えることから、事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し各種事業に取り組んでまいりました。とりわけ、中心市街地の復興として、屋内外運動場がこの3月に完成すること、また、災害公営住宅52戸の建設が順調に進むなど発展に向けた基盤づくりが大きく前進したところであります。

屋内外運動場については、子供たちの運動能力の向上を図るため安心して遊べる遊び場として設置いたしました。屋内にはエアトラックやベビーゾーンなどの施設、屋外にはフットサルコートが整備され、子供たちの歓声が町中に響き渡ることとなり、にぎわいの創出とともに、子供たちの運動量の確保や健全な発育・発達に、大きく寄与することを期待しております。

また、現在も応急仮設住宅等での生活を強いられている被災者の皆様には、これまでご不便をおかけしておりましたが、関係機関、関係者との合意形成が図られ、災害公営住宅整備事業に着手いたしました。現在、中畑地区と中町第一、旧円谷呉服店跡地については、建築工事及び造成工事に着手しており、残りの中町第二、中町第三については、設計業務を行っているところであり、完了次第、順次工事を発注する予定であります。本町の中心市街地である中畑地区に3団地48戸が建設されることに伴い、これまで、中心市街地の活性化として掲げてきた、にぎわい、商業活性化、支え合いの取り組みが活発化することを期待しております。

さらに、復興計画の最重点課題である、除染計画に基づく町内全域の除染については、平成27年度を住宅除染の最終年度として位置づけし、放射線量の詳細調査の結果に基づき、できる限り早い時期の完了を目指し進めてまいります。

このような中、平成27年度は、復興を形にする年として、さらに復興を加速化させ、結果に重点を置く事業の展開を図ってまいります。

平成27年度矢吹町政策大綱では、復興、子育て支援、健康・医療、企業誘致、農業振興の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感を持った政策の展開、事業の着実な実施について方針を示したところであります。

また、平成27年度は、第5次矢吹町まちづくり総合計画（平成18年度～平成27年度）の計画期間の最終年度であることから、今年度を実施した住民アンケートの結果や基本計画の検証を踏まえ、新しいまちづくりの最上位計画となる、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定を行ってまいります。

人口が減少し、地域が縮小する中、まちづくりの方向性をどこに定めるのか、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、構想実現のために、の理念を再検証し、矢吹町の特性を生かし、新しい時代に合ったまちづくりの理念を再定義し、新生矢吹町という輝かしい未来へ向かって着実に歩いていく計画づくりを進めてまいります。

一方、国では、全国的に直面する人口減少の克服、地方創生という構造的な課題に取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、地方創生の総合戦略を示しました。総合戦略では、人口減少と地域経済縮小

の悪循環を克服するため、1つ目として、東京一極集中を是正すること、2つ目として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、3つ目として、地域の特性に即して地域課題を解決すること、この3点を基本的な視点とし、まち・ひと・しごとの創生及び好循環の確立による、活力ある日本社会の維持を目指す目標を掲げております。

本町においては、地方創生への取り組みとして、地方みずからが考え、責任を持った戦略を推進するため、新しい総合計画の関連計画として、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度に策定してまいります。地方が新しい時代に入中、依然として厳しい財政状況にはありますが、町民が安心し、安全である暮らしの実現、復興を形にし、将来への夢と希望に満ちあふれたまちづくりを目指すため、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、平成27年度はこれまで以上にまちづくりへの取り組みに全力で努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業について、ご説明申し上げます。

第5次まちづくり総合計画後期基本計画では、5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。

平成27年度は、復興を形にするための予算編成に取り組み、これまで以上に財政運営の健全化を図り、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画、予算、評価を機能的に活用した成果重視の事業選択、事業展開を図ってまいります。

平成27年度当初予算における7つの基本目標ごとの主な事業については、次のとおりとなっております。

「人」、すべての町民の一人ひとりが輝き、みんなが健康で元気なまちをつくりまします」の基本目標では、健康づくりの推進については、生活習慣病の予防のため運動の習慣化は重要であり、ヘルスステーション設置運営事業の拡充を図り、ウォーキング教室及び栄養講座等を実施し、参加しやすい環境を整え、体力年齢の向上やメタボリック・シンドローム対策等を行い、健康で元気なまちづくりを推進してまいります。

また、生活習慣病の予防、医療費の削減には、町民一人一人の健康意識の向上が重要であり、生活習慣病予防のため、特定保健指導及び重症化予防対策を強化し、特定健診の結果、再受診が必要な方の家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導の実施による未受診者対策に取り組んでまいります。予防接種については、従来の定期接種と風疹等の予防接種に加え、新たにロタウイルスの予防接種を追加し、感染症の疾病予防を実施してまいります。また、保健福祉施設の老朽化対策として、あゆり温泉の貯湯槽交換工事及び温水プールの更衣室、トイレの改修、シャワールーム新設工事等を行い、住民サービスの向上、施設の長寿命化対策を実施してまいります。

生涯学習については、地域の子供からお年寄りまでスポーツを通じた健康増進が図られる、総合型地域スポーツクラブの設立を進めてまいります。学びの場については、町民の多様化するニーズに応えるため町民講座等の充実を図り、いつでも・どこでも・誰でもをキーワードにした生涯学習事業を展開してまいります。

芸術文化の振興については、祭りの再興を目指し、真夏の夜の鼓動事業をさらに魅力あるイベントとするため、実行委員会との協議を深め、夏の一大祭りとして継続的な実施を目指してまいります。また、あゆり祭については、公演事業や企画展等の充実を図り、より多くの町民の皆様が楽しめる芸術性、文化性の高い各種事業の展開を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「支えあい」、豊かな環境の中で、みんなが支えあい助けあうまちをつくります」の基本目標では、再生可能エネルギーについては、自然環境、自然エネルギーへの関心が高まる中、再生可能エネルギーのまちづくりを進めるため、公共施設における太陽光発電の導入を検討するとともに、民間のメガソーラー発電事業に対し、税制面での優遇措置を図り、一般家庭の住宅用太陽光発電システムの設置についても継続して補助を実施してまいります。また、地域の環境美化及びごみ問題等に対する町民意識の高揚を図るため、全町クリーンアップ作戦を実施するとともに、不法投棄対策を強化し監視カメラの設置を行ってまいります。

循環型社会の構築については、遺魂し運動により、「人、もの、心と自然を大切にする」という基本理念を、町内に浸透させる取り組みを継続して展開するほか、資源のリサイクルについてはごみゼロ運動に取り組み、分担金の軽減やリサイクル団体に対する奨励金の交付を推進し、環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

公園管理事業については、大池公園の大賀ハスが減少したことから、東京農業大学と協力し、原因特定や再生への取り組みを行うほか、大池公園の護岸改修工事や案内板設置等を行い、矢吹町都市公園整備計画を策定し、みんなが集う公園づくりを進めてまいります。

老人福祉、健康課題への支援体制の推進については、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築を図ってまいります。

介護保険事業については、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間として策定を進めている、第6期介護保険事業計画に基づき、「高齢者一人ひとりが生き生きと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう社会」の基本理念の実現に向けて、安定財源のもと持続可能な事業展開を図ってまいります。

地域コミュニティの推進については、平成25年度に策定した、矢吹町自立まちづくりプランに基づき、行政事務の執行に当たり民間活力の導入を図る、いわゆる公共サービスの多元化を推進するほか、地域の主体的な活動として行政区活動支援事業や多面的機能支払交付金事業を推進し、住民同士の生きがいや地域の文化、歴史を含めた交流等の協働により、地域のコミュニティ力の底上げを図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「子ども」、地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」の基本目標では、子ども・子育て支援新制度については、子供たちと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としており、子ども・子育て支援関連の制度により新しい仕組みを構築し、質の高い保育の提供、保育の量的拡充等を図ってまいります。また、預かり保育の時間延長や児童クラブの拡充を図り、幼児期の教育・保育及び学童期の学校教育並びに地域の子ども・子育て支援を切れ目なく行い、子育て支援の充実を図ってまいります。

幼稚園・保育園業務運営事業については、保育園の待機児童対策に取り組むとともに、幼稚園・保育園に関する実施方針を踏まえ、幼児教育及び保育体制並びに施設整備計画の策定検討に取り組み、子ども・子育て支援制度に伴う施設型給付など新たな子育て政策への対応や、子供、子育て世代に対する行政機能の強化を図ってまいります。

保健福祉分野での子育て支援については、社会問題となっている児童虐待の早期発見・早期対応に努めるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置による問題行動等の原因究明と早期対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、関係機関と連携しながら、家庭相談体制の整備を図ってまいります。また、少子化・核家族化による生活環境の変化により生じる不安や孤独感を持つ親の支援として、ファミリー・サポートセンターや子育て支援センター事業の充実に取り組んでまいります。

学力向上対策事業については、幼児教育から中学校教育まで学力向上の対策及び教職員への指導、連携をこれまで以上に強化し、全体的に学ぶ力の底上げを図ってまいります。また、適切な学習教材の提供、習熟度別の小中学生の夏期講習会等を充実させ、学習意欲の向上に取り組んでまいります。

特色ある子ども教育推進事業については、各学校に対する交付金の有効活用を図るほか、小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズでの宿泊研修や、国際感覚を身につけるための中学生海外派遣事業の充実を図り、英語に親しむ機会の創出、英語学習の充実を推進してまいります。また、学校図書館システムの利活用の促進と司書の配置による読書活動を展開するため、町立図書館との連携を図り、平成26年度に選定した、矢吹子ども読書100選を活用し、本に親しむ環境づくりを行ってまいります。

矢吹小学校の大規模改修については、有利な補助金を活用し、学校施設の安心・安全の確保、機能向上及び良好な学習環境の整備を行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「仕事」、みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくります」の基本目標では、地域の中に働く場があることは極めて重要であり、産業基盤の再生に向けた取り組みとして、新たな雇用創出に向けて企業立地奨励金等の活用により企業誘致を強化してまいります。また、既存企業の事業継続、再開への支援、経営安定・事業拡大の支援を図り、農商工6次化産業を促す連携へ向けた取り組みを行ってまいります。

中心市街地の復興・街づくりについては、商工会との連携を図り、大正ロマンの館の改修事業を実施し、歴史的建造物を活用した地域の拠点づくりに取り組むとともに、やぶき復興まちづくりセンターや矢吹駅周辺等において各種イベントを開催するなど、中心市街地のにぎわいづくりを展開してまいります。なお、平成27年度は、福島県内全域においてデスティネーションキャンペーンが行われることから、本町では、リアル宝探しイベント、コードFの参加や地元観光資源のPR、屋内外運動場との連携や矢吹駅を中心とした案内板等の設置を図り、観光交流人口の拡大を目指してまいります。

本町の基幹産業である農業については、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる、新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進してまいります。また、農業を足腰の強い産業としていくため、競争力や大規模化、収益性向上を図る分野を産業政策として推進してまいります。農業農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための政策を地域政策として推進し、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業を取り巻く課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。

農業担い手育成総合支援事業については、地域農業支援員の体制を充実し、認定農業者への誘導や経営改善計画のフォローアップを行うとともに、風評被害対策として矢吹町産の農産物の積極的なPR、販売活動を展

開し、農家の所得向上策として経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化を図り、農業の構造改革を推進してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「くらし」、みんなが安心して、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります」の基本目標では、情報インフラの整備については、デジタル防災無線システムの構築、防災ラジオの導入による防災行政無線の難聴対策を行ってまいります。また、災害発生時に迅速かつ確かな支援として、備蓄倉庫の資機材の整備充実を図ってまいります。

非常備消防団等活動運営事業については、大規模な災害を想定した場合、常備消防が対応できる活動には限界があり、町消防団の役割は非常に大きく、災害時に備え定期的な防災訓練等による組織の強化、消防備品等の整備充実に取り組んでまいります。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備については、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）道路整備事業、神田西線道路整備事業、都市計画道路一本木29号線道路整備事業、新町西線道路整備事業、一本木32号線道路整備事業、大町16号線道路整備事業、舘沢田内線第2工区整備事業に取り組み、幹線道路の整備促進に努めてまいります。

その他の生活道路整備については、臨時地方道路整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として、長寿命化修繕計画に基づき老朽化した橋梁の修繕工事を行ってまいります。

都市再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため、奥州街道沿いに各種施設、歴史・文化資源が調和した景観計画、魅力的で快適に過ごすことができる都市空間の形成やにぎわいづくりについて、町民の皆様から意見をいただくワークショップを開催し、事業化へ向けた計画を策定してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「構想実現のために」、構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとしてまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します」の基本目標では、本町の中長期財政計画において重要な健全化判断比率の一つとして、実質公債費比率については、ピークであった平成18年度の25.1%から平成25年度は16.0%へと着実に改善し、財政指標の健全化に取り組んでおります。しかしながら、依然として財政を取り巻く環境は厳しいものと強く自覚しなければならないことから第5次行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、さらに効果的、効率的な行財政運営を目指す行財政改革に取り組んでまいります。これらを踏まえ、実質公債費比率は早期健全化基準である18%を上回らない持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に努めてまいります。

第6次まちづくり総合計画策定事業については、現行の第5次まちづくり総合計画が平成27年度で終期を迎えるため、平成27年度は新しいまちづくりの手引書として、また、地方創生の総合戦略を含めた町の最上位計画として、計画策定に取り組んでまいります。

公共施設マネジメント計画推進事業については、今後の大きな財政負担の課題となる公共施設等の改修整備について、長寿命化・コスト低減、地域コミュニティとの位置づけなど、将来的な施設の更新計画として、計画策定に取り組んでまいります。

定住自立圏構想推進事業については、中心市である白河市と8つの周辺市町村それぞれの魅力を活用し、連

携・協力を深めることにより、住民生活の機能向上、人口定住の促進を図ってまいります。

また、公共交通については、交通の利便性向上、交流人口の増加を目的に、東北自動車道矢吹インターチェンジ南側に高速バスの停留所となる、矢吹・泉崎バスストップを整備する事業に取り組んでまいります。

情報システムについては、社会保障・税番号制度として固有の番号を振ることにより情報連携が可能となる、いわゆるマイナンバー制度がスタートすることから、システム改修を行い、住民サービスの向上、情報サービスの高度化を推進してまいります。人口減少社会、地方創生等の動きを踏まえ、地方分権改革のさらなる推進を図るため、本町においては、町が担うべき事務事業を整理し、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、矢吹町の実態に合った特徴ある新しい行政経営に取り組んでまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「復興のために」、東日本大震災からの一日も早い震災以前以上の復興に取り組めます」の基本目標では、矢吹町復興計画では、来年度が復興期の2年目であることを踏まえ、復興におくれが生じないように、確実に推進するため、平成27年度は復興関連予算を重点的に配分いたしました。復興計画では、農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興・街づくり推進事業、防災体制の再構築を最重点課題と位置づけした取り組みを行ってまいりました。

除染対策事業については、矢吹町除染実施計画に基づき、平成26年度は、4区・五本松・2区井戸尻地区の除染に取り組み、放射線量の詳細調査を実施し、堰の上地区に仮置き場を整備いたしました。平成27年度は住宅除染の最終年度として、詳細調査を実施し、町内全域の除染の完了を目指してまいります。また、森林の除染として、ふくしま森林再生事業により、矢吹町西側の森林について、間伐、更新伐、下刈り等を行い放射性物質の低減と森林の環境整備を図ってまいります。

中心市街地の活性化については、中心市街地復興・街づくり推進事業を中心としたまちづくりの復興として、東京大学生産技術研究所や商工会等の民間団体との協議を重ね、中心市街地の再生・復興への取り組みを継続して行ってまいります。平成27年度は、災害公営住宅の供用開始及び屋内外運動場が運用開始となることから、中心市街地の復興が着実に進むものと考えております。また、復興交付金を活用した事業として、地域の防災拠点となる第一区自治会館の整備を行うほか、子供から高齢者まで集える複合施設等についても、震災以前以上の復興を目指した施設として、既存施設の集約化も含め、整備推進を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは次に、予算の概要について申し上げます。

国の平成27年度予算は、平成27年度予算編成の基本方針を決定し、歳出の重点化・効率化と財政の信認確保として、東日本大震災からの復興を加速化するとともに、経済の好循環のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取り組みとして、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保について、強力で推進する方針が示されております。

このことから、国の平成27年度予算は、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳

出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図ると示されております。

また、平成26年度地方財政計画では、一般財源総額に、地方創生に取り組むための経費が上乘せられている一方で、地方交付税が減少される見込みであること、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されること、また、歳出特別枠や交付税の別枠加算について経済再生にあわせ、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めることが明記されております。

このような状況から、社会保障、社会資本整備、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化等の問題に引き続き対応することが必要であり、地方を取り巻く厳しい財政状況は依然として続くことが推測されております。

それでは、本町の平成27年度の予算の概要を、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、上水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で134億7,841万7,000円、対前年度10億9,308万7,000円、7.5%減となりました。一般会計の予算規模は88億9,700万円で、前年度予算比13億5,300万円、13.2%の減となっております。

歳入の根幹である町民税個人分につきましては、消費税増税による変動減が見込まれるものの、給与の伸びが見込まれること、また、法人分については、企業の民間需要等の回復が見込まれることから増収を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比0.8%減の1,307億円減額されることから、減収が見込まれます。

国庫支出金につきましては、災害公営住宅整備事業に着手したことから復興交付金の減により減収を見込んでおります。

県支出金につきましては、除染対策事業が面的除染からスポット除染等に移行することから、減収が見込まれます。

また、繰入金につきましては、震災復興基金の活用や財政調整基金を前年度同様に取り崩す等の措置により、町の復旧から復興への実感を目指した予算編成の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が、1.4%増の21億8,164万2,000円、国庫支出金が、47.4%減の9億2,808万5,000円、県支出金が、56.3%減の11億8,089万1,000円、町債が、公営住宅建設事業債や防災拠点施設整備事業債等の増額により71.8%増の13億5,600万6,000円、地方交付税については、0.5%減の17億7,661万1,000円、財産収入が、土地売払い収入の増額により144.5%増の1,204万6,000円、繰入金が、61.1%増の8億3,562万6,000円、諸収入が、5.0%増の6,956万8,000円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の24ページ以降の表のとおりでありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長からも詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成27年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、第5次行財政改革大綱に基づき、さまざまな改革に取り組んでまいりました。しかし、国、地方とも行財政運営は大変厳しいものがあり、国の行政改革推進本部では、国・地方・民間の役割分担や業務の見直しなどに取り組んでいくとされ、無駄の撲滅、特別会計改革等、従来の行政改革にとどまらない新たな行革の方向性が議論されております。

本町においても、これまで財政再建に取り組むなど、行政改革についてはいち早く取り組んできたところであり、その結果、健全化等の目標達成と、それら成果の継続を続けながら行財政改革に取り組んできたところであります。しかしながら、東日本大震災の甚大な被害に対し、住民要望に寄り添った早急な復旧対応や、震災以前以上の活性化を目指すため、予算の手当てを行ってまいりましたが、今後はめり張りのついた対応が求められる時期に来ており、復興財源が十分に確保できない状況が見込まれる中では、徹底した行財政改革を進めることにより、効果が乏しい事業については大胆な見直しを図り、その財源を復興財源に充てたいと考えております。

このようなことから、平成27年度は、現在の第5次行財政改革大綱が最終年度となることを踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定にあわせ、第6次行財政改革大綱を策定し、財政の健全化、事務事業の見直し、民間委託の推進などを進めてまいります。

また、平成27年度は、矢吹町自立まちづくりプランにおいて整理された行政活動多元化項目について、担い手の専門的知識やノウハウのある地域や民間企業及びコミュニティ活動等の団体など、具体的な団体等の調査、育成、支援等により、多元化及び協働の領域をこれまで以上に拡大を図り、全庁的に推進してまいります。

次に、平成27年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成27年度の組織体制については、基本的に平成26年度同様の体制となりますが、新たな組織機構については、第6次矢吹町まちづくり総合計画がスタートする平成28年度に合わせ、大規模な組織機構改革の実施を図ってまいります。

組織機構改革については、次の3つの視点により検討を図ってまいります。1つには、総合計画の実現に向け効果的な組織、2つ目には、各種政策、施策、事務事業が効率的に行える組織、3つ目には、町民にとって便利でわかりやすい組織であります。厳しい財政状況にあっても、社会環境の変化に迅速に対応した、効果的・効率的な組織作りを目指してまいります。

終わりになりますが、平成27年度は、まちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく所存であります。矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます次第でございます。

平成27年度当初予算案につきましては、何とぞ、原案のとおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（専決第1号 屋内外運動場整備工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決第1号 屋内外運動場整備工事請負契約の一部変更について、本件は、平成26年7月22日、町議会の議決を受け、契約締結いたしました屋内外運動場整備工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、屋内運動場の夏季及び冬季における利用者の健康管理に配慮し、適切な温度管理が図られ、より効率性の高い空調設備に変更するための増額及び屋内運動場の天井梁材について、木造建築の特色を最大限に生かす意匠的配慮により、壁材で包み込む工種から、より木材及び木質を見せる工種に変更するための減額を行ったものであります。

なお、工事請負額については、5億1,732万円を91万8,000円増額し、5億1,823万8,000円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年2月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第2号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより、議案第27号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第27号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてであります。本

案は、平成26年12月5日、町議会において議決を受けました、4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更における契約金額等を変更するものであります。仮置場管理工事について、平成27年3月完了を目途に8ヤードの整備を進めてまいりましたが、年度内に完了が見込める5ヤード分と、今後、線量調査の結果により発注を予定している3ヤード分を分離する発注を行うため、分離発注する3ヤード分の汚染土の管理工種について、金額を減額するものであります。

変更する主な内容としましては、汚染土のう工、遮蔽土のう工、遮水シート敷設工、保護マット工、覆土工を減額し、あわせて、その他現場精査に伴う各種数量の増減について変更するものであります。これら変更に伴い、1億9,526万8,320円のうち5,596万3,440円減額し、契約金額が1億3,930万4,880円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

加藤議員。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、議案第27号ですか、ただ今の説明で、分離発注ということで8分の5ヤードに対して1億3,900万円程度と、それで8分の3が残るわけですが、そちらに対しては5,500万円ではできかねないと思うのですが、総合的には幾らになるのか。結局8ヤード全部つくった場合は幾らになるかということですね。要は分離発注しているので、今回は、残りの3ヤード分を5,500万円で行けるのかという疑問が生じたので、その辺をお聞きしたいです。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、変更前の金額が1億9,500万円、今回3ヤード分を減額するというので、5,596万円。今回変更していただく金額1億3,900万円となっておりますので、3ヤード分については1億9,500万円というような考え方でありますが、ただ、これらもろもろ、さらに変更して3ヤード分を新たに設計し直すということになると、多少の金額の変動はあると思います。それらの内容等については、担当の課長の会田より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、変更契約におきまして、3ヤード分を減額変更する議案を上程いたしておりますけれども、この3ヤ

一ド分の変更は5,500万円でございますけれども、今後の考えといたしましては、矢吹地区、中畑地区、三神地区それぞれに放射線量が相当低減しております。そういうことで、除染につきましては、面的除染からホットスポット除染に移行してまいります。

そのようなことで、除染と管理工事、それぞれ除染によって発生をいたしました除去土壌の収納保管を管理工事というふうに呼んでおりますけれども、これらについて今後の発注におきましては、一体発注を考えてございます。ですから、現場から発生した除去土壌の積み込み、除染と仮置き場におきます積み込み、これらを合わせて発注を考えておきまして、この分離した3ヤード分のみを今後別途発注することは考えてございません。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより、議案第28号 中町第一災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第28号 中町第一災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてであります。本案は、東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を

整備するものであります。

工事内容につきましては、中町地内の旧円谷呉服店跡地1,504平方メートルに、木造2階建て1棟8戸、木造3階建て1棟6戸の合計2棟、計画戸数14戸の災害公営住宅を新設するとともに、駐車場整備などの外構工事を行うものであります。

入札につきましては、平成27年2月24日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社矢吹支店、伸和建設株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社の7者による指名競争入札の結果、議案書のとおり、3億1,644万円で、矢吹町大町192番地、高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第28号 中町第一災害公営住宅建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第3号～議案第26号、議案第29号～議案第43号）

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより、議案の上程を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例についてですが、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員から、同法の適用を受けなくなる特別職の常勤職員となるため、現行の条例を廃止するものであります。

なお、本条例の廃止に伴い、この後ご説明申し上げます、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第19号 矢吹町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例により、法律の改正に対応した条例を上程いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第4号 矢吹町行政手続条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の語句を変更する条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、行政指導をする際に、その相手方に対し根拠等を示すこと、また相手方からの行政指導の中止等の求めに対し必要な措置を行うことなどであり、行政指導に関する手続等の条文を変更するものであります。

次に、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給与月額を引き上げ、高齢層職員の給与月額を引き下げ、さらに、寒冷地手当の支給見直し等を行う条例改正案であります。

昨年10月の福島県人事委員会では、特別調査の結果により官民給与の実情に適した世代間の給与配分になるよう、給与水準を平均1%引き下げる旨の勧告を行ったところであります。

また、寒冷地手当の支給地域の見直しでは、新たな気象データに基づく支給地域の変更があり、本町では対象外となることから、経過措置を設け段階的に引き下げる旨の勧告を行ったところであります。

福島県人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであります。

また、職員労働組合との協議においても、勧告内容を了承いただいたことから、福島県人事委員会の勧告を踏まえ、若年層職員の給料を引き上げし、高齢層職員の給料を引き下げるとともに、寒冷地手当を段階的に引き下げるものであります。

次に、議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、子ども・子育て関連三法の成立により、児童福祉法が改正されたことに伴う条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、放課後児童クラブの対象児童を、これまでの小学校1学年から3学年の低学年児童から小学校1学年から小学校6学年の全学年児童に、入所者を拡充するものであります。

また、同条例施行規則で定める小学校休業日における児童クラブの開館時間については、現行の午前7時40

分から午前7時30分に早めるとともに、終了時間を午後6時から午後6時30分に延長するものであります。

なお、終了時間の延長に当たり、その育成料の徴収基準についても本条例で定めるものであります。

次に、議案第7号 矢吹町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園保育料について、この後ご説明申し上げます。議案第21号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例により定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公立幼稚園の預かり保育の開始・終了時間の変更に伴い、預かり保育料を規定する本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、公立幼稚園の預かり保育開始時間を現行の午前7時40分から午前7時30分に早め、終了時間を午後6時から午後6時30分に延長するとともに、預かり保育を利用する場合の保育料の徴収について改正するものであります。

次に、議案第9号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の施行により、保育所の申し込み手続及び保育料の額等について、この後ご説明申し上げます。議案第21号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例により定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、介護保険制度の3年に一度の制度改正が平成27年度に実施されることに伴い、保険料率及び保険料額の改定を行う条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、介護保険法第129条の規定により、本町における平成27年度から平成29年度までの3年間について、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料を、同法施行令第38条各号に規定する保険料率に従い、被保険者の所得区分ごとに保険料を設定し、基準月額を3,931円から1,564円増額し、5,495円に改定するものであります。

また、軽減措置として、新たに第1段階に区分される被保険者の保険料を平成27年度及び平成28年度において、5%の軽減を図るために改正するものであります。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業等に関し、受け皿の整備や地域の特性を生かしたサービスの充実を図る取り組みが必要であり、その経過措置として準備期間を定めるものであります。

次に、議案第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、介護保険法施行規則の改正により、国が示す同基準が改定されたことに伴う条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、認定登録定員及び利用定員の改正と、その他、所要の語句を変更するものであります。なお、対象者は要介護認定者であり、グループホーム等の介護サービス基準について改正するものであります。

次に、議案第12号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例についてであります。本案は、介護保険法施行規則の改正により、国が示す同基準が改定されたことに伴う条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、認定登録定員及び利用定員の改正と、その他、所要の語句を変更するものであります。

なお、対象者は要支援認定者であり、グループホーム等の介護予防サービス基準について改正するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、復興推進計画による規制・手続の特例措置として、産業の活性化を目的に工場立地に係る緑地等規制が緩和されたことに伴い、現行の区域に東日本大震災復興特別区域法により指定された特区区域を追加し、適用区域の拡充を図るための条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、これまで本条例に基づき工場適地として企業誘致を促進する区域に立地する際の緑地面積割合を工場立地法に定められている20%から10%に、環境施設面積割合を同じく25%から15%に緩和する指定の対象区域を、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に、平成23年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法により指定された、特区区域においても適用し、さらなる企業進出及び設備投資を促すものであります。

次に、議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令別表に規定されている占用料の3年に一度の見直しに伴う改正であり、国及び県の単価に準じて定めている本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、電力柱が820円から270円減の550円、電話柱が480円から160円減の320円となるものであり、その他の占用物件につきましても国及び県の単価に準じて改正するものであります。

次に、議案第15号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため整備を進めております災害公営住宅について、用語の定義、設置について明文化するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、町内4カ所に建設をする災害公営住宅の名称及び位置を定めるとともに、老朽化のため全戸用途廃止した弥栄住宅を管理すべき町営住宅から削除するものであります。

次に、議案第16号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、下水道流入水質基準に関する下水道法施行令の改正に伴う条例改正案であります。

改正の主な内容としましては、特定事業場から排除される下水に係るカドミウム及びその化合物の排水基準の強化を図るため、基準値を0.1ミリグラムから0.03ミリグラムに改正するものであります。

次に、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、新たな特別職となることから、関係する、矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、矢吹

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の3条例について一括整理を図るための条例制定であります。

次に、議案第18号 矢吹町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。が、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法第11条第5項の規定に基づき新教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものであります。

制定の主な内容としましては、現教育長は、一般職の職員と同じ地方公務員法の職務専念義務を適用しておりますが、新教育長は、特別職となることから、同法の適用から外れるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める職務専念義務の規定を明文化する条例制定であります。

次に、議案第19号 矢吹町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例についてであります。が、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、新教育長の勤務時間及び勤務条件等を定めるものであります。

制定の主な内容としましては、現教育長は、教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員であります。が、法改正により、新教育長は、特別職の常勤職員となることから、具体的な勤務時間、その他勤務条件等の規定を明文化する条例制定であります。

次に、議案第20号 矢吹町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例についてであります。が、本案は、子ども・子育て支援新制度の実効性及び教育・保育給付の適正な運用と抑止力を図る担保として、過料を科す規定を定めるものであります。

制定の主な内容としましては、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなど、不誠実な対応を行う事業者等に対し、10万円以下の過料を科すことについて、必要な事項を規定する条例制定であります。

次に、議案第21号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例についてであります。が、本案は、子ども・子育て支援法の施行により、子ども・子育て支援新制度における町が徴収する利用者負担額の規定を定めるものであります。

制定の主な内容としましては、幼稚園、保育園、認定こども園等の新制度における利用者負担額について、これまでの料金体系の見直しを図り、必要な事項を規定する条例改正案であります。

次に、議案第22号 矢吹町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてであります。が、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、従来、国により一律に定められてきた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数が、町の条例に委任されたことから、必要な事項を規定する条例制定であります。

次に、議案第23号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてであります。が、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、従来、国により一律に定められてきた指定介護予防に関する人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援の基本取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意事項等に関する基準が、町の条例に委任されたことから、必要な事項を規定する条例制定であります。

次に、議案第24号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。が、本案は、第5次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想で、基本計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理

念は、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策や事務事業をオープンにして、開かれた役場の実現を目指すとともに、新たな事務事業は、その都度、追加、変更をし、財政状況を踏まえた上で、より計画性が高い基本計画としてまちづくりを進めるものであります。

基本計画には計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加、変更、廃止する場合は議会の議決案件とすることで、議会との政策形成を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが、基本計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であり、このような理由から、平成27年度事業実施計画の策定に当たって基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。本案は、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場について、平成21年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による施設の管理・運営を行ってきたところであります。

今回、平成27年3月末をもって、これら施設の指定管理期間が満了することから、平成27年度からの各施設の指定管理者の指定について提案をするものであります。

指定管理者の選定につきましては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年12月に公募を行い、1団体の応募があり、平成27年1月16日公開による選定委員会が開催されました。企画提案と面接審査を実施した結果、高い評価を受けて候補者が選定された旨を報告いただきました。

町といたしましては、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等の詳細についての協議を進めてきたところであります。今回、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者候補者との協定に向けた条件等の協議が調いでしたので、議案書のとおり、福島県西白河郡矢吹町中町191番地まちづくり団体、豊夢基地（ホームベース）を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第26号 しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結についてであります。本案は、白河市を中心市として、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の9市町村による、しらかわ地域における定住自立圏の形成に当たり、本町と白河市が締結する、しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定書について、地方自治法第96条第2項の規定に基づく、矢吹町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3億519万8,000円を減額し、総額を120億3,469万6,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,148万6,000円、地方消費税交付金3,737万5,000円、繰入金12億2,281万円をそれぞれ増額し、国庫支出金5,290万4,000円、県支出金14億5,653万8,000円、町債7,030万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金基金積立金等により10億6,488万円、商工費が地方創

生に係るプレミアム商品券業務委託料等により4,612万6,000円、土木費が災害公営住宅整備事業等により7,019万7,000円をそれぞれ増額し、民生費が子育て世帯臨時特例給付金等により2,591万3,000円、衛生費が除染対策委託料等により14億3,110万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正内容につきましては、放射線対策事業等の25事業について、年度内完了が困難なことから総額8億4,216万7,000円を追加し、また、災害公営住宅整備事業については、増額変更するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、地方道路等整備事業債140万円、防災拠点施設整備事業債9,320万円をそれぞれ減額し、公営住宅建設事業債2,430万円を増額するものであります。

次に、議案第30号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ778万6,000円を追加し、総額を22億5,032万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税247万8,000円、使用料及び手数料10万円、療養給付費交付金2,259万6,000円、諸収入253万6,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金552万8,000円、県支出金219万8,000円、共同事業交付金55万1,000円、繰入金1,164万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費5万7,000円、保険給付費1,096万7,000円、諸支出金13万4,000円をそれぞれ増額し、共同事業拠出金227万5,000円、保健事業費109万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第31号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,342万6,000円を減額し、総額を6億891万6,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入2,355万5,000円を増額し、繰入金2,923万2,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費748万5,000円、事業費559万円、公債費35万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道施設整備事業の年度内完了が困難なことから2,024万円を設定するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、公共下水道施設整備事業費の増額により公共下水道事業債70万円を増額するものであります。

次に、議案第32号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ333万3,000円を減額し、総額を2億363万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、分担金43万円、使用料及び手数料114万1,000円、繰入金176万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費298万2,000円、公債費35万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第33号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ966万4,000円を減額し、総額を12億5,742万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料730万円、繰入金54万6,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金370万4,000円、支払基金

交付金1,210万9,000円、県支出金169万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費4万6,000円を増額し、保険給付費971万円を減額するものであります。

次に、議案第34号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ23万円を減額し、総額を1億5,049万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金23万円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金23万円を減額するものであります。

次に、議案第35号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に246万8,000円を増額し、収入予算総額を4億3,131万5,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益131万9,000円、雑収益114万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に1,181万6,000円を増額し、収入予算総額を4,373万3,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、既定の額から2,940万円を減額し、支出予算総額を2億1,449万7,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金1,181万6,000円を増額し、支出の内容は、建設改良費2,940万円を減額するものであります。

次に、議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億9,700万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して13.2%の減となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第37号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,188万3,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して14%の増額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億9,208万2,000円、国庫支出金5億2,417万6,000円、療養給付費交付金3,727万7,000円、前期高齢者交付金3億6,618万9,000円、県支出金9,524万円、共同事業交付金5億6,805万6,000円、繰入金2億9,706万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費13億866万6,000円、後期高齢者支援金等2億7,354万5,000円、介護納付金1億1,656万円、共同事業拠出金5億8,420万4,000円となっており、これらで歳出総額の約95%を占めております。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第38号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,832万2,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して1.6%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億1,458万9,000円、繰入金2億4,484万5,000円、町債1億4,560万

円となっております。

歳出の主な内容は、総務費 1 億2,317万2,000円、事業費 1 億3,533万9,000円、公債費 2 億9,971万1,000円となっております。

次に、議案第39号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成26年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

次に、議案第40号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億9,771万9,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して2.8%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,750万8,000円、繰入金 1 億2,371万円、町債4,590万円となっております。

歳出の内容は、維持管理費4,723万2,000円、公債費 1 億5,048万7,000円となっております。

次に、議案第41号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,566万1,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して1.3%の減額となっております。

歳入の主な内容は、保険料 2 億6,886万円、国庫支出金 2 億8,156万2,000円、支払基金交付金 3 億5,228万1,000円、県支出金 1 億8,085万4,000円、繰入金 2 億668万6,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,612万8,000円、保険給付費12億1,142万円、地域支援事業費3,741万円となっております。

次に、議案第42号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億4,726万4,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成26年度当初予算と比較して0.04%の減額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 1 億340万円、繰入金4,343万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費488万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億4,197万3,000円、諸支出金40万1,000円となっております。

次に、議案第43号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。本案は、収益的収入につきましては、総額 4 億1,314万8,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が 3 億7,279万円、他会計負担金を主とする営業外収益4,035万6,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額 4 億5,415万9,000円を計上し、主な内容は、受水費 1 億7,023万円、減価償却費 1 億4,450万3,000円、企業債利息3,344万9,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、出資金3,293万4,000円など、合計3,293万6,000円に対し、支出総額は 2 億4,658万円となり、差し引き不足額 2 億1,364万4,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費6,840万円、企業債償還金1億6,358万円を予定しております。

なお、上水道の収支予算は、厳しい経営状況であります。今後とも経費の節減を図りながら、水道事業の使命である、安全で、おいしい水の安定供給に努めてまいります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は、長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（午後 零時29分）

平成 2 7 年 3 月 9 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成27年第386回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月9日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君

上下水道課長	小 針 良 光 君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小 峰 光 君
会計管理者 兼出納室長	井 戸 沼 寿 量 君	生涯学習課長 兼中央公民館 館 長	梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水 戸 邦 夫	主任主査 兼 次 長	角 田 哲 也
--------	---------	---------------	---------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎発言の取り消し

○議長（諸根重男君） 会議に先立ち、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

一般質問の前に、訂正の発言をさせていただきたいと思います。

訂正内容につきましては、第386回吹町議会定例会第1日目に説明申し上げました施政方針におきまして、お手元に配付させていただきました資料に誤りがありましたので、修正をお願いいたします。

修正内容につきましては、資料14ページの下から7行目になります。

「平成26年度地方財政計画」とありますが、正しくは「平成27年度」でありますので、おわび申し上げ訂正させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数の制限について確認させていただきます。

時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。また、質問、答弁の制限時間3分前には、それぞれ予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

なお、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますのでご承知ください。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、11番、角田秀明君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

その前に、4度目の3月11日が来ますが、震災で犠牲になられた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目、野崎町政3期目、12年の集大成について町長に質問したいと思います。

私は、聞くところによりますと、小学校のころ将来の夢はというと、矢吹町の町長というような答えが出てきたという。普通の子供はプロ野球の選手とかサッカーの選手、そしてお医者さんとかケーキ屋さんとかというように、子供たちがそういった夢が出ているわけでありますけれども、この野崎少年は、将来は町長になって矢吹町をよくするんだというような夢を持っていたというようなことで、まさにその夢が48歳の若さで町の町長に、実際に夢を実現したわけでありますけれども、私から申すこともありませんが、当選してからはいろいろと実行したり実証したりしているところであります。

また、平成18年には国の財政公債費比率、県内ワースト3という、よくないワースト3ということで、町が大変厳しい状況の中、この逆境にも負けず中学校の改築工事や、そのさなか、また1000年に一度というような大変、経験したことのないような震災に遭われ、町民のためにも国はもとより県、そして国会議員にと奮闘してきたわけであります。

しかし、町長は12年前に立候補するとき町民の皆さんに公約したことや、自分で町長になったとき、町民のためにどんなことをやってみたいかなどを考えたと思いますが、どのくらい実現したかを伺いたいと思います。

私たち議員も、歩く町の広報紙として、町民の方々と町のことをいろいろと話しますが、1期目に公約をした道の駅構想について問われることもあります。町長の公約として、我々議員もいろいろな角度で道の駅を調査したことなどを思い出されるわけであります。町長自身もいろいろと思いはあるのでしょうか。町長の思いはどのくらい実現したのでしょうか。町長の思いを伺いたいと思います。

また、任期満了まで残すところあと10カ月となりましたが、27年度の当初予算に思いを託す事業はあるのか、先ほどから申し上げているように、私たちは広報紙の代弁者として、来年度からの介護保険の料金の値上げについて町民の皆さんとお話をしますが、月1,500円の値上げは年1万8,000円と、年寄りの方々は大変困るねと言われます。特に、年金から差し引かれ支給されるため、大変さを実感しております。そして周りを見ても、いざ介護を必要としたときは施設がいっぱいでなかなか入れないし、民間の方々の施設は高く、国民年金の方々はなかなか入所できないなど、不満が出ているわけであります。

国民年金の場合、年金額も少なく、老夫婦が元気であるうちは何とか生活していける。しかし、夫婦どちらかが欠けてしまうと、1人だけの年金では生活費にも事欠くとのことであります。私も間もなく65歳、人ごととは思われないのが実情であります。

このように、町民の皆さんがいざ介護のお世話になろうとなったときのために、町民の負託に応えるような町の施設の考えはあるのかも伺いたいと思います。今現在では、施設に入りたくてもなかなか入れない実情で、私たちは40歳から介護保険税の制度化によって今まで積んできたところでありますが、いざ施設に入りたいよ

うなときには入れないというようなことが多い、そんな声が町長にも届いているかと思います。3期12年の最後の年に、集大成に汚点を残すことなく引き続き町民に支持されるよう、施設の計画などがあるのかも伺いたいと思います。

次に、震災から4年、矢吹町の復旧・復興の進捗状況について伺いをいたしたいと思います。

まず初めに、除染対策の進捗状況について伺いをいたします。

町も全地域の線量をはかり、0.23マイクロシーベルト以上のところは全町除染対策をとるとのことで、仮置き場の件も我々には滝八幡地域の県の土地や、県道沿いの古宿地内の田んぼなどのいろいろな話が聞こえてきましたが、最終的には井戸尻地区の仮置き場に落ち着いたようではありますが、仮置き場は井戸尻だけで賄えるのか、また別なところも考えているのかも伺いたいと思います。

次に、ふくしま森林再生事業について、伺いをいたします。

私の地域は事業の説明会が終わり、森林組合の方が山林の除染の同意を取りつけているところではありますが、森林組合だけでできるのか、面積が大きく心配するところでもあります。山林の面積は膨大であるし、他町村でも森林組合の業者によって除染を行うと聞いておりますが、果たして矢吹町もこの1社だけで賄えるかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、復興住宅や一区自治会館、まちなか広場への進捗状況について伺いをいたします。

前回、私の一般質問でも質問いたしました。旧奥州街道のにぎわいを取り戻す努力を感じますが、中町第一災害住宅の建築を予定どおり行うことになり、次に第二、第三の災害住宅が28年までにはできる。48世帯が集中してでき上がり、自治会館も多目的利用や避難場所的な建物を計画しているでしょうけれども、町当局が地域の方々に説明を始めたそうですが、道路拡張などを考えたとき、文具店さんに移転していただき、自治会館の建設を考えられないのかも伺いたいと思います。また、災害住宅が1区中町に集中することにより2区の道路沿いが寂しくなり、防犯灯もなくとても暗い道路となっているのは町もわかっていると思いますが、計画はあるのかも伺いたいと思います。

次に、二つ池の問題について伺います。

先日、まちづくり懇談会でも話が出ていました。この池は、池の土手に柳の木などが大変大きくなり、産業振興課によって伐採などをお願いした経緯があります。本来は、池下の方々の管理域であります。現在は羽鳥用水の落ち水が流れているとき以外は、池に余り水がたまらない状況であり、また、火災の場合の水利としては、近くに消火栓が整備されているため、あれほど大きくなくてもよいのではないかと思います。整備し、公園ができれば環境もよくなり、あってはならないことではあります。災害の場合に避難場所的や遊園地などにもなり、地域の方々も安心されるのではないかと思います。町長の考えを伺います。

次に、米価の下落に対して県・町の対策はについて質問をいたします。

昨年秋には、農家の方々が悲鳴を上げるほど米の値段が下がり、耕作意欲がなくなってしまうほどの価格下落であります。TPPが決まればますます米価が下がり、田んぼも畑も遊休農地になってしまうのは目に見えているところであります。このような農業情勢の中、農家の皆さんがどのような経営をすればよいのか、町として何か対策はあるのかも伺いたいと思います。

最後になりますが、子育て支援事業に関することについて教育長に伺いたいと思います。

国も、子は国の宝なりとして、いろいろな子育て支援を行っておりますが、子育て事業と名のつく事業はどのくらいあるのか、また、今月27日にオープンをする屋内外運動場の管理については、議員が口出しする問題ではないと思いますが、過日、中学校のけがの問題があるように、幼児のけがの心配がされるところでありますが、教育委員会としてはどのような対応を考えているか、お聞きいたします。

1回目の質問を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは11番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、3期12年の集大成についてのおただしであります。平成15年12月、私はさまざまな公約を掲げ町長選挙に出馬させていただき、多くの町民の皆様からご支援をいただき町政を執行させていただくことになりました。その後、平成19年の2期目、そして平成23年の3期目の選挙におきましても、再度町民の皆様からの負託をいただき、任期満了まで10カ月を残しますが、3期12年間、議員の皆様並びに職員の理解を得ながら、まちづくりの先頭に立たせていただきました。

この12年間を振り返りますと、さまざまな困難がありました。平成20年の米国の金融危機、いわゆるリーマンショックに端を発する世界経済の混乱は日本へも波及し、都市と地方の経済格差の拡大や、さらなる雇用情勢の悪化等による国内経済の減速は、地方の自治体経営にも多大な悪影響を与えました。その余波は本町においても例に漏れず大きな影響を受け、企業業績の不振や雇用情勢の悪化等により税収が著しく減少し、非常に厳しい財政運営を強いられてきました。

このような状況の中、本町では平成19年度から取り組んできた財政再建3カ年計画に基づき財政の立て直しに邁進した結果、当初の効果目標額とした7億5,000万円を大幅に超える8億円の効果額を達成することができました。この財政再建3カ年計画の達成により、当時、町が抱えていた大きな行政課題を解決することが可能となりました。その代表的なものが矢吹中学校の耐震改築であります。平成9年度より、その耐震性の低さについて専門家から指摘がありましたが、財政面から着手が困難であり、長年の懸案となっております。

しかし、当該計画の達成見込みが確実となり、さらには国が当時打ち出した経済危機対策であるスクールニューディール構想を活用し、議員の皆様を初め、多くの町民の絶大なるご理解とご協力をいただきながら、平成21年に念願の着手を果たすことが可能となりました。校舎及び体育館が平成23年3月に完成し、3月11日のこけら落としとなる卒業式を無事開催することができましたが、同日午後には東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。震度6弱にも及ぶ大地震に遭遇したにもかかわらず、構造的にはもちろん、設備も含めた建物の損傷等は皆無であり、当時の旧校舎は大きな被害を受けたものの、改めて新校舎、体育館の安全性と耐震性の高さが確認できました。

発災直後から、完成していた体育館は町の中心的な避難所として有効に活用され、その安全性と施設規模、保有設備等により、多くの避難者を受け入れることができました。今後も大規模災害時における最も安全な大規模収容施設として機能することを、改めて確認できました。

そのほか、各小学校や保育園、幼稚園につきましても、平成22年度に実施した耐震補強工事により、施設の

安全性、耐震性を著しく損なうような重大な損傷を受けることなく、かつ児童や園児の生命に危険を及ぼすような重大な被災は免れることができました。しかしながら、本町の東日本大震災による被害は、道路、上下水道、農業施設などの公共施設が約1,000カ所、被害額約50億円、商工業関係が約300カ所、被害額約25億円、住家の損壊が3,600棟を超えるなど甚大であり、インフラの復旧、被災者生活の再建というハード、ソフト両面での復旧と、あわせて発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題と、本町が直面した課題は余りにも大き過ぎると言わざるを得ませんでした。

このように、さまざまな困難がありました。まちづくりの実用書である町の最上位計画、第5次矢吹町まちづくり総合計画の実現が町民の最大の利益であるとの認識のもと、各種事業を計画的に推進してきたところでもあります。このことは、本計画が多くの町民の皆様からの提言、提案をもとに計画として取りまとめられたものであり、私が公約として掲げた町民主役の町政がまさしくこの計画の実現であると考えているからであります。

また、公約として掲げた復旧・復興では、震災前の水準に戻すだけの単なる復旧にとどまることなく、震災を契機に生活基盤、産業や経済など、その強み、弱みを見きわめ、震災以前以上のまちづくりを目指す復興に向けた取り組みが重要であると考え、平成24年3月に矢吹町復興計画を策定し、総合計画を補完する計画として新たなまちづくりに向け、確実な事業の推進に努めております。

議員おただしの、公約の実現状況につきましては、これまで3期12年の中において、私自身、確固たる信念に基づく公約、それは先ほど申し上げた町民主役の町政であり、地方自治の本質である住民自治であります。その実現に当たっては、町民に寄り添い、町民との対話を忘れることなく町政を進めることが重要であることから、この12年間ひとときたりとも忘れることなく、その効果的な手法を追い続けてきたところであります。

また、やり残したこと、将来的に実現したいことにつきましては、厳しい財政状況や震災からの復旧・復興という大きな課題を抱える中で優先度等を含め、事業の取捨選択を余儀なくされたことも事実であり、その中には公約として掲げた事業も含まれております。しかし、大変厳しい財政状況の中で、町の明るい未来に向け、町のために何をすべきか、何がベストなのか、その都度、最善な選択をし、各種施策を実施してきたと自負しております。

特に、1期目の公約として掲げました道の駅につきましては地産地消、情報発信、地域連携等の地域活性化の拠点として整備が必要であると考えており、本年度より具体的な検討を進めているところであります。また、特別養護老人ホームにつきましても、高齢化社会の進展の中で今後ますます需要が増すことが見込まれることから、現在策定中の第6期介護保険事業計画の中で、その整備の具体的な計画を盛り込む予定であります。

いずれにしても、公約の実現の判断するのは私自身であるかもしれませんが、町民の皆様でもありません。私が実現できたと評価をし、町民の皆様も同じ評価をしていただくことが、公約の実現であると考えております。そのためにも本年は、これまでの公約を形としてあらわし、町民の皆様と一体となりながら、新生矢吹町の実現に向け邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災からの復旧・復興の進捗状況についてのおただしであります。東日本大震災から間もなく4年が経過いたします。今もなお避難生活を強いられている皆様へ、改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、町では平成24年3月に策定いたしました矢吹町復興計画に基づき、震災からの復旧・復興を最優先に、

各種事業に全力で取り組んでまいりました。復興計画では、平成23年度から平成25年度の3年間を復旧期と位置づけ、道路を初め上下水道施設、農地農業施設等の復旧作業に当たり、件数にして約1,000件、30億円を超える災害復旧工事を行ってまいりました。復旧作業については、農地等の一部で今年度も作業が発生したものの、議員の皆様を初め、町民の皆様の深いご理解とご協力のもと、平成25年度末でおおむね完了することができました。改めて、多くの皆様に心より感謝申し上げます。

そして、今年度は4年間の復興期の初年度となることから、震災以前以上のまちづくりを目指す復興へ向け、本格的にかじを切り、一歩ずつではありますが、それらが目に見える形としてあらわれ始めようとしております。特に、復興計画の最重点課題として掲げる農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興まちづくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組み、防災体制の再構築の5つの項目については、確実な事業の実施に向け、関係機関・団体と連携を密にしながら、事業の推進に努めてまいりました。

中でも、除染計画に基づく町内全域の除染では、除染なくして復興なしと掲げ、町内全域の除染が本町復興の前提となることから、平成21年度末の完了を目指し、進めているところであります。住宅等の除染の進捗状況につきましては、柿の内地区、田内地区の除染が平成25年度で完了し、現在4区五本松、2区井戸尻地区の住宅除染等を実施しており、今年度末をもって完了する予定であります。

また、除染の仮置き場につきましては、柿の内地区、田内地区の仮置き場が既に整備されており、現在3カ所目となります堰の上仮置き場の整備を行っているところであります。当初の計画では、4カ所目の仮置き場として2区行政区内に、今後実施する除染の除去土壌等を保管する仮置き場の設置を予定しておりましたが、4区五本松、2区井戸尻地区住宅除染等の進捗に伴い、放射線量の大幅な低減が見られたことから除染箇所が減り、除去土壌等の搬入見込み数量が減少し、堰の上仮置き場に大きな余裕面積が生じる見込みであります。これらを含め、今後矢吹町内の除染で発生する除去土壌等の保管場所として堰の上仮置き場を使用し、大和久行政区と協議を行い、了承を得たところであります。

このように、矢吹町全体の除染に伴う除去土壌等の仮置き場が確保されましたので、今後、町内全域の除染をより一層加速させ、目標とする平成27年度末の完了を目指し、鋭意取り組んでまいります。

また、放射性物質の低減・拡散防止を図る上でも重要となる森林整備については、ふくしま森林再生事業により他の市町村に先駆け事業を開始し、平成25年度は袖ヶ館跡、三十三観音史跡公園、中畑地区内、三神地区内の町内4カ所をモデル地区として、森林8.91ヘクタールの間伐、更新伐等の整備を行いました。平成26年度以降の整備につきましては、矢吹町除染実施計画に基づく、町内を7つに地区割りした優先順位を決定しており、今年度については第1地区の田内、柿の内地区の森林整備を実施しているところであります。

しかし、森林整備事業については経験のある業者が少なく、人員の確保が困難であることから、年度内の事業完了が難しく、平成27年度に繰り越しをして事業を実施せざるを得ない状況にあります。このような状況は本町だけではなく、他市町村も同様の課題を抱えていることから、国有林を管轄している福島森林管理署を初め、県南農林事務所、管内市町村、さらには民間の林業事業者が一体となり、労働力の確保に向けた協議を進めているところであります。現時点で有効な解決策を見出すまでには至っておりませんが、今後も計画的な事業の推進に向け、森林組合、民間林業事業者はもとより、町内の造園事業者の活用や矢吹町建設協力会と

の協議を深め、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地復興まちづくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組みでは、町民の皆様を初め、各種団体等からのご意見や、東京大学生産技術研究所等の専門的な知見からのアドバイスをいただきながら、各種施策を展開しております。現在、災害公営住宅の整備、第一区自治会館の整備、大正ロマンの館の利活用、複合施設の整備、復興道路の整備、景観の統一について、事業の実施や検討を深めているところであります。

特に、冒頭でも申し上げましたが、現在も仮設住宅等での避難生活を強いられている皆様の安心できる生活環境の確保が急務であり、災害公営住宅の整備に鋭意取り組んでおります。本事業は、町内全体で52戸の建設を予定しており、現在、中畑公民館駐車場に隣接する町有地に4戸、円谷呉服店跡地に14戸、計18戸の建築工事及び造成工事に着手したところであります。また、商工会館跡地の23戸につきましては、3月より造成工事に着手し、来年度早々の発注に向け実施設計を行っており、中町地内の山口靴店跡地の11戸につきましては、現地測量、土質調査等を実施し、現在、基本設計・実施設計を進めているところであります。

なお、平成27年度内に、災害公営住宅4カ所全ての完成を目指しており、それぞれの入居開始を予定する時期につきましては、中畑地区が本年6月以降、円谷呉服店跡地が10月以降、残りの2地区については平成28年4月以降の入居を目標に事業を推進しております。

また、復興道路の整備につきましては、議員ご指摘のみつわ文具店周辺は、道路整備とあわせ景観計画策定も見据えた景観誘導地区として位置づけし、事業の実施に向け検討しております。当該周辺は、旧奥州街道と町の中心部を東西につなぐ旧石川街道が交わる交差点となっており、有事の際には重要な輸送路、避難路となることから復興道路と位置づけ、平成24年度に行いました復興道路町民説明会において、道路拡幅について説明させていただいたところであります。

両路線の財源につきましては、当初、復興交付金による事業の実施を予定しておりましたが、復興庁から交付金に該当させることは困難であるとの指摘を受けたことから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源とした補助事業の採択に向けた要望を行っております。旧石川街道におきましては、本年から調査測量に着手し、みつわ文具店付近につきましても道路計画に合わせて、右折レーンの設置も含めた交差点改修の検討が必要であると考えております。また並行し、更地となっております沿道の土地について、土地開発公社の協力を得ながら、道路用地確保のための用地選考、取得に取り組んでおり、事業が採択された際に、すぐに着手できる体制を整えております。

これら道路計画は、用地取得、用地補償など、周辺にお住まい、または土地を所有されている方々の協力が大変重要であることから、町といたしましても復興に向けた最重要道路として、関係者の皆様と協議を深め、早期着手、早期完了に向け努力してまいります。

なお、おただしの街路灯の設置につきましては、行政区からの要望や防犯上必要であると判断される箇所について、街路灯設置基準により計画的に整備を行っております。設置基準では、原則約100メートルに1カ所以上としておりますが、道路の形状や樹木、建物等で十分な照明が確保されない箇所については、追加で街路灯を設置している場合もあります。議員ご指摘の旧奥州街道の街路灯設置につきましては、2区行政区からも要望をいただいております。富士屋産業前から会田病院前付近までの区間においては、照明が十分でない区間において追加の街路灯を設置いたしました。また、JA東西しらかわ矢吹支店跡地前につきましても、現地を確認

し、2月末に業者に発注し、3月6日に設置が完了したところであります。今後も、安心・安全な通行を確保するため、定期的な点検と行政区からの要望も踏まえ、街路灯の適切な整備、維持管理に努めてまいります。

次に、防災体制の再構築では、震災の教訓をもとに、文化センター駐車場敷地内及び矢吹小学校校庭に、100トンの耐震性飲料水兼用貯水槽を設置いたしました。また、災害時の備えとして文化センター駐車場敷地内には、応急復旧資材を初め、毛布や非常食等を保管する備蓄倉庫を整備しており、年度内の完成を予定しております。このほか、長年の懸案事項でもありました防災行政無線の難聴対策としまして、280メガヘルツ単位の周波数を利用した防災無線システムを構築するため、800台の防災ラジオを申し込み希望者に無償で提供する事業を進めております。

さらには、災害時の避難場所については、小規模災害並びに大規模災害の初期対応のための避難所を1次避難所として各地区の集会所と35施設を指定し、1次避難所のみでは収容し切れない場合、または避難者を集約する必要がある場合には各小中学校の体育館等を2次避難所として開設することとしており、全51カ所の避難所に平成23年度及び平成24年度に避難場所表示看板を設置し、周知したところであります。

なお、ご指摘の大町地内の二つ池周辺の公園整備につきましては、2月19日のまちづくり懇談会においても、地域の要望として提案がありました。現時点では、新たに公園を整備する計画はございませんが、平成27年度に既存公園の維持管理、改修計画等、また、新たな都市公園の配置や防災的な機能を持たせる等の多面的利活用を含め、今後20年程度の総合的な整備計画となる矢吹町都市公園整備計画を策定する予定であります。計画の策定後には、社会資本整備総合交付金などによる財源確保に努めながら、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

これら防災施設については整備することが終わりではなく、いかに災害時に迅速かつ有効に活用できるかが重要であり、現在進めている地域防災計画の見直しの中でそれらの体制の構築や訓練等についても、十分に検討してまいりたいと考えております。

なお、これら復興関連事業につきましては詳細が決まり次第、随時、議員の皆様はもとより、町民の皆様へも広報紙やホームページ、まちづくり懇談会、さらには行政区懇談会等を通じてお知らせしてまいりたいと考えております。

このように、本町の復興に向けた取り組みは、徐々にではありますが目に見える形であらわれており、平成27年度は復興期の2年目となることから、復興を形にする年として結果を求めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、米価下落に対する町・県の対応についてのおたがしであります。平成26年産米の全国の作況指数は101であり、福島県中通りについて104と近年豊作基調となっており、また、米の消費量が減少していることから過剰在庫の状態が続いており、さらに福島県につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害の影響により平成26年産米の米価は大幅に下落し、稲作農家の生産意欲の低下、ひいては耕作放棄地の発生が懸念されることから、町では緊急対策として平成27年産米の水稲種子購入費の2分の1を助成することとして、12月議会定例会において米価下落対策種子購入補助金、1,300万円を補正予算に計上したところであります。

県につきましても、同様の趣旨から福島米生産意欲向上支援緊急対策事業として、水稲種子購入費の助成に

取り組み、対象となる品目を県の推奨品種としているものの、3分の1相当額の助成がされることとなりました。この結果、農家が購入する平成27年産の水稲種子購入費については、町・県を合わせて最大で6分の5、率にして約80%の助成が受けられることとなりました。

また、国におきましても、稲作農家の体質強化緊急対策事業として認定農業者や認定新規就農者等のために、平成27年産米において農薬の田植え同時処理の実施などの15項目の生産コスト低減の取り組みや、水稲直播栽培、農業機械の共同利用等の取り組みについて支援することとしております。本町においては、当該コスト低減の取り組み件数が66件、取り組み面積が316.7ヘクタールで、助成金額が666万円となっております。

大幅な米価下落に対して、国・県・町それぞれが緊急対策に取り組み水稲の再生産を推進することは、水田農業の持続的な発展に極めて重要な対策であると考えております。本町の今後の農業政策につきましては、これまでの農業従事者の高齢化の進展等に加え、大幅な米価下落により生産意欲が低下し、耕作放棄地の発生が懸念されるなど課題は山積している状況にあります。本町の農業につきましては、水田による稲作を中心としていることから、国の制度をうまく利用し、農業所得の向上を図らなければならないと考えております。

具体的には、経営所得安定対策の取り組み、特に水田活用の直接支払交付金につきましては、認定農業者や認定新規農業者等の制限がなく、販売農家であれば対象となることから加工用米や飼料用米、備蓄米等への転作の推進を図ってまいります。また、地域の作物振興の設計図である水田フル活用ビジョンにおける大豆やトマト、キュウリ等の野菜、ソバと振興作物への取り組みによる各種交付金の活用により、農家所得の向上を図ってまいります。さらに、今年度から施行された多面的機能支払制度では、これまで集落等で行ってきた道普請や草刈り等の集落環境の共同管理維持につきましても、組織化して活動することにより交付金が交付されますので、現在15の地域や組織が活動しておりますが、今後さらに加入する地域の拡大を図ってまいります。また、担い手の農地利用集約化を進め、農用地の資産価値が下落することのないよう、耕作放棄地解消対策でもある農地中間管理事業の利用促進を実施いたします。

なお、離農せず農業を継続することが最善ではありますが、やむなく農地を手放す農家の方への雇用確保対策につきましては、積極的な企業の新規誘致及び既存企業の発展につながるよう、円滑な企業活動の支援を実施することにより、農家の皆様、ひいては全町民に対する雇用の場の確保、拡大に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

11番、角田議員の質問にお答えいたします。

子育て支援事業についてのおただしであります。平成24年8月、子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援事業計画、これは平成27年度から31年度の計画であります。その策定のための審議を行う子ども・子育て会議の設置が定められております。本町の子ども・子育て会議では、子育てを行っている保護者の代表や、子育て支援を行う幼稚園・保育園関係者の代表と大学講師等により、昨年度、実施いたしました子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査の結果をもとに、子ども・子育て支援施策の実施に向けて、昨

年7月から5回にわたり会議を開催してまいりました。今月には、最後の会議となります6回目の会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画案を取りまとめることにしております。

次に、子育て事業についてのおたただしですが、子ども・子育て支援法第59条により、地域子育て支援事業は対象事業が13事業あります。そのうち、本町では平成27年度より一時預かり事業、延長保育事業と、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業の7事業について、補助事業を活用しながら、主に子育て支援室と保健福祉課が連携して取り組んでまいります。残りの、利用者支援事業を含む6事業については、人材の確保や実施体制等の準備が間に合わないため、今後順次、実施できるものから取り組む考えであります。

また、今月27日にオープンする矢吹町屋内外運動場につきましては、本町の子供たちの運動能力の向上や、子育て世帯の定住化を図るため、ゼロ歳から小学3年生を対象にJR矢吹駅東口に新たに整備するものであります。これまで地域の子育て拠点の一つとして、保健福祉センターで実施していた「にこにこひろば」の機能を、平成27年4月より屋内外運動場に移転し、事業を継続実施する予定となっております。

次に、屋内外運動場の安全対策についてのおただしでございますが、1つ目は、利用者に対しては子供に同伴する保護者によるお子さんの見守りの徹底をお願いすることにしております。2つ目は、遊具の環境整備として、各遊具の空気圧等の使用前・使用後の安全確認。3つ目は、子供同士の衝突を回避するため余裕あるスペースの確保など、常に運動中の安全点検などの徹底を図ってまいります。4つ目は、プレーリーダー、指導員でございますが、プレーリーダーによる子供の見守りや、遊びの補助などの安全指導であります。5つ目は、保護者と子供たちが駐車場や矢吹駅等から屋内外運動場に移動するまでの道路の安全対策にも努め、施設周辺における事故防止にも配慮してまいります。

さらに、運營業務の委託先である学校法人栄光学園は、保育・幼児教育の専門性、実績等も備えていますが、加えて遊具の特性や危険性の予測を習得するスタッフの事前研修を行うとともに、教育委員会と定期的な連絡協議を進めることにより、危険管理の点検等にも努めていただくことになっております。また、万が一の事故等に対応するため、施設として利用者の傷害保険への加入や事故発生に対する体制づくり等、安全対策には十分検討を深め、オープンに向けて万全の体制で準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） きょうから急に厳しくなりました、私の答弁が1回で終わりなんですけれども、ただ私の質問に対しては大変、理解があるような答弁をいただきましたので、再質問はしないようにしますが、ただ問題は、まちなか広場とかそういうのが27年度の当初予算で変えられるような考えでいるというようなことで、今、先ほども言ったように、町なかに集中して買い物やそういうものができないような状態になるのではないかというような、皆さんが心配しておりますので、年をとった人たちが買い物に出られないような状況を何とか打破するには、商工会の皆さんやそういう方と協力しながら、餓死しないような対応をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、前向きに道路の拡幅工事やいろいろな面で前向きに考えているということでもありますので、公園整備や避難場所の確保なども、これから検討していくというようなお答えをいただきましたので、ぜひ、うそをつかないで前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

再質問を終わります。答弁はないでしょうから、結構です。あるのかい。

○議長（諸根重男君） 15秒しかないんですけども、角田議員も納得はしているんですけども、15秒で。答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは11番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

私たちの答弁をご理解いただきまして、ありがとうございます。今、角田議員から話がありましたように、真摯に前向きに取り組んでいくことをお誓いし、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、11番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

（午前10時48分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午前10時58分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告2番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆様、おはようございます。

本日2番目の一般質問を、通告書に従ってさせていただきます。

前の同僚議員と重複する部分がありますが、その辺は私なりに質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目ですが、平成27年度の予算編成についてお伺いをいたします。

当町の平成27年度当初予算は、一般会計で前年度対比マイナス13.2%、金額ベースで約13億5,000万円の減となっております。大震災による福島県の集中復興期間が、平成27年度で一応終了いたしますが、当初予算編成に当たっての震災対応についてお伺いをいたします。質問は、以下3点でございます。

まず最初に、現在、町長は当町の復興状況に対し、どのように感じ、認識をしているのか。また、町の復興期間は平成26年度から平成29年度の4年間となっておりますが、どの部分に力を入れて復興策を進めていくのかをお伺いをいたします。

2番目に、除染の予算が対前年の3分の1と、大幅減額となっております。当町の除染対応は十分なのか、また、子供たちの甲状腺検査は十分に行われているのか、町長の考えをお伺いいたします。

3番目ですが、国の地域創生政策を新年度予算でどう反映して、復興へ結びつけていくのか。3月補正でこれは対応されておりますが、新年度に新たに対応する部分をお伺いしたいと思います。

特に、この1番目の質問の中で、福島県は集中復興最終年度、27年度が最終年度ということで、1兆9,000億円の大幅な予算を編成しております。これは、当初予算ベースで過去最高の予算でございます。こうした中で、当町の復興の対応策を具体的にお示ししていただきたいと思います。

2番目です。道の駅建設についてお伺いいたします。

道の駅建設は、野崎町長就任以来の公約の一つでございます。当町の交通の利便性を考えると、ぜひとも実現してほしいと願うものであります。町長の現在の考え方を伺いいたします。

質問は以下の3点です。

最初に、新年度予算には道の駅に関する予算が全く計上されておられません。実現に向けて取り組む考えをお示しいただきたいと思います。

2番目に、当町の主要幹線道の通行量は、国道4号線が1日約2万台、石川・矢吹線、通称石川街道が約7,000台、棚倉・矢吹町線、通称棚倉街道が1日約9,000台となっております。地域や地区ではなく、エリアとしての経済効果を町長はどのように考えておられるのか、また、今後どう捉えていくのかを、考え方を伺いしたいと思います。

3番目です。道の駅の建設実現に向けていくとすれば、今後どのような取り組み方をしていくのか、またどのような行動をしていくのか、具体的な指針を示していただきたいと思います。

3番目の質問です。

外国人を含めた当町の観光客招致について、お伺いをいたします。

最近、日本の明るい話題の一つに、外国人観光客が年々増加をしているということが挙げられております。円安効果や東京オリンピック決定等が追い風となっているようでありますが、日本の地方の観光地や温泉などが魅力となっているようでもあります。当町にも、震災以前には韓国人ゴルファーが大挙、来町していた実績がありますが、今後の町の観光客招致の施策についてお伺いをしたいと思います。

質問は以下の3点でございます。

以前、来町していた韓国人観光客を民間施設等と連携して再び呼び戻す方策は考えているのか、お伺いをしたいと思います。

2番目、当町の観光、史跡の中心である三十三観音と大池公園等は交通のアクセスが大変不便であり、国道4号線からの乗り入れが困難となっております。今後これを整備する考えがあるのか、町の考え方を伺いしたいと思います。

3番目、当町の大きな魅力の一つに、質のよいすべすべつるつる温泉がありますが、将来のあゆみ温泉の構想を含めた、当町の温泉によるまちおこしの施策をどう考えていくのか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

最初の質問は以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、当初予算編成に当たっての、本町の復興状況についてのおただしであります。平成27年度の予算構成につきましては、一般会計予算として88億9,700万円の予算額を計上させていただきました。これは、過去最大規模の予算額102億5,000万円でありました今年度と比較し13億5,300万円の減額、率にして13.2%の減であります。予算規模としては、昨年度の予算額93億4,300万円に次ぐ、過去3番目に高い規模であります。減額の主な要因につきましては、除染等原子力災害対策事業であります。今年度、22億7,895万7,000円を予算措置し進めてまいりました住宅除染、仮置き場造成工事、また、詳細調査等の実施により、今後着手する地域は空間放射線量の低減が進み、面的除染からスポット除染に移行することから、予算規模が6億1,390万6,000円に縮小されたことなどにより、13億5,300万円の減額となっております。

さて、昨年度は矢吹町復興計画の計画期間において復旧期の最終年度でありましたが、議員の皆様を初め町民の皆様の深いご理解とご協力のもと、復旧作業をおおむね完了することができました。また、今年度は復旧期から復興期へと移行した初年度として、震災以前以上のまちづくりを目指す復興へ向け、町民の皆様が復興を実感できる年となるよう、復興関連事業に力を注いでまいりました。一歩ずつではありますが、それらが目に見える形としてあらわれ始めようとしていると認識しております。

さらに、平成27年度は第5次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度であり、復興計画に基づく復興期の2年目の取り組みとして、復興におくれが生じないよう将来の発展に向けた基盤づくりを行うため、今年度に引き続き復興関連予算を重点的に配分しております。主な事業については施政方針で述べたとおりであります。事業を確実に推進し、復旧から復興への実感を目指した施策の展開を図るものであります。国は東日本大震災からの復興の基本方針において、平成23年度から平成32年度までの10年間を復興期間とし、さらに平成27年度までの5年間を集中復興期間と位置づけ、重点的に国が事業費を確保するものとしております。

福島県が策定した福島県復興計画においても、平成32年度までの10年間を計画期間とし、復興に向けた具体的な取り組みや主要な事業を位置づけております。平成27年度は、集中復興期間の最終年度となり、一つの節目を迎えることとなります。今後、町としましても国が示す復興施策の方向性を踏まえ、復興関連事業予算の財源確保を求めながら、早期の復興、発展を目指し、真の復興をなし遂げられるよう財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染予算についてのおただしであります。平成27年度当初予算に計上いたしました住宅等除染関係費用の主な内容としましては、これから実施するJR東北本線東側地域の矢吹地区並びに中畑・三神地区の住宅等除染及び堰の上仮置き場管理業務の事業費として2億3,650万円、その他中間貯蔵施設へのパイロット輸送や各種委託などを合わせて4億974万2,000円を計上しております。

平成27年度の住宅等除染は、敷地内の空間放射線量が、除染基準である地表から1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の値を有する約700世帯の実施を見込んでおり、除染方法も昨年度までの面的除染からスポット除染へと移行し、住宅等除染に要する費用は前年度比マイナス10億1,850万円と大きく縮減される見込みとなりました。また、放射線量の低減により、今後実施する除染等で発生する除去土壌等については、角田議員へも答弁させていただきましたとおり、堰の上仮置き場において対応することとしており、2区行政区内に予定しておりました仮置き場を設置しないことから、平成27年度仮置き場整備費は不要となり、前

年度比で5億600万円が減額となりました。

これらの要因により、平成27年度の住宅等除染関係予算は前年度比マイナス79.2%、15億5,750万7,000円の減と大きく減少しております。除染事業につきましては、平成27年度末までに全ての除染を完了させ、町民の皆様放射線からの不安の解消と、安心して生活できる環境を取り戻せるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供たちの甲状腺検査についてのおたただしですが、福島県では東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の拡散や避難等も踏まえ、県民の被曝線量の調査を行うとともに県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見・早期治療につなげ、もって将来にわたる県民の健康維持・増進を図ることを目標とし、県民健康管理調査を実施しており、その一つに甲状腺検査があります。

放射線による健康への影響については、現時点での放射線量等の状況から極めて少ないと思われませんが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんがあります。そのため、子供たちの健康を長期的に見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、震災当時18歳以下の全県民を対象に、甲状腺検査を実施しております。この検査は、1回目の先行調査を平成23年10月から平成26年3月までに実施し、2回目の本格検査を平成26年4月から平成28年3月までの2年間で対象者全員を検査するものであり、平成28年4月からは20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して甲状腺検査を行うこととしております。

本町においても、平成25年度に1回目の先行検査が終了し、対象者3,277名に対し2,555名が受診し、町受診率は78%、県全体での受診率は81%となっております。町受診者のうち17名が2次検査の対象となり、13名が検査を受診し、異常なしの結果となっております。また、未受診者4名については、現在も受診勧奨をさせていただいております。

今後のスケジュールとしましては、本町では平成27年に2回目の本格検査が行われる予定であります。そのほか平成25年7月1日からは、ひらた中央病院に併設されております震災復興支援放射線対策研究所において、希望者に対し、毎週月曜日の午前中に無料で甲状腺検査が受けられる体制となっております。今後も町民の皆様が安心して生活が送れるよう健康管理に万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方創生の政策についてのおたただしですが、地方創生につきましては、来年度各市町村において地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を定めることとなっており、平成26年度地方創生関係補正予算として、回復がおくれる地方の消費喚起として消費喚起・生活支援型交付金が、仕事と人の好循環づくりとして地方創生先行型交付金が創設されたところであります。

消費喚起・生活支援型交付金については、地域の消費の喚起など生活支援策として、矢吹町に対し2,944万9,000円の交付限度額の提示があり、また、地方創生先行型交付金については、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定時の支援として3,360万3,000円、合わせて6,305万2,000円の交付限度額の提示がありました。これらの交付金については、総合戦略策定や企業誘致の積極的なアプローチとしての企業への意向調査の実施、destinationキャンペーンにあわせた駅周辺の観光施設整備、プレミアム商品券の実施、多子世帯支援策などを予定しており、政策的には復興の実現を後押しする内容となっております。

今後、国の協議を受けて最終決定することになりますが、予算については3月補正予算に計上しているところ

ろであり、繰り越し事業として来年度に向けて、切れ目なく対策を講じることにより地域内の消費喚起、地域経済の活性化を促し、働く場の確保、観光振興、少子化対策について、万全の体制で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅建設構想についてのおただしであります。道の駅については私の就任当初の公約であり、矢吹町の地域的優位性、矢吹町のポテンシャルを考えれば、その経済効果、視野の広さ、情報発信力、農商工連携の波及など、地域活性化の起爆剤になるものであり、私の長年の念願でもあります。また、矢吹町が課題となっている農業の振興や地域のブランド化、風評被害の払拭に取り組むためにも、道の駅のような拠点は必要であり、今後の地方創生として人づくり、仕事づくり、まちづくりに取り組む上でも必要な事業であると認識しております。

しかしながら、最大の課題は財源の確保であり、候補地規模等によっては、国道沿いに建設する場合には国土交通省との協議が、県道沿いに建設する場合には福島県との協議が必要になりますので、来年度、候補地の選定を含め概算事業費等を算出するための基本計画、概略設計に入りたいと考えております。現在、概略設計の費用については有利な補助事業として、地方創生の交付金や新たに創設された福島特定原子力施設地域振興交付金等の活用を検討しておりますので、当初予算には計上しておりませんが、関係機関との調整が整い次第、改めて補正予算に計上してまいりたいと考えております。

次に、道の駅のエリアとしての経済効果についてのおただしであります。道の駅については休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つをあわせ持つ施設として、現在県内では28駅が整備され、全国では1,000駅を超える状況にあり、年間の販売額も全体で2,100億円を超える市場規模にまで拡大しております。地産地消の浸透や、食の安全・安心への関心の高まりを背景に、地場産の農林水産物や加工品などを取り扱う直売所や、地域特性を生かしたさまざまな商品を生み出す加工所、地場産の食材を提供するレストラン等を備えた道の駅がふえており、地域内外の人々が集う交流の場や、地域の女性たちの新たな起業の場としての役割も果たしております。

財団法人地域活性化センターによる、道の駅を拠点とした地域活性化調査研究報告書によると、地域振興施設393カ所の平均的な年間売上高は約2.4億円であり、道の駅による経済効果は高い一方で、成功の鍵は地域振興施設がビジネスとして成功するかどうか、ビジネスの形態が重要であると指摘しております。地域振興施設のビジネス形態としては流通型、製造販売型、レジャー施設型、飲食店型、不動産型と分類化されており、流通型はいわゆる直売所として農産物や食品を中心に品ぞろえや陳列などの販売形態であるもの。製造販売型は、自社で一定規模の製造事業を持っており、道の駅がそのアンテナショップや市場の販売拠点の位置づけになっているもの。レジャー型施設は、温泉施設、美術館、伝統工芸の体験施設などの形態であるもの。飲食店型は、民間のドライブインに近い店構えで、飲食店が主たる形態であるもの。不動産型は、テナントとして特産販売、農産物直売から飲食まで、各種の事業者が入っている形態であるものとされております。

エリアとしての経済効果を考えた場合、これらのビジネスの形態や交通量を踏まえた候補地の選定、道の駅の規模など、多様な経済効果の要素がありますので、来年度以降、具体的に調査検討をしてまいりたいと考えております。

次に、道の駅の建設に向けての具体的な進め方についてのおただしであります。他の事例を見ますと、商

工団体や農業団体、住民代表や関係機関、学識経験者を構成員とした検討委員会を立ち上げ、基本構想の作成、候補地の選定等を行っております。このため、本町といたしましても、関係者及び関係機関、学識経験者を構成員とした検討委員会を平成27年度中の早い時期に立ち上げ、その後、候補地の選定や道の駅の基本構想の作成を進めてまいりたいと考えております。

また、財源の問題につきましては、有利な補助事業を活用することや、民間事業者や資金やノウハウを活用して社会資本を整備するPPP、PFIの活用など、あらゆる方法を模索しながら財源の確保に努め、財政指標が悪化することがないように財政規律を守り、事業を推進してまいりたいと考えております。

矢吹町の復興を形にするためには、地域を豊かにすること、活性化することが必要であることは言うまでもありません。その一つのプロジェクトとして、地理的優位性、情報発信、農商工連携など、矢吹町のポテンシャルを最大限に生かした、裾野が広い道の駅構想を進め、地域活性の起爆剤となる事業として取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、韓国人ゴルフ観光客の呼び戻し施策についてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、以前はゴルフを主な目的として、非常に多くの韓国人が本町を訪れておりました。アローレイクカンツリー倶楽部から聞き取りしたところ、ピーク時の平成22年には、年間約2万7,000人が来町しておりましたが、翌年の東日本大震災以後は低迷し、現在では仙台空港からの観光客は若干いるものの、最盛期の100分の1以下に落ち込んでおります。最大の要因は、やはり東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、福島空港への定期就航便が中止されていることであります。

本町は空港から20分圏内に位置し、その恵まれた立地条件により多くの韓国人観光客を招致することができた背景があり、就航中止の影響は非常に大きなものがあります。その後、原発事故が落ち着きを見せた平成24年度末から不定期のチャーター便が運航されましたが、汚染水問題が発覚し、平成25年秋には再び中止となり、現在においてもなお、再開のめどは立っておりません。

こうした状況を打破するため、現在、福島県空港交流課ではチャーター便の運航再開へ向け、アジアナ航空への要望活動を実施しており、放射線量の低下や農産品等の安全性、また県内の観光名所等のPRを積極的に展開しているところであります。本町といたしましても、こうした動きに歩調を合わせ、県や福島空港利用促進協議会との情報交換や、PR活動等を積極的に実施し、チャーター便運航の実現、ひいては定期便再開に向け行動するとともに、アローレイクカンツリー倶楽部とも連携し、集客イベント等の開催を検討してまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

次に、観光、史跡の中心である三十三観音や大池公園へ、国道4号からアクセスする道路を整備すべきのおただしであります。三十三観音史跡公園につきましては、滝八幡団地内を通過して向かう滝八幡6号線と、県立矢吹病院から向かう滝八幡9号線の2つのアクセス方法があります。滝八幡9号線はメインのアクセス道路と位置づけ、昨年度、町道認定を行い、県道郡山・矢吹線沿いに案内看板を設置したところであります。現時点では議員ご指摘の、国道4号プリモピアット北側から県立矢吹病院に至る滝八幡3号線についての道路整備計画はありません。今後、議員おただしの三十三観音史跡公園の利活用及び観光客誘導の観点から、公園の利用状況や交通量などを調査し、整備計画に盛り込むかどうか検討を行ってまいりたいと考えております。

また、大池公園につきましては、都市計画マスタープランや都市計画道路網計画書に位置づけられた中央幹

線や、（仮称）北部立体交差道路をアクセス道路として整備する計画でありましたが、中央幹線道路につきましては経済情勢の変化や財政事情等により、用地買収や既存建物補償費等の財源捻出が厳しくなり、また、地権者からの理解も得られなかったことから、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期計画における事務事業には位置づけられておりません。

同様に（仮称）北部立体交差道路につきましても、都市計画マスタープランでは地域構造の交通軸として位置づけられておりましたが、平成10年に策定されました都市計画道路網計画書では、将来的に市街地部が拡大され、市街地が成熟した際に検討する路線と位置づけが変わったことから、現在、整備に関する計画はございません。しかし、国道4号と大池公園を結ぶ幾つかの道路については幅員狭小であり、通行に不便を来していることは以前から認識しており、町北部の東西を結ぶ新たな都市計画道路として適地となる場所を検討してまいりたいと考えております。これら計画路線の選定に当たりましては、近隣住民の皆さんを初め、関係者の皆さんと十分協議を深めながら、事業着手に向けた取り組みを進め、観光客への誘導に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、将来のあゆり温泉の構想を含めた、本町の温泉によるまちおこし施策についてのおただしであります。あゆり温泉につきましては平成3年6月にオープンし、平成4年1月には屋内ゲートボール場が、平成5年10月には温水プールと施設の充実を図り、それら施設を含めた健康センターとして、平成18年度より指定管理者制度を導入し、多くの町民の皆様の憩いの場としてご利用いただいているところであります。

あゆり温泉の入場者につきましては、平成19年度ごろまでは年間約16万人の入場者数がありましたが、近隣市町村にも類似の施設ができてきたことや施設の老朽化により、年間入場者数が10万人台まで減少し、平成23年3月に発生しました東日本大震災により約8カ月間の休業を余儀なくされ、年間入場者が4万人台まで減少いたしました。震災復旧後は、年間入場者が10万人台まで回復し、その後、少しずつではありますが入場者数は増加傾向にあります。

平成18年度に指定管理者制度を導入してから3期9年間、指定管理者によりさまざまな取り組みを行い、入場者の増加に努めてまいりました。主な取り組みとしましては、温泉の休館日をそれまでの毎週1回から月1回にするとともに、施設内外や商工会との連携による地産地消をPRしたこだわりショップの開設、屋内ゲートボール場においてのあゆり陶器市の定期開催、こどもの日や敬老の日における記念イベントの開催等を行いながら、利用者の皆さんの触れ合いの場を提供してまいりました。また、平成27年度からは、これまで以上のサービスを提供できる施設にするため、利用者の皆様にゆっくりとくつろいでいただけるよう、これまでのサービスに加えて復興のシンボルとして食をキーワードに、町の特産物を活用したあゆり温泉の名物料理が提供できるよう施設内食堂を改修し、4月1日のリニューアルオープンを予定しております。

一方、施設の状況につきましては、ここ数年、あゆり温泉・温水プールともに施設の老朽化により、さまざまな箇所や設備が故障や破損をしていることから、そのための修繕が増加している状況であります。しかしながら、両施設とも多くの町民の皆様が利用し、町にとってはなくてはならない施設でありますので、現在取りまとめを行っている矢吹町公共施設等総合管理計画により、今後、大規模改修し使用していくのか、または新たに建てかえるのかの検討を進めてまいります。

また、議員おただしのように、あゆり温泉の泉質は非常にすばらしく、肌がすべすべになると評判であり美

人の湯とも言われておりますので、このような特徴を生かしたPR等の充実に努め、利用者の増加につなげるとともに、まちおこしの起爆剤となるよう検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

要点だけを、ポイントだけを的確に答弁願いたいとお願いを申し上げます。

まず、当初予算に対する大震災対応についてでございますが、冒頭に申し上げたとおり、当町の除染の費用が大幅減額となっております。震災前の県の予算というのが約9,000億円でございます。集中復興の最終年ということで、当初予算で過去最高の、先ほど申しました1兆9,000億円、約1兆円も上乗せの予算を組んでおります。隣の泉崎村は、27年度の除染費用は約27億円と大きな予算をやはり組んでおりまして、これは地域差とか線量の差とかがあるのは重々存じ上げておりますが、矢吹町にとってもまだまだ道路側溝の汚泥の処理とかをやっていないわけでございます。今後、この道路側溝の汚泥の処理、あるいは山林除染を積極的に進めていくのかどうかをお伺いします。

また、この山林除染に関しましては、国の森林再生保全事業という補助金を用いてやっている関係で、除染をしました後に、その持ち主は5年間この使用を制約されるわけです。この山林を除染した後に持ち主が、例えばここで今、国が進めている自然再生エネルギーの太陽光発電なんかをやろうとしても、この補助金を使っているために制限があると。これは、町ではなく国・県のレベルなんですけど、町の考えとして、私は土地の所有者があるとき突然、空から放射能が降って汚染されてしまった。いわゆる被害者ですよね。それを除染することによって、除染して5年間制約されるというのはちょっと私はこれはどうも解せないというか、おかしいと思います。なぜ、農地とか宅地同様な扱いが、この山林除染には適用されていなかったのか、町のわかる範囲内、また町長の、今、私が申し上げたところの観点から、町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、子供の甲状腺検査についてです。

チェルノブイリの原発事故の事例をとりますと、発生から4年から5年たったときに子供の甲状腺がんが徐々にふえているというようなデータが新聞等で示されております。まさしく、震災から4年から5年を迎える今の時期ですよね。

まず、矢吹町では震災時に18歳以下の人、またはそれ以降に生まれた人が対象となるわけでございますが、平成26年12月末現在で対象者は約3,277人おるということでございます。そして、平成24年から行われた1巡目の先行検査で1次検査を受けた子供たちが2,550人、このうち2次検査を必要とされた方が17人、それでこのうち13人は異常なしということで、残りの4人は検査をしていないというような結果が出ております。

私が申し上げたいのは、この1巡目の検査で、受診をしていない人が約700人近く当町におるということなんですけれども、これは県の指導で行っておりますが、町でもこういった予算を組んで、これから平成27年度に2巡目の本格検査が行われる予定でございますが、誰一人欠けることなく全員が受診できる体制を、県任せではなく町独自で考えていくべきだと私は思います。その点の町長の見解をお伺いしたいと思います。

また、道の駅なんですけど、平成27年度、新年度からこの対策する部門を設立するという話でございますが、

これは以前に、大分前からの動きもあったことをごさいますし、ぜひ一刻も早く設立して、対応していただきたいと思ひます。先ほど述べたとおり国道4号線、あるいは石川街道、棚倉街道の交通量を含めると矢吹は、実際、矢吹の人口を含めてこの地域にはもう5万、6万の人口があるというような考え方ができる町でございませう。ですから大手スーパー、あるいはコンビニの数、娯楽のパチンコ、いろいろな面を県内同等の人口の町と比較してもかなりありますよね。ですから、それだけメリットのある町なんですから、そういうことを起爆剤にまちおこし。そういうことが中心商店街の活性化にもつながってまいりますので、ぜひともこのエリアとしての矢吹町の特性を十分に生かすような政策を、一日も早く推し進めていただきたいと思ひます。その設立、道の駅設立の、メンバーの設立構想を一日も早く進めていただきたいと思ひます。

それから、この外国人観光客、まさしく今、町長が答弁したとおり、いつときは2万数千人もの韓国人が延べ人数で来町していたわけだ。それで、このいわゆる震災が原因で来ないということをごさいます、実は国も県もかなりこの点は力を入れていまして、例えば、一昨年はいわき市で女子のプロのトーナメントが行われました。昨年は、ご存じのとおり男子のプロのトーナメントが西郷村で行われました。また、昨年は陸上の日本選手権が県内でも行われて、そういったゴルフやスポーツがもう国とか各プロの団体が積極的に行われているということは、福島県の復興、福島県は安全だということに協力してくれているわけだ。ですから、地元のアローレイク、あるいは矢吹ゴルフ倶楽部も、これは経営の本体は韓国の企業でございませうから、どんどんそういうところにそういう情報を発信して、地元ゴルフ場なんかと連携して、どんどん情報を発信して呼び戻す努力が、町に私は必要ではないかというように考えておりますので、町長の見解をお示し願ひたいと思ひます。

また、この温泉によるまちおこしですが、実は2月の半ばに、ある矢吹町の団体が石川町母畑のホテルで新年会を行った。平日です。一番、閑散期の2月の半ばの平日。余りにもお客さんが多いので、何人いるのか聞いたところ400人いると。あしたも平日ですが、あしたも同じぐらい来ると。こういう状況が近隣で現実にあるわけだ。これはさまざまな政策で、観光会社とのタイアップをしたり、いろいろな施策によってそういうお客さんを呼び込んでいるわけだ。矢吹にとっても、これほど湯質のいい温泉があるわけだ。例えば今回もあゆみ温泉の改修が行われるようだけれども、直近だけではなく中期長期のビジョンに立って、宿泊施設あるいはサウナとか、矢吹は交通の利便性が本当にいいわけだ。ここを拠点に、以前、同僚議員が申し上げたとおり、これを利用しない手はないと私は思ひます。矢吹の復興のシンボルは、私はこの道の駅とこの温泉の利用ではないかと、この二大、2つの大きな目標に向かっていけば矢吹の復興はなし得るというふうに私は考えます。町長の見解をお伺ひします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。簡潔に答弁させていただきます。

27年度の当初予算でございませうが、今後も除染については万全を尽くしてまいりたい。もちろん道路、側溝、

森林除染についても積極的な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、森林除染において、除染後の利用制限についても国・県、そうした考え方を十分に把握しながら、内容を調査検討し適切な対応をとってまいりたいと、そのように考えております。

子供の甲状腺の問題については本格検査、平成27年度当町においても実施いたします。全員が、町独自のという形でございますが、町としても全員に案内をさせていただいて、未受診者に対しては勧奨、催告などをさせていただいております。さらに徹底を図っていききたいというふうに思っております。

道の駅について、この実現に向けては私自身、鈴木隆司議員より強い思いでこの問題は捉えております。ただ、当時の経済情勢、財政再建3カ年計画、財政がパンクしそうになる、そうしたときに、さらには震災対応を優先しなくてはいけない、そうした時期をずっと経過してきたわけでございます。そうした中で、優先順序を道の駅にするということについては、私の選択肢の中では先送りせざるを得ないと、そんな判断をさせていただいた、苦渋の判断も、鈴木隆司議員にもご理解をいただきたいと思っております。これについては先ほど答弁させていただいたとおり、今後も前向きに、道の駅の有効性を図りながら、計画的に前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

外国人の観光客についても、先ほど答弁させていただいたとおり、1点目は航空会社の就航再開、これについて町も全力で、県と一緒に頑張って取り組んでいきたい。さらには、ことしの4月から始まる福島県のJR東日本のデスティネーションキャンペーン、これらの機会を捉えて外国人も含めた、矢吹町に客を誘導する、そうした施策も展開することになっております。さまざまな機会を捉えながら福島の安全性をPRして、情報を発信して呼び戻す努力を続けていきたいというふうに思っております。

温泉のまちおこしについては、湯質のいい温泉、これ本当に素晴らしいものがあると思います。ある企業が、以前、矢吹町に進出するとき、その当時の社長さんが矢吹町の温泉が気に入ったと、ここに進出したいと、そんな話もしていたこと一つとっても、矢吹町のあゆみ温泉の湯質のいい温泉だという評価は高いものがございます。この後、まちおこしの中で今後、温泉のあり方についても中長期の計画を立てながら、検討していききたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上申し上げて5番、鈴木隆司議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問を、2点ほどお願いしたいと思っております。

まずは、子供の甲状腺検査の件でございます。

現在、検査の方法として、バスが巡回して町に来るという方法と、平田村のひらた中央病院に行って検査をするという選択肢があると思います。ただ、バスが来ていただけるのは大変ありがたいことですが、この平田村に行くというのは大変、路線バスもなければ鉄道的に、交通の便が非常に悪い。ここで、町は町バスの運行などを考えていないのか。そして近隣の町村会で、できれば例えば地元の会田病院であるとか、厚生病院であるとか、そういうところで検査をできるような動きがあるのかどうかを聞きたいと思っております。

もう1点、道の駅でございますが、長年、町長も強い思いで考えていたということでございますが、本県から復興大臣が出ましたよね。この復興大臣は、以前、旧建設省、現国土交通省の官僚でございました。一番の

適任者でありました。そのときに、どのような働きかけをしたのか、しないのか。したとすれば、どのような働きかけをしたのかをお尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは5番、鈴木隆司議員の再々質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めに、甲状腺検査の問題で町独自の取り組みということで、町バス運行、さらには近くの白河厚生病院や会田病院での検査というものが、今後、予定されているかというおたがでございまして、これらについては現在そういう予定はございません。

自分の子供が心配、そうした場合には非常に心配される方については積極的な受診をされていることは事実でございます。そうした場合、受診する場合における温度差、そうしたものも多分に影響しているために、未受診者が発生しているのかなというふうに思っております。これらの方に対しては、未受診者に対しては今後さらなる勧奨、そうしたものも勧めていきたいと思っております。これらの方に対しては、未受診者に対しては今後さらなる勧奨、そうしたものも勧めていきたいと思っております。今後、本格的な測定調査がございまして、そうした際に未受診者ができるだけ出ないような、そんな対応を町としてはとっていききたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらには、道の駅について町のほうでは、根本復興大臣が当時いたにもかかわらず、どんな取り組みをしたのかというようなおたがでございまして、復興大臣にお会いしたいということで、町としましても、さらには西白河町村会としましても、数度にわたってお会いできるそうした機会をつくるべく要望したわけでございますが、ご存じのとおり復興大臣、当時は非常に忙しい身でございました。したがって、一度もお会いすることができませんでした。かなひませんでした。これは非常に残念なことであります。

今後につきましても、さまざまな省庁や福島県選出の国会議員の方にお世話になる機会もありますので、今後ともそうした機会を積極的に発信しながら要望活動をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告3番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、本当にありがとうございます。また、ご苦勞さまでございます。

それでは通告に従ひまして、順次一般質問をいたします。

自治体行政の向上について伺ひます。

職員の退職者数、採用予定者数、今後ますます仕事量もふえてきます。正規職員を大きく伸ばしていかなく

ればならない、そういう時代に来ております。その場しのぎの臨時対応ではなくて、やはり正規の職員を素質ある職員にしていく、そうしたことが今、求められていると思います。特に私たち団塊の世代、間もなく70歳に入ってきます。専門職の保健師など多く、そういうことで伺います。

自治体消滅など住民を諦めさせるような、そんなレポートが出されましたが、そうした不安を打ち消して将来に誇れる地域づくりを進めていくのには、どうしても役場の職員の方々の力が大きくなってきます。私は何回か3月議会で今回と同じような質問をしていますが、いつも人はいつときでは育たず。どうか職員の皆さん、定年退職という形で役場庁舎を去って行ってください。早期退職が出ないようにと、いつも考え願っています。

また、職員の採用についても、私たち団塊の世代と言われる年代、先ほど言いましたが、間もなく70歳になります。現在のところ、私自身はいたって健康と自負しております。しかし、生身の体ですので、いつどうなるかわかりません。保健師や栄養士など、そうした資格を持った職員が行政サービスの向上のためには重要な仕事になってきます。少子化対策、地域経済の安定化、そして安心して老後の生活ができる、私はピンピンコロリ対策というような言葉を出していますが、こうした自治体行政の向上について町長の思いを伺います。

次に、介護保険法改正による町の対応について伺います。

介護法が改正され、新たに介護予防日常生活支援総合事業が始まります。これまでの介護給付と予防給付に加えて、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防の2つがありますが、要支援1、2の人の訪問介護やデイサービスと言われております通所介護、これが介護保険の給付から外され、介護予防生活支援事業に移ります。この総合事業では、指定業者やボランティアなどの活用も可能となっておりますが、町としても負担が大きくなってくると思います。どのように対処していくか伺います。

昨年成立した医療介護総合法は、高齢者国民の医療・介護サービスを縮小し、病院・施設からの退所を進め医療・介護難民を生み出し、また3年ごとの介護保険事業計画では、一部の低所得者には減免するとしておりますが、介護保険料の値上げを行い、要支援1、2の人たちを介護保険から外し、自治体の事業でのサービスに切りかえ、施設から在宅へと特別養護老人ホームの入所者を介護度3以上の人限定しております。介護の必要度が比較的少ない要支援と認定された人は、介護保険で介護予防サービスができる、より重い介護状態になるのを防ぐためですが、このうち自宅で家事や洗濯の支援を受ける訪問介護、施設に行つて機能訓練や入浴をする通所介護、通称デイサービスなどですが、介護保険改正で市町村事業に移行します。2015年度から2017年度にかけて段階的に進めようとしておりますが、要支援者は丸ごと保険制度から外すという、かつてない大きな改正です。

こうした要支援者サービスの移行が、2015年度から2017年度、来月から始まるわけですが、大半の自治体では初年度からは無理と、厚生労働省も明らかにしております。来年度から始まる、初年度から始まる実施自治体は7%程度ということですが、最終年度までどのようにしてこの難局を乗り越えていくのか、またどう対処していくのか、町長の考えを伺います。

次に、農協改革について伺います。

今議会に農協から請願文書が出ておりますが、政府与党は農協改革を強力に推し進めているが、町の農業情勢は農協との連携がますます必要になってくると考えるが、農協職員としての経験もある町長は、この農協改革をどのように思っているのか伺います。

農協職員経験者は町長だけでなく同僚議員にも大勢いますが、間もなく大きな赤字が出る米づくりの時期に入ってきます。本当に、同僚議員からもありましたように、ことしの再生産できるのか、みんな意欲もなくし気力もなくし、そして体力もなくしております。今、農協改革で脚光を浴びていますが、協同組合の始まりは日本では江戸時代、現在の千葉県旭市で、農民指導者の大原幽学という人が農民や農業の指導をするために先祖株組合をつくり、組合員が土地を出し合い、そこから生まれた利益を積み立てて生活に困っている組合員を助けたり、土地改良や耕地整理をしたと言われております。

また、農政家の二宮尊徳、金次郎さんも、身分の低い武士や農民を集め、お互いに助け合う組織を神奈川県小田原市で設立しました。株式会社と最も違う点は、農協は組合員の生活を守ることが目的で、利潤を追求しないと言われております。1株1票制の株式会社に対して、協同組合、農協は組合員1人につき1票という平等主義が続けられております。

そうした農協の助け合い、組合員の生活を守る目的が大きく示されたのが、4年になろうとしている東日本大震災時の農協の共済の支払いではなかったでしょうか。私もこの農協共済加入で、大変助かった1人でありました。農協は、営農指導や金融、共済、そして厚生病院などの医療を総合的に機能し、金融と共済から出た利益で、総合事業として成り立っております。この改革は、農協や家族農業の評価をせず、企業による農業を推進しようとしているとしか思えません。今だけ、金だけ、自分だけと、農協改革を呼んでいる人もいます。地方行政の住民への公的負担が強まる今、そうした中でも農協は農業振興、また信用事業、共済事業に通じて地域社会にかかわり合って発展していかなければならないと、私は思っております。

米づくりの喜びがなくなってきた今、水田の、また畑の耕作放棄地がふえるのが心配されます。赤字の田んぼなどやらないという声、田んぼを返すという声、こうした声がますますふえてくるだろうとしか思われません。この農協改革は、段階的に農業を潰す改革、そのように私は捉えております。町長は、今、政府が強力に押し進めております農協改革をどのように思っているのか伺います。

○議長（諸根重男君） ここで昼食のため暫時休議します。

（午後 零時02分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（諸根重男君） 午前中に引き続き、14番、藤井議員の質問による町長の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは答弁させていただきます。

14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員数についてのおただしであります。本町の定員につきましては、第4次矢吹町行政改革大綱を踏まえ、平成18年3月に策定した定員適正化計画に基づき、適正な管理に努めてきたところであります。

このような中、全国の類似団体と本町を比較した場合、平成24年度の人口1,000人当たりの職員数が8.64人に

対し本町は6.73人と、類似団体24自治体中2番目に少ないという結果が出ており、平成24年度からは退職者数を上回る採用もしてきているところでもあります。特に、平成25年度以降につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業や新たな行政課題等へ対応するため、前年度6名の退職者に対し、平成25年度採用は7名、前年度8名の退職者に対し、平成26年度は10名を採用しており、その結果、今年度の職員数138名は目標人員数より5名増となっております。今年度につきましても退職者8名が予定されており、平成27年度の採用は9名の内定をしております。内訳といたしましては、行政職7名、保健師1名、保育士1名となっております。

また、今年度末の退職予定者数8名の内訳は、定年退職が3名、早期退職者が3名、自己都合退職者が2名であります。これまで早期退職が出てきた理由の一つとして、平成18年度から実施をしてきた退職勧奨優遇措置の制度等がありますが、今後はこれら制度の廃止を検討しており、町の資源である職員人材が定年退職まで長く働き続けられる環境の整備を図ってまいる考えであります。

さらに、ご指摘いただきました保健師につきましては昨年度も1名を採用しており、団塊の世代が70代に入るこれからの高齢化社会における福祉、介護予防事業等への専門的立場での対応や、平成27年度の介護保険法改正に伴う各種事業等にも適切な対応を図るため、計画的な採用による人事構成を図ってまいる考えであります。

なお、現在の定員適正化計画は平成27年度を目標年次としており、平成28年度以降については、平成27年度中に見直しを図り、より質の高い行政サービスの提供と高齢化社会における、新たな行政課題への対応及び現在策定を進めている、第6次矢吹町まちづくり総合計画との整合性を図った適正な人員配置を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護保険法改正に伴う要支援1、2の方の対応についてのおただしであります。平成27年度の介護保険法の改正の目的としましては、高齢者が健やかで明るく生き生きと暮らすために、できるだけ介護を必要としないよう、また、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握し、水際で食いとめることができるように、健康づくりや介護予防への取り組みを図り、高齢者の健康な暮らしをより充実させていくこととあります。

そのためには、市町村にある地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・福祉・介護等の関係機関との緊密な連携のもとで、適切かつ効果的な介護予防を展開するために介護予防ケアマネジメントを実施していくこととなります。現在、国が一律に定めている基準等について、市町村の実情に合わせた実施を図るため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準や、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、町の条例で定めることとなりました。

今回の改正により、要支援1及び要支援2の方が利用できるサービスが一部変更となります。主な変更内容についてであります。今までは要支援者に対する介護サービスとして、介護サービスを利用した場合の介護予防給付と介護予防事業、包括的支援事業、任意事業から成る地域支援事業とに分かれていましたが、改正により介護予防給付の対象だった訪問介護と通所介護については地域支援事業の一つとして、新たに創設される新しい介護予防日常生活支援総合事業の中の介護予防生活支援サービス事業として位置づけられます。

なお、新しい介護予防日常生活支援総合事業の実施につきましては移行期間が設けられており、平成29年4

月までに全ての市町村で開始することとされております。本町におきましても、今までの指定事業者のほかにボランティア団体等も含めた多様なサービスによる受け皿の整備や、地域の特性を生かした取り組み等を行っていくための準備を進め、平成29年4月から開始する計画となっております。

また、今回の介護保険法の改正により、特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設への入所基準も変更となります。今までは要介護1以上の認定を受けていれば入所申し込みができましたが、平成27年4月からは、原則として要介護3以上の方以外は申し込みができなくなります。ただし、既に入所している要介護1、2の方や、要介護3以上で入所し、その後、要介護1、2へ改善された方で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が困難と認められる場合は、特例として入所が認められます。現在、町には平成26年4月1日現在で、介護老人福祉施設への入所を希望している要介護3以上の待機者が47名おり、第6期介護保険事業計画の中で介護老人福祉施設の増床を計画しているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農協改革についてのおただしであります。本町の農業及び地域経済の発展につきましては、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もって国民経済への発展に寄与することを目的とするという農業協同組合法の目的に沿って、一貫して地域農業の振興を担っているJAの果たす役割は、重要なものであると考えております。農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ、食と農を基軸とした地域に根差した協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得拡大、地域の活性化に貢献していくことをJAの重要な役割としており、農業所得向上や食料自給率の向上、震災からの農業復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月を目標に現在の県内17JAを4JAに、県南については4JAを1JAに再編する合併構想実現を基本に、自己改革に取り組まれているところであります。

今般、政府による農協改革につきましては、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を審議し、意見を述べることを任務として設置された規制改革会議の提案に沿った中央監査制度の廃止や、金融・共済部門の分離議論など、地域の声を置き去りにしており、農業所得の増大や政府が進める地方創生に逆行する動きではないかといった意見があるとも聞いております。JAの自己改革の基本としている農業者と地域住民が一体となった、持続可能な農業や豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すことが、農協改革においても重要であります。今後も地域農業の発展を守り生活の安定を図るため、地域が一致団結し、町とJAとの連携も強化していくことが必要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど、再質問させていただきます。

ただいま町長の答弁で職員採用、保健師1名と保育士1名という採用の話がありましたが、私がいろいろ見ますと保健師、そして保育士、また栄養士、介護士など、なかなか労働に対しての報酬、こういう面が少なく、なり手がいないというようなそういう話もあります。ただ、先ほども言いましたように、保育士や栄養士、こうした人はますます多く必要になってきます。ですから、私は啓蒙活動事業として、やはり中学生や高校生

になりたい職業の一つというような、そういう捉え方ができるような事業を展開していかなければならない、そのように考えておりますが、町長はこれに対してどのような考えを持っているのか、再度お聞きします。

また、介護保険関係のほうで、待機者解消のための増床という計画を答弁からありましたが、その増床の計画は町独自でやるのか、また違う手だてで考えているのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

職員採用について、保健師、保育士、栄養士、介護士、それぞれ適正な採用計画を町のほうでは立てながら、住民のサービスに努めていくという、そういった説明を先ほどさせていただきました。特に、保健師については現在4名おります。さらに1名の採用ということで、5名。現状では、十分と言えないまでも、一定のサービスに応じた形での体制は確保できたかなというふうに思っております。なおこの後、保育士や栄養士、介護士、そうした採用等についても今後検討を深めてまいりたいと、そのように考えております。

なお、労働に対する報酬が、特に介護士の場合には低いというような意識は、いろいろな形で言われております。そうした手だてとして、国のほうも介護士の過重な労働に対する報酬の低さに対する手当てというようなものも考慮されて、そうした手当てもされているわけですが、こうした手当ての内容や今後の方向性等については、保健福祉課長のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、今後そうした職業の重要性というものを考え、小中学生、さらには高校生に、そうした職業の選択もしていただけるような、そんな環境づくりについても町としては考えていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、第6次の介護保険計画の中で、町独自で特別養護老人ホームを含めて、さまざまな施設の対応についても考えていきたいということについては、今までも説明してきたとおりでございます。町独自でやるのか、ほかの手だてでやるのかということですが、現在のところ、以前の議会でも答弁させていただいたように、町独自で運営するのではなくて、他の手だて、民間団体の方に参入していただける、そんな考え方を今のところ持っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。民間がやるといえども町とできる限りの支援はしていくつもりでおりますので、そうしたこともご理解いただければ幸いに存じます。

以上で、14番、藤井議員の再質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 14番、藤井議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、今回の介護保険制度の改正によりまして、事業者が行うサービスに対する報酬につきましては2.数%下がるというふうな報道がございました。ただし、介護にかかわる人員、あるいは職員等の確保という観点から、そういった職員の人件費に対する手当てはあるというふうな報道がございます。ちょっと今、単価につきましては、手元に資料がございませんので具体的には申し上げられませんが、職員に対する待遇改善を行った

ところにつきましては、そういった国からの支援があるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 熊 田 宏 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席にお越しの住民の皆様、傍聴ありがとうございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

大きな質問事項で3点ございますので、それぞれに数点ずつ質問させていただきます。

まず、質問事項1点目。

ふるさと納税制度についてということで質問させていただきます。

（1）本町への寄附金と矢吹町民が他の自治体へ寄附している額は、それぞれ幾らかということで伺います。静岡県富士市というところでは、前年度、寄附が108万円いただいて、控除した額は逆に309万円ということ、マイナス201万円というふうに、ふるさと納税制度が逆効果になってしまっているというまちもありました。そこで、町はどうなっているのか伺います。

（2）本制度は全国各地でさまざまな効果と問題点が報道されているが、その現状をどう捉えているか。また、当町はどう取り組むのかということで質問します。

今ほど、マイナスになっている例を紹介しましたが、逆に北海道上士幌町などでは、税収が2倍になったというところもありますので、そういう問題点については失礼ですが、どう捉えているのか伺います。

（3）記念品及び使途の候補はどのようなものか。

記念品として人気があるのは、他の自治体では高級牛肉や当地名産の果物であります。では、当町では記念品及び使途については、どのようなものを考えていらっしゃるのか伺います。

（4）記念品並びに使途について、町民のみならず全国から画期的な提案を広範囲に募ることにより、新たなまちづくりの起爆剤となる政策が生まれるのではないかと伺います。

まさに、アイデア勝負になってきつつあるというふうなことがございます。先ほどの高級牛肉や果物がありますが、また実際には使い道の事業によって寄附をいただいているというところもありますので、その辺のまさに国民の方がどういう事業なら寄附したくなるかというその辺の捉え方が非常に大事で、町民の方のみならず全国または世界にアイデアを募ってすばらしい事業が見つけれれば、たくさんの資金を得られ、それによって具体的な政策が実行でき、予想もしないまちづくりになり得るという可能性があると思っておりますので、その辺をどう考えていらっしゃるのか伺います。

質問事項2番であります。

地方創生の取り組みについてということで伺います。

さまざまな課題を克服してきた野崎町政の「特長」よいところと、「特徴」目立つところは何かということで伺います。

1期目は財政再建、2期目は中学校改築、3期目は震災からの復興でありますね、4期目は4号線の4車線化というふうには、まだ3期目でしたね、失礼しました。ということでありますが、その点について伺います。

(2) 矢吹町存続のため、自律的で持続的にできる特徴を生かす具体策はあるのかと。

先ほど、ふるさと納税のところでも触れましたけれども、特徴がある、個性がある。人それぞれ十人十色、百人百様でありますので、自治体もそうであるべきではないかと思えます。どこの自治体も同じような形になってしまっている傾向がややありますが、頑張っているところは目立って、いろいろな効果が出ている。逆に人口がふえているという地区もありますので、その辺の取り組みをどうされていくのか伺います。

(3) 「やねだん」に倣い我が町を活性化し、さらに国を元気にしようとする意欲はあるのかということで伺います。

やねだんというのは、鹿児島県鹿屋市申良町にある柳谷地区を、通称やねだんというところで、そこは自治組合長さんがいろいろな事業、例えば唐辛子の栽培や、芋焼酎の開発や販売をして自主財源を稼いでいろいろな事業をやっていると。補助金に頼らないという姿勢で取り組み、効果を上げ、その方法にいろいろな自治体から、会社から、勉強に行つて、そのテクニックだけではないでしょうが、思いを学んで広げていこうという動きが盛んであり、テレビやマスコミにも報道されております。その姿勢に倣い、町が補助金をあげる立場ではあるかもしれませんが、国や県の補助金をいただかずに、ふるさと納税もそうでしょうけれども、そういうところからお金を見つけてきて、まちづくりをやっていくと、国や県の補助金に頼らない、そういうまちづくりということを考えてもいいのではないかというふうに思いますので伺います。

大きな項目の質問事項の3番であります。

町民の命の安全についてということで質問させていただきますが、これに先立ちましては、全国的に事件事故で犠牲になられている犠牲者のみたまに哀悼の意をささげ、同じく家族の皆様にお見舞いを申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

(1) 全国的に幼児、児童、生徒の生命を奪う事件事故が頻発している現在、当町ではどう対処していくのか。また、その具体的対策を示していただきたいということであります。

今でも見守り隊やいろいろやっておりますが、想定しない事件事故がありますので、それを完璧に防ぎ切るのはなかなか難しいことではと思いますが、現状のままではいけないというふうに思いますので、その辺をどう考えているのか伺います。

(2) メーリングリストやLINEを効果的に活用し、頼る人がいない子供たちの叫びをつかみ取れないかということで質問します。

メーリングリストは、消防や学校、PTAでいろいろ効果的に使われております。しかし、もう少し何かできるのではないかと。一般の保護者だけではなくて児童・生徒も——児童・生徒が携帯を持つ前提になってはいけないと思うのですが、それで救える命があればよろしいのではないかと。

先日の、神奈川の中1の男子が殺害された件もきっかけはLINEでありましたが、その連絡手段がLINE

Eとしてあるならば、そこから救える命もあるというふうに思います。悪い面ばかり見るのではなくて、どうか効果的に使えないか、よく考えて取り組めば方法はあるというふうに思います。けさほどテレビで、プロゴルファーの石川遼君が岩手県釜石市の現中学3年生と交流をしている報道がされていました。LINEで連絡をとり合って、今まで4回ほど会ってゴルフのミニゲームをやったり、バーベキューをやったりという形で交流をされています。そういう有効な使い方があるので、ぜひその辺の取り組みについて伺います。

以上で質問とさせていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税制度についてのおたただしですが、ふるさと納税は生まれ育ったふるさと、応援したい自治体への貢献の気持ちを寄附金としてあらわす制度として、平成20年度の税制改正により創設されたものであります。ふるさと納税制度を積極的に推進することは財源の確保にもつながることから、これまでもホームページを通じて広く呼びかけてきたところであります。

本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ全国で活躍されている皆様、また本町のまちづくりに共感いただける皆様など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた多くの皆様から、これまで多くの寄附をしていただき、ふるさと思いやり基金に積み立てをしております。

議員おただしの、本町への寄附の金額についてであります。平成20年度は16件、107万4,568円の寄附をいただいております。翌年度から、平成21年度は19件、62万8,510円。平成22年度は13件、52万5,000円。平成23年度は17件、108万6,510円。平成24年度は14件、198万円。平成25年度は10件、149万円であります。平成26年度につきましては、2月27日現在17件、97万円であり、これまで合わせて106件、775万4,588円の寄附をいただいているところであります。

また、矢吹町の皆様が他の自治体へ寄附をしている状況については、町民税の課税資料等による調査を試みましたが、他市町村に寄附した方全てが、税額控除である寄附金控除を申告しているか否か情報を持ち合わせておらず、また、個人情報にかかわるものであり、お尋ねの内容について一概にお答えすることは困難でありますのでご理解をお願いいたします。

次に、本制度のさまざまな効果と問題点についてであります。近年ふるさと納税は多くの報道機関で取り上げられ、全国的に興味、関心が高まっているところであります。寄附を受けた自治体が寄附者に返礼品として送る特産品送付が大きな話題となり、地場産業の育成やふるさとの宣伝、寄附金の増加による財源の確保などの効果があると考えられる一方で、最近になって一部に、特産品の送付が過熱しているとの意見もあります。また、制度として、寄附者の住所地の自治体が住民税の控除を通じ、実質的な負担を強いられる仕組みであり、住民が行政サービスを受けていない自治体に寄附することによって、住所地での住民税の相当部分が控除されますが、その結果、その住所地の自治体は減収を余儀なくされる地方自治の根幹にかかわる課題もあります。

総務省が地方自治体を対象に平成25年度に実施した、ふるさと納税制度に関する調査では、返礼品の送付については自治体のPR、地域経済への波及効果が期待できる等の理由により、積極的に実施すべきとの回答や、

特に問題はないとの回答がある一方で、問題はあるが各地方団体の良識に任せるべきとの回答もあり、総務省では各都道府県、市町村に対して、ふるさと寄附金制度、いわゆるふるさと納税に係る事務の取り扱いについて、事務取り扱い上の留意事項を取りまとめ通知しております。

その通知は、ふるさと納税のより一層積極的な活用のため効果的である取り組みとして、寄附金の収納方法の多様化を図ること、寄附者の申告手続に係る事務負担軽減を図ること、寄附者が寄附金の使途を選択できるようにすること、特産品等の送付については適切に良識を持った対応をすること、ふるさと納税に係るPRを積極的に行うことと内容であります。この通知の内容を踏まえ、特定の業者だけに利益が発生しないよう考慮しながら、来年度より地元の特産品を返礼品として贈呈し、全国の皆様に矢吹町をPRしてまいりたいと考えております。

記念品の候補につきましては、2月上旬にJA東西しらかわ矢吹中央支店、JAしらかわ三神支所、矢吹町商工会より米、トマトやキュウリなどの新鮮な地元産の野菜を初め、ハトムギ茶、漬物、ジャム、酒、みそや塩麴、煎餅、お菓子類などの推薦をいただいたところであります。

また、寄附金の使途につきましては寄附者の意向を最大限に尊重するため、寄附の申し込み時に希望する寄附金の使途について、ふるさとの未来を担う子供の教育育成事業、ふるさとの自然・環境の保全に関する事業、その他まちづくりに関する事業の3項目からお聞きしております。使途につきましては、寄附者の意思を確実に反映できることが寄附金をふやすためにも重要であり、今以上の複数の政策分野から選択できる仕組みなどを今後検討してまいりたいと考えております。

また、広範囲から記念品等について提案を募るご提案については、平成27年度に向け、返礼品として特産品を送付する協議を始めたところであり、まず町が誇れる特産品の数々を選定し、反響を知ることが第一歩ではないかと考えおりますが、あわせて交流市町村等で連携した広範囲な特産品の取り扱いについても、検討を深めてまいりたいと考えております。ご寄附をいただく皆様からの意見や要望等を取り入れながら、特産品や使途につきましてもさらなる検討を重ね、新たなまちづくりの起爆剤となる政策へとつなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方創生の取り組みについてのおただしであります。角田議員への答弁と重複いたしますが、私はこれまで町民主役の町政を常に意識し、まちづくりに取り組んでまいりました。町民に寄り添い、町民との対話を重ね、限られた予算の中、町の将来像を意識し、その都度最善の選択をしてきたと自負しております。

今回、国では日本の人口の現状と将来の姿を踏まえ、今後、目指すべき将来の方向を提示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンや、今後5カ年の目標や施策、基本的な方向を提示したまち・ひと・しごと創生総合戦略が示されました。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、1つ目として東京一極集中を是正する。2つ目として若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。3つ目として地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点に立ち、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指しております。

今後、地方公共団体においても本格的な地方創生に取り組むため、地域の特性を踏まえた地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を行うこととなっております。地方創生に取り組むに当たり、私の政治姿勢についてご質問をいただきましたが、私のよい面での「特長」や個性としての「特徴」、評価については、自分自身

では見えないところがありますので、第三者に委ねることといたします。しかしながら、私が日ごろから強く意識していることは、まちづくりへの手綱を緩めることなく町民主役の町政を実践すること。また、地方自治の本質である住民自治の実現に果敢に挑戦することだと考えております。いずれにしましても、地方の生き残りをかけ、議員の皆様のお力添えを得ながら、町民の皆様に寄り添い、新生矢吹町の実現へ向けて努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町存続のための具体策についてのおただしであります。鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、今回、地方創生として、消費喚起・生活支援型交付金及び地方創生先行型交付金が創設され、具体的な対策を講じていくこととなりました。消費喚起・生活支援型交付金については、プレミアムつき商品券を発行することにより、消費喚起として1億5,000万円を想定しており、また、多子世帯への子育て支援策として、第2子以降が生まれた世帯に商品券の交付を予定しております。

また、地方創生先行型交付金については、矢吹町総合戦略策定事業として、本地域の特性を踏まえ、良質な雇用の創出と人口還流の加速による地域の活性化を図るため、矢吹町総合戦略を策定するほか、基幹産業である農業を支援する事業を初め、企業誘致促進事業では地域産業の活性化、高度化、雇用の拡大を目的に、企業に対し意向調査を行うなど積極的な企業誘致を推進いたします。また、地域資源を活用した観光振興事業として、平成27年度に福島県内において開催されるデスティネーションキャンペーンや、間もなくオープンする屋内外運動場に合わせ、矢吹駅周辺を観光情報発信拠点、あるいは多世代交流の小さな拠点として環境整備を行います。さらに、道の駅を整備することにより交流人口の増加、観光の振興を図り、農業を初めとした地域の経済効果や雇用創出につなげてまいりたいと考えております。このような取り組みにより人口減少を抑え、地方創生を具体的に取組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、やねだんについてのおただしであります。やねだんとは鹿児島県鹿屋市の柳谷集落のことであり、人口300人程度であります。全員参加の地域づくり、行政に頼らない補助金に頼らない村おこしを実践し、地域にあるものを生かす取り組みにより集落の自主財源を確保し、ボーナスが出る集落としても注目されております。自主財源を得るために、もともとあった土着菌から肥料をつくり、昔からつくっている唐芋を集落ぐるみで栽培し、この芋を原料とした芋焼酎を、本格土着菌焼酎やねだんとして販売するなど、地域を巻き込んだ取り組みを行っており、また、芸術や文化を重視した地域づくりとして運動公園を自分たちで直したり、空き家を自分たちで改修し芸術家のためのギャラリーにしたりと、内外との交流を図ることで人材を育成し、補助金に頼らない集落づくりを行っております。

町といたしましても、やねだんのような自主的な団体がさらにふえることを望んでおりますが、重要なヒントとしては、行政と地域との距離をもっと近づける必要があること、行政主導ではなく自主的な活動に対して支援すること、県や国に頼らず自律的なまちづくりを進めることであると考えております。平成27年度は、地方創生の総合戦略を策定する予定でありますので、人口減少にできるだけ歯どめをかけ、持続可能なまちづくりとして住民主体のまちづくり、協働のまちづくりの二元化を図ってまいりたいと考えております。

矢吹町を活性化するには、町民一人一人の思いが大切であり、一人一人の行動が大切であるということはいままでもありません。一人一人がつながり、そこに何か加わるとまちづくりの化学反応が起きると言われておりますので、町といたしましても自主的なまちづくりの活動を支援し、まちづくりの波を町内外へ、そして

全国へと広げていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供たちの生命を奪う事件・事故の未然防止等を含めた安全確保の対策強化にどう取り組むかのおただしであります。過日、神奈川県川崎市で発生した不幸な事件により亡くなられた中学生には、改めてご冥福を心からお祈りを申し上げますとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。新聞やテレビ等では、亡くなった中学生の周囲の生徒は被害を受けていた事実気づいていながら、大人にその事実が伝わらず、事件を未然に防ぐことができませんでした。また、教育機関等の組織としての対応についての問題などが報道されております。もし、事実の重要性が正確に大人に伝わっていれば、さまざまな対処がなされ、とうとい命を失わずに済むことができたのではないかと残念でなりません。

さて、このような事件を受け、本町の子供たちの命と身体を守る安全対策のために、メーリングリストやLINEの有効活用を図ってはどうかと議員よりご提案をいただきましたが、全国的にはLINEの乱用によって問題が複雑化している傾向もあります。このことは矢吹中学校も例外ではなく、LINE等をめぐるトラブルが発生している事実もございます。携帯電話やスマートフォンの利便性もありますが、生徒間のトラブルが複雑化して解決が難しくなる面もあり、LINEの活用については慎重にしていきたいと考えております。

また、その他の安全対策としましては、本町では防犯団体や交通団体、学校やPTAと議員の方々の協力を得て実施している合同防犯パトロールの強化を図ることや、地域の方々のご協力による子供見守り隊等による登下校の安全確保が挙げられます。また、平成25年度に統一ステッカーを新たに作成し配付しました、こども110番の家活動、町からメール送信をする安心・安全ネットワーク、防犯ベル・防犯笛の全児童携帯などがあります。これらの対応が形骸化することなく、実質的な効果となるよう常に連携、連絡をとり、関係者の意見を聞きながら内容の充実を図ってまいります。

さらに、学校では小中学生並びに学生に対して、携帯電話やスマートフォンの必要の有無や、使用方法、LINEの光と影についての外部講師を招いたり、校長や担任、教師から直接指導したり、トラブル防止の指導に力を入れてまいります。今後も子供の命を町民みんなで守り、重大事故につながることをないよう地域の取り組みを強化し、万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、安全対策の取り組みについては教育長に答弁をさせます。

以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

本町での子供の命をどう守っていくのか、具体的対策についてのおただしであります。本町では児童・生徒の安全を確保するため、先ほど町長が答弁されたような取り組みを実施しております。

議員ご提案のメーリングリストやLINEの活用については、その利便性・有効性は承知しておりますが、現在、小中学校とも携帯電話の学校への所持は原則禁止しております。それは、学習では携帯電話は必要ないこと、また、携帯電話、スマートフォン所持による誤った使い方や悪ふざけなどの使い方による、さまざまなトラブルや事件に巻き込まれることの防止の意味もあります。矢吹中学校では、今年度の中学校一日入学の機

会にも入学祝いに携帯電話やスマートフォンを買い与えることのないように、児童・保護者へ指導をしたばかりであります。このような状況下ですので、メーリングリストやLINE等の活用については、状況を見きわめながら慎重に対応をしまいたいと考えております。

それでは、有効な手段はあるのかといいますと、子供たちの身に事件が発生した場合、家族、兄弟、教員等に相談し、問題解決を図ることが一番であります。しかし、今回の川崎の事件のように、大人に情報を伝えられなかった、伝わらなかったために痛ましい結果となったことを考えますと、大人に情報を伝えることによって問題解決を図ることの重要性を、より一層強く指導しておかなければなりません。

その方法の一つとして、電話によるチャイルドライン活動や子どもの人権SOS等があること、これらの機関は電話で気軽に相談できること、秘密は守られることなどを日ごろから指導を徹底し、いざという場合に活用できるようにしておく必要があると考えております。もちろん子供たちにとっては、教員や保護者など周りの大人に話すことは大変難しいことは承知しております。しかし、それでも粘り強く命の大切さ、人の心や体を傷つけることの重大性などを指導し、相談することによって問題解決を図ることができることを、校長会や町、生徒指導連絡協議会など、さまざまな機会を捉えた指導を通して、子供たちへの指導を強化してまいります。

なお、本町では、各小中学校へスクールカウンセラーを配置しております。さらに、スクールソーシャルワーカーも教育委員会に配置しておりますので、子供たちの変化を敏感に教員や保護者が感じ取り、問題解決に向けて子供や保護者のカウンセリングや家庭訪問を行うとともに、場合によっては、児童相談所などの関係機関へつなぐなど、連携を密にして子供たちの命を守っていけるように対処してまいります。

学校教育課では、これまでも随時、児童・生徒等の悩み相談等に応じてまいりましたが、今後は相談窓口設置も視野に入れ、児童・生徒の悩みを受けとめられるようにし、子供たちが命を落とすことのないよう、いつでも困り事相談に応じる用意があることを積極的にお知らせしてまいります。そして、問題等の早期発見、早期対応に努め、保護者や地域の方々など、町を挙げて子供たちの命を守り、子供たちが一層健やかに成長していけるよう、万全を期していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 大きな質問事項それぞれに再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税についてですが、記念品と用途についてですが、記念品につきましては十分ご検討いただけることとありますのでお任せしたいと思いますが、用途ですね、どのような事業をやっていくのかと。実際にうまくやっているところでは、森づくり事業というのをやっておられて、その方たちに年に一度来ていただいてということをお願いしていただくということで、交流人口がふえるということもありますし、将来的に住んでいただくということがやっていけるということとあります。

先ほど、地方創生のところの答弁のところ第2子誕生家庭に商品券というお答えがありましたが、現在、町では第3子以降保育料無料ということをやっておりますが、第2子のところの押しがちよっと弱いというふうに思いますので、第2子に何か、産んだ家庭には経済的なバックアップでもいいでしょうし、何か方策がで

できれば、そういう事業をやっていきますよというふうに町外の町出身の方にPRをしていくと、まさに自分の出たふるさとに寄附をすると。まさに、ふるさと納税のあるべき姿が実践できるのではないかと、物、金目当てではなくて、ということで、記念品の充実もそうですが、やはり事業、使い道についての充実が行政のあるべき姿ではないかというふうに私は思いますので、その辺のさまざまなアイデアを出せるような環境づくりを、さらに充実していただきたいと思いますので、その辺どうでしょうか。

続きまして、地方創生の取り組みについてですが、やねだんのところでのお話、一番やるべきことは、その地域、また役場内もそうですが、リーダーの育成であると、そういう工夫ができるリーダーが育成されていけば、その組織、また地域は活性化して生き残っていくというふうに思いますので、そのリーダーの育成のための充実策、そこをどう考えておられるか再度お聞きます。

町民の命の安全についてですが、教育長から、学校に携帯の持ち込みは禁止であると、当然であります、持っているという事実はあるわけです。けさのニュースでしたか、高校生の携帯、スマホの利用時間が一日なんと7時間という、起きている時間の半分、携帯を使っているようなものでありますので、まさに依存症であるというふうに思いましたが、中学生が多分持っているのは6割ぐらいなんですかね。

であれば、その持っている方たちだからこそアクセスできる手段というのはやはりLINEだったり、ネットだったりすると思うので、電話にたどり着くにはなかなか、ましてや自分で電話をしてどうのこうのと相談するまでにはいかないというので、そのLINEで、例えば、持っている児童の携帯の番号、スマホの番号を登録しておいて、何かちょっと困っていらっしゃる児童・生徒がいるなどというところには、学校のほうから大丈夫ですかと、何かありましたかというふうにアプローチをして、なければしょうがないですけども、そういうことができるのかどうか。そういうこともしていけないと、失われる命もあるというふうに、さきの事件で痛感したものですから、その辺、非常に難しい問題だと思います、プライバシーもございますし。だけれども、やはり地域の宝である子供は守らなければいけないという思いがありますので、その辺の取り組みについてどう考えておられるか、この3番のほうは教育長のほうから答弁いただければ幸いです。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問に対する答弁をさせていただきます。

ふるさと納税についてでございますが、町は町として考えております。ただ、それに固執することなく、今後さらに記念品の選定並びに用途については、検討を加えていきたいと思っております。

今回、熊田議員のほうから、用途については森づくり事業、さらには第2子の手当てが薄いということで、第2子の手当てを厚くするようなそんな用途も考えていただきたい、大いに参考になる意見として拝聴させていただきました。検討の中に加えていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、地方創生について、やねだんということで、自治体に依存するのではなくて自主、自立、そうした活動については、私自身もそうした思いで今までも矢吹町のまちづくりについて進めてきた内容でございます。町は協働のまちづくりということで、今まで公の行政が主体的になっていたものを、民の力によってというこ

とで、住民の力によったまちづくりというものを意識しながら、まちづくりをさせてきていただいたところでございます。

その中であって、熊田議員が言うようにリーダーの育成というのは不可欠だろうということは、これは全く私も同感でございます。今、矢吹町も多くの団体が育ってきております。特に、こうすっぺ西側の皆さんや自治会の皆さん、さらにはさまざまな任意の団体、矢吹町にもいらっしゃいます。これをさらに、人の数をふやしていくことと、またリーダーを中心にしながら、住民のほうにそうした自立のまちづくりに対する意識、そうした啓発活動もどうすればというようなところも含めて、さらに興味を深め、理解も深めていただけるような、そんな手だてをしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

非常に参考になるご提案ありがとうございます。今後もよろしく願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 熊田議員の再質問にお答え申し上げます。

LINE等を活用して、携帯電話やスマートフォンを持っている子供たちに教育委員会、あるいは学校等から情報を送って、救われる命があるのであれば救うべきではないかというおただしでございますが、それは、そのとおりというふうに思う面もございますが、しかし現在のところ、子供たち同士でLINE等を活用していろいろなトラブルが全国で起きておりますし、それから矢吹町でも起きているという現状があります。それで、それについては単に所持を禁止するのではなく、もちろん学校等では使い方等についても子供あるいは保護者に同時に啓発といいますか、専門家による指導等もお願いをしております。でも、小中学生のうちには基本的には持たなくてもいいのではないかというふうに、これまで考えてきておまして、学校でも保護者にはそのようなことをお知らせをしているわけでございます。

そういう中で、携帯やスマホを持っている子供たちに情報を送るということは、ある意味、そういうものを持ったほうがいいですよというお知らせにもなることもありますので、どうしても矛盾が生じてしまう関係もありまして、私どものほうでは慎重に対応していきたい。慎重に検討して、でも議員からありました、それで命が救えるという面もあるということを考えますと、私としても今ここで、わかりました、そのようにということも難しい状況にありますので、専門家等にも相談をしながら慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 申しわけありません。ふるさと納税の記念品と使途、使い道ですが、使い道のほうもご検討いただけるということでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで記念品ですが、例えば矢吹町には中畑清さんみたいに、今、プロ野球の監督で頑張っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そのファンクラブの方たちが矢吹町に寄附すると、DeNA関係のグッズや入場

券とかいうようなこともできますかと思えますし、光南高校からプロ野球に行った方もいらっしゃいますので、その辺もうまく活用できないか。また、矢吹には歌手の方がいっぱいいらっしゃいまして、大空龍太郎さんや泰楽五郎さん、そして2月25日には津吹みゆさんという演歌歌手もデビューされました。また、ほかにはShuN-R@n GIRLSや農短大のリンゴ、おいしいイチゴもありますので、そこをまず何があるかということを探すと枚挙にいとまがないくらい、きっとあると思うんです。皆さんの頭を寄せ合って具体的な提案の機会をつくっていただいて、ご検討をされるか否か、簡単に答弁をいただければ結構です。お願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税について、記念品についてはさまざまな選択肢を考えているのかと、そういうおただしでございいますが、今、言われたことも含めて、積極的に前向きに取り組ませていただきますので、そうしたことを申し上げて答弁とさせていただきます。

ご提案ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午後 1時59分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 2時12分）

◇ 薄葉好弘君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告5番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん方、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告した一般質問をさせていただきますが、若干、通告書の欄で、1、農業政策の（3）の水稻直播、ここ直播種ということで「種」の字がちょっと入りましたので、あとその3段目も直播種ということで「種」が入っております、この字を削除していただきたいと思います。

それでは、通告した一般質問でございますが、同僚議員と重複する質問等もございしますが、私の視点で質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

東日本大震災から早いものであさってで丸4年を迎えようとしておりますが、震災とその後の原発事故の影響により、いまだに震災前に戻れず、仮設住宅で生活されている状況であり、福島県の農産物の風評被害もいまだに続いている状況であります。

このような現況の中で、政府はアベノミクスの成長戦略により農林水産業を成長産業にするということで、農業は日本のふるさとを守ってきた国のもとである。一方で農政の抜本改革は待たないである。若者がその情熱を生かすことができる農業、市場を意識した競争力ある農業を実現していかなければならない。政府では、これまで農地集積バンクの創設、米の生産調整の見直しなど、農政改革に力を注いできた。さらに、意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境となるよう、農協、農業委員会、農業生産法人の3つの改革を一体的に行うことを決めたと、先月、総理が発言しておりますので、最初に農業政策について質問させていただきます。

まず、JAの自己改革への取り組みについてですが、今回の定例議会に、JAより自己改革への取り組みの意見書が提出されておりますように、町内のJAも、来年の3月に県南の4つのJAが合併を含めて自己改革実現に向けて取り組んでいるわけでございます。国の60年ぶりの農協法の抜本改正の骨格で、政府は、意欲のある担い手と地域農協が力を合わせ、創意工夫を発揮して、ブランド化や海外展開など自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにすると言っておりますが、改革案の骨格では、農協の今後の地域農業振興への果たす役割や事業目標として農業所得の向上が、地域振興と一体的に取り組みされていかないと私は思われます。

こうした改革を通じ、地域農協に地域経済の発展のためにさらなる大きな役割を果たしてもらいたいという政府のJAの対応について、町としてはどのように思われているのかお尋ねいたします。

2つ目に、平成26年度の転作の取り組み状況について質問させていただきます。

平成26年度、町の水稲作付の総面積と達成率はどうだったのか、達成された農家と未達成戸数との割合はどうかをお尋ねいたします。また、転作された作物別の面積と町単独助成の金額もあわせてお尋ねいたします。

3つ目に、水稲直播栽培推進事業について質問させていただきます。

県では、育苗作業の省力化と生産コストの低減を図られると平成8年から取り組みを行い、現在まで県内で1,000ヘクタールほど取り組んでおりますが、当町では、第5次まちづくり総合計画の一部変更の中で水稲直播栽培推進事業が廃止されるということです。政府では、稲作体質強化事業で2014年度補正予算にも米の低コスト削減に取り組む農業者に支援すると発表しており、対象に直播栽培の実施に取り組みも含まれております。昨年から米価下落の中で低コストの栽培方法でもあり、町内の農家でも取り組んでみたいという声もありますので、町としては今後、水稲直播栽培の事業推進は行わないということなのかお尋ねいたします。

次に、道路並びに河川の整備について質問させていただきます。

最初に、県道須賀川・矢吹線の道路整備について質問ですが、現在、県道須賀川・矢吹線の三城目の天開地区で道路整備の幅が進められております。先月の17日に、県主催による道路整備の2工区に係る地権者への説明会が開催されましたが、道路幅整備だけで歩道は予定していないと説明がありました。幅が広がれば、下り坂でスピードも出て、歩道がないと通学児童に大変危険な道路になると心配です。道路隣接の地区住民の方々は、歩道も含めて整備してほしいと要望しておりますので、町としてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2つ目に、あゆり川の浸食対策について質問させていただきます。

あゆり川も、近年の氾濫による洪水時の影響と大震災により、浸食が進んでいる状態です。特に、須

乗本田地区の方から、丸の内から前田付近の浸食がかなり進んできているということで、現状を確認して、浸食対策も含めて整備を進めてほしいと要望がありますので、町としてはどのような対策を考えているのかをお尋ねいたします。

最後に、中学生の海外派遣事業について質問させていただきます。

最初に、中学生の海外派遣事業の成果について質問でございますが、中学生の海外派遣事業は、平成12年度より中学生の国際交流と語学力向上のため、アメリカ西海岸と現在はオーストラリアへホームステイを含めた研修会を実施しており、平成26年度の派遣事業も昨年12月に実施されました。平成12年から今年度まで約200名以上の方が派遣されたと思われます。当初の目的である国際交流と語学力向上については、事業の実施後どのような成果が町にもたらされたのかをお尋ねいたします。

次に、平成27年度の海外派遣事業について質問させていただきます。

平成27年度も中学生の海外派遣事業が実施されるようですが、平成12年度から実施され、平成21年度に世界的なインフルエンザの流行により中止しており、平成26年度で14回実施され、平成27年度では15回目の実施とお聞きいたしました。記念すべき15回の開催ということで、派遣先との相互交流等も含めて特別な企画など予定はあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、JAの自己改革への取り組みについてであります。さきの藤井議員への答弁と重複いたしますが、JAの自己改革の基本は、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ食と農を基軸として地域に根差した協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得拡大、地域の活性化に貢献していくことが農業協同組合の重要な役割としており、農業所得向上や食料自給率の向上、震災からの農業復興促進等に最大限の役割を発揮するべく、平成28年3月を目標に、現在の県内17JAを4JAに、県南については4JAを1JAに再編する合併構想実現を基本に自己改革に取り組まれているところであります。

しかし、農協法改正の骨格では、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や準組合員の利用制限のあり方、検討などが示され、生産現場からは農業所得の増大にどう結びつくのかという疑問や、政府が進める地方創生に逆行し、誰のための改革なのかとの声があると聞いております。今般の政府による農協改革につきましては、JAの自己改革の基本としている農業者と地域住民が一体となった持続可能な農業や豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すことが重要であります。今後、地域農業の発展を守り、生活の安定を図るため、地域が一致団結し、町とJAとの連携を強化していくことが必要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成26年度の転作の状況についてのおただしであります。県から町に配分された生産数量目標の面積は993.9ヘクタールであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、水稲作付の困難な地域と

の調整面積223.9ヘクタールがあるため、合計で1,217.8ヘクタールとなります。これに対し、主食用米を作付した面積は1,267.3ヘクタールで、達成状況が約96%となり、町全体としては生産数量目標を達成することはできませんでした。町の水田台帳登録者数は1,015名であります。生産数量目標達成が条件である経営所得安定対策の加入者は613名であり、60.4%の農業者が転作を達成し、国などから交付金の交付を受けております。

また、転作の作物別の取り組み面積と町単独の交付金額の内容につきましては、大豆が43件26.6ヘクタールで、制度が変わり、昨年度までの町単独分に相当する産地交付金地域枠の交付金額が265万4,000円、飼料用米が12件18.2ヘクタールで交付金額182万円、トマト、キュウリ等の野菜が78件28.1ヘクタールで交付金額260万7,000円、備蓄米が75件45.3ヘクタール交付金額224万7,000円、その他ソバや飼料用作物が13件9.6ヘクタール交付金額96万6,000円となっており、合計221件127.8ヘクタールで交付金額1,029万4,000円となっております。国・県等を含めた合計では5,822万4,000円の交付金の助成がありました。前年比で件数28件、面積が22.4ヘクタール、交付金額も85万6,000円がそれぞれ増加しております。交付単価の変更もありますので、単純に比較はできませんが、飼料用米や備蓄米の取り組みが増加していることが原因となっております。

平成27年度以降につきましては、農家の皆さんの経営所得安定対策の加入を促進し、さらには国・県の政策を見きわめながら、国、県、町、JAが連携した取り組みを拡大し、農業所得の向上を支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水稻直播栽培推進事業の廃止についてのおたただしであります。本町では平成11年度より水稻直播栽培推進事業に取り組んできたところであります。

水稻直播栽培は、議員ご承知のとおり、乾田直播、湛水直播があり、水田へ直接播種できるということで、農業者の労働力軽減や生産コスト低減が図られることから、JAや県南農林事務所と連携し、直播栽培の実証に取り組む農業所にある研究会を設置し、実証実験を行いながら推進してまいりました。一時は10ヘクタール近い作付がありましたが、実証実験において鳥獣等による食害や除草の失敗による発芽不足などにより、期待した成果が見込めなかったことから、作付面積は減少し、震災後においては実施されていない状況が続いております。

このような状況下、担い手への農用地の集積や経営規模の拡大のためには、直播栽培等の生産コストの低減が不可欠であることから、今後も引き続きJAや関係機関と連携し、直播栽培のあり方について検討してまいります。

誤解を招いたことにつきましては、おわびを申し上げるとともに、議員おただしの水稻直播栽培推進事業につきましては、事業を取りやめるものではなく、水田農業改革事業へ組み入れ、総合的に水田農業について事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道須賀川・矢吹線の道路整備についてのおたただしであります。本路線も含め県道の拡幅、歩道設置については、毎年、福島県県南建設事務所との間で行われます事業調整会議において、県に要望をしているところであります。本区間については、現状を踏まえ、道路拡幅の要望を継続して実施しているところであります。

2月17日、県による須賀川・矢吹線天開2工区の事業説明会が開催され、事業概要並びに計画法線、スケジ

ユール等の事業系について説明がなされました。天開2工区間の歩道設置については、県の道路整備基準による一日の通行台数などが歩道設置の規定を満たしていないため、現在の道路拡幅計画には含まれておりません。道路拡幅の計画内容は、現在の道路幅員6メートルに片側1.5メートルの歩行者や自転車のための空間を確保し、幅員9メートルの道路として整備するものであります。出席された地権者及び地元行政区長、役員の皆様からは、県が提示した計画内容で事業実施の了承をいただいたところであり、今回の整備計画により、現状が改善し、歩行者の安全・安心につながるものと考えております。

しかしながら、議員おただしの当該箇所は大型車の通行量も多く、通学児童・生徒及び高齢者等の利用者の安全性を確保するため、車道と明確に分離した歩道整備の必要性は十分認識しているところであります。

今後も、歩道整備につきましては、地域の要望も踏まえ、引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますが、町では当面の危機を回避する手段として、今回の事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり川の浸食対策についてのおただしであります。あゆり川につきましては、大池を起点に阿武隈川まで約6.5キロメートルにわたる町が管理している準用河川であります。主に、矢吹地区を上流とする周辺の雨水排水の流入河川として、また周辺圃場の水源及び農業用の用排水路として、多面的な機能を担っております。

議員ご指摘の丸の内から前田付近の浸食状況については、定期点検等で十分認識しております。台風等による増水時には、優先すべき重要な点検箇所として位置づけており、これまでも震災における災害復旧を含め、被災状況に応じた応急対策、復旧工事、補修等実施してきたところであります。しかしながら、施設の老朽化による護岸ブロック等の劣化及び近年のゲリラ豪雨等による想定外の水位上昇による護岸の洗掘、損傷と維持管理に大変苦慮している状況でもあります。

今年度、矢吹土地改良区が事業主体となる三神地区の幹線用排水路が国の補助事業により実施され、全面改修されました。あゆり川につきましても、ポンプ場、水門等の農業用施設と水利機能も有していることから、今後、受益者である矢吹土地改良区整理組合との協議を踏まえ、改修計画についての調査・検討を進めるとともに、有利な財源の確保も含め、事業化に向けた整備指標の検討に努めてまいりたいと考えております。当面は、必要最小限の復旧、補修等による対応となりますが、河川の流下機能の確保と農業用水利の確保並びに増水等による周辺被害を最小限とするため、維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

中学生海外派遣事業についてのおただしであります。本事業は、平成12年8月に第1回アメリカ研修として実施されて以来15年間にわたり、中学2年生を対象に外国の人々との触れ合いや日本とは異なる文化体験を通して、国際的視野を持った心豊かな人材を育成することを目的に実施されております。現在まで、平成21年

度に新型インフルエンザにより派遣を中止しブリティッシュヒルズ研修に変更した以外、14回にわたり279名の生徒を海外派遣事業に参加させてまいりました。

当初3年間はアメリカ派遣を実施しておりましたが、4年目からはオーストラリアゴールドコーストやシドニー派遣を実施し、ここ4年間はオーストラリアケアンズを派遣先とし、3泊4日のホームステイを中心に活動しているほか、熱帯雨林気候の中での自然体験活動を1日、世界自然遺産グレートバリアリーフグリーン島でのシュノーケリングを1日など、五感を通して学べる研修を実施しております。今年度は33名の出席のもと、昨年12月23日から29日までの5泊7日で実施しております。

さて、この事業における成果に対するおたただしですが、一例を申し上げますと、この事業に参加した生徒が英語科のある高校へ将来英語を使える職業につきたいという希望を持って進学する生徒が出てきております。また、平成24年8月には、この事業価値と海外派遣の意義を考え直す資料とするため、参加者が社会人として働き始めた人たちから大学生の年齢を対象に、平成15年度から平成19年度までにこの事業に参加した84名に対して、郵送によるアンケート調査を実施いたしました。その結果から申し上げますと、84名中41名から回答をいただきました。現在の職種は、幼稚園教諭、小学校教諭、会社員、看護師と学生26名であり、26名の学生の中には、教育学部4名、英語科、国際学科等に所属しているものもおります。

41名の回答者に、この事業に参加した理由を問いますと、「他の国の人と触れ合いたかった」が半数を占め、「英語力を上げたかった」「楽しそうだった」などが上げられております。最も印象に残っていることの間いには、ホームステイがほとんど全員で、次いで学校交流、食事、観光が挙げられております。10年ほど経過した現在でも、ホームステイは印象深く参加者の心に残っていることがうかがえます。

次に、この事業に参加してよかったかの問いに、「よかった」とほぼ全員が回答し、理由を一、二例挙げてみますと、「海外派遣事業をきっかけに、高校は英語科に進み、ことし9月にカナダのビクトリアでの3カ月間の留学を決意することができたからです」とか、「自分の夢の指針となった」「自分の見聞が広まった」「外国の文化を学ぶことで改めて母国のよい点と相違点を見つけられた」などでありました。

そして、海外派遣に参加したことにより、自己の変化についての問いでは、「変化があった」とする参加者がほぼ全員でありました。ホームステイをしたことによる心の成長や英語に対する意欲向上、外国への興味関心、異文化への興味を持つようになったと変化を述べています。

このように、過去の参加者への追跡調査をしてみて、改めてこの事業の持つ意味の大きさを感じると同時に、矢吹町にとっても、この事業の継続実施によって、当初の狙いである町の将来を担う中学生に国際感覚や語学力向上を身につけてもらうこと、そして大きく社会に飛躍していつていることは、このアンケートの結果からもうかがえ、大きな成果になっていると感じております。

平成27年度は、第15回目の派遣事業を企画しております。議員より提案をいただきましたので、議員の皆様初め町民の皆様へ報告会等の案内をさせていただき、この事業の成果を広く伝えられるようにしたいと思っております。また、海外派遣中学生と今までの経験者との懇談会などが実施できるよう検討してまいりたいと考えております。そして、将来的にはこの事業参加者の会として、アメリカ・オーストラリアの会のようなものを発足させ、意見交換ができる場を設けてまいりたいとも考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 答弁ありがとうございました。

再質問でございますが、まず1点目は、水稻直播栽培事業の推進でございますが、今後も取り組んでいくというふうな答弁いただきましたが、実質、実証田の取り組み、今のところ面積的にはないというふうな状況でございますので、平成27年度、何カ所かの実証田で取り組んでいただければなど。三神地区の農家の方でも、ぜひやってみたいと、やはり米価の下落によりまして、余り経費をかけたくないということで取り組んでみたいというふうな方もおりますので、実証田の取り組み等はどうかまず一つご質問させていただきます。

2つ目に、あゆり川の浸食対策のお話でございますが、あゆり川が氾濫している理由の一つに、地区の方によりまして、あぶくま高原自動車道ができてから、この道路の雨水がかなりあゆり川に流れてきている、これがゲリラ豪雨なり、台風とあわせて氾濫しているというふうなお話を聞きましたので、そのあぶくま自動車道の雨水の件については、一つはどういうふうな認識をしているのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

あと、最後に、中学生の海外派遣事業について再質問させていただきます。

ただいま教育長より、参加した方大変参加してよかったというような意見で、すばらしい事業であるというふうに私も認識しておるわけでございますが、参加された中学生、今回参加された中学生もそうですが、自分の研修目標というふうなことで、英語の上達とホームステイによる英会話のチャレンジ、それと異文化に触れ合うということを目指して参加されたというふうなことでございまして、このことを踏まえて、今後の海外派遣事業の派遣先ということでお尋ねいたしたいと思いますが、英語の語学力の向上ということで、最初にアメリカに派遣し、現在オーストラリアというふうなことでございますが、英語が公用語というふうな国は、お隣のニュージーランドもそうでございまして、ニュージーランドは若干オーストラリアより物価が安いというふうな部分でございます。アジアでは、シンガポールがやはり英語が公用語になっていると、あとアメリカには行っておりましたが、北アメリカではカナダも当然公用語が英語であるというふうなこともありまして、今後派遣先を変える予定はないのかをお尋ねしたいと思います。

派遣先の決定の項目が、どういう項目で決定されているのかちょっとお尋ねしたいと思います。英語圏の国や治安や経費といった部分で、何を優先して検討しているのかもあわせてご質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の水稻直播でございます。

実証田の取り組みというものを以前はやっていたと、しかし震災後については今取り組んでいるところはないというような答弁をさせていただきました。以前、取り組みをさせていただいた地区は、JA東西しらかわ管内、最大で10ヘクタールというような、そういう内容でございます。三神地区でやってみたいというような薄葉議員のお話でございますが、三神地区で取り扱うということになれば、新たに施設というものを機械も含

めて施設と取り組みのそうした体制もつくっていかなければならない。

ただ、農家の方がやってみたいと、町としても今後継続して直播栽培推進事業については取り組んでいくということでございますので、今後どういう形でできるかを含めた協議を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひそうした農家の方に町と協議をする場を設定させていただきますので、話をさせていただくように、薄葉議員のほうからもそうした話を伝えておいていただけるようお願いしたいと思います。

次に、あゆり川の氾濫でございますが、トラハイ道路の建設によって、雨水排水が水田の栽培に影響が出ているというような、そういうおただしでございますが、そうしたところについては、現在のところそういった実態はつかんでおりません。今後、そうしたところについて、具体的な場所も含めて教えていただいて、どういう形で影響が出ているのかということについても、調査・検討を深めてまいりたいと思います。

ただ、考えられるのは、こうしたところも全く影響がないわけではないでしょうけれども、近年のゲリラ豪雨と申しますか、過去に例のない降雨量、これがやはり最大の原因ではないかというようなことは言えるのではないかと思います。それらについても、また具体的に協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます、私からの再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

今後の派遣先ということについてのおただしでございますが、これまでも派遣先についてはいろいろと検討をしております。

一つには、アジア圏に派遣はできないかと。それで、隣国でもあります韓国については、学校教育課の職員を2名ほど派遣して、実際に中学生の海外派遣ができないかということを実地踏査をしていただきました。しかし、これはいろいろと韓国との外交問題等はない時代で、数年前でございますが、それでもなかなかこの研修の目的は達せられないのではないかということ、それから中国についても同じような状況があるのではないかと、その他東南アジアについても少し検討させていただきましたが、結果としてはなかなか難しいのではないかとということでございました。

それで、この派遣先の検討をする場合に幾つかの観点がございますが、一つはやはり英語の語学研修になるということが一つでございます。

2つ目は、研修プログラムとしてホームステイができるかどうか、それから体験型研修ができるかどうかと。

そして、3点目は大事なことでございますが、治安は大丈夫かと。子供たちの生命がゆるがせにさせられるようなことはないかと。そして、最後に経費はどうかと。このような観点から検討をしております。これまでのところ、現在のオーストラリアがいいのではないかとということでございます。でも、先ほど薄葉議員から、オーストラリアの隣のニュージーランドではどうかと、あるいはアジアでもシンガポールというものもあるのではないかと、そしてまたカナダも英語圏であるというようなご指摘もいただきましたので、それらも検討しながら、先ほど申し上げました4つの観点から検討させていただいて、よりよい派遣先を決定してまいりた

いというふうに思います。

ありがとうございました。答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 答弁ありがとうございました。

中学生の派遣事業の件で再々質問をさせていただきます。

ただいま、教育長から派遣先に係る内容について答弁いただきましたが、派遣先の検討に当たって、第三の機関、福島県でいえば福島県の国際交流協会なり、そういうところのアドバイス等は受けているのかどうかをちょっとお尋ねしたいのですが。

あと、あくまでもこれは矢吹町の将来をしょって立つ子供たちを育成するための人づくり事業でやっているのかどうか、語学研修が目的なのか、そこをちょっとはっきりさせていただければなと思います。

やはり、隣の中島村ではマレーシアに、これは国際交流というふうな形で派遣しております。アメリカや、今回オーストラリアに派遣されておりますが、語学研修とホームステイというふうなことですが、やはりそこに相互交流、お互いに、じゃ矢吹にも来てもらって、ホストファミリーに矢吹町でもホームステイを体験してもらって、日本の文化をちょっとオーストラリアの方々に知ってもらいたいとか、やはりその相互交流につながるようなことだともうちょっとプラスになってくるのかなというふうに思いますが、やはりオーストラリアですと距離がかなりありますので、東南アジアとか隣国で、そういうふうな国際交流も含めたことはできないのかと。先ほど言ったように、英語圏で語学の向上が目的だということであればなかなか難しいですが、そこら辺をちょっともう一回、あと、先ほど言ったアドバイスの部分で、国際交流協会とかそういうところの指導なりも受けているのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再々質問にお答え申し上げます。

中学生海外派遣事業の目的は、国際交流、そして英語力・語学力の向上ということ掲げております。

そして、ホームステイをなぜ入れているかといいますと、子供たちは、いわばグレートバリアリーフとか、そういうところにも行ったり、あるいはコアラのいる動物園等も訪問しているわけですが、何といてもこのホームステイがよかったというか、そういうことがありまして、何年か前までは2泊3日のホームステイでございましたが、これを子供たちの要望で1泊ふやした経緯がございます。

そして、実は、これまで東南アジア等がなぜ選ばれてこなかったかといいますと、韓国もそうなんです、ホームステイは難しいというふうに言われました。要するに、引き受けてくれる家庭がなかなかないということでした。

なお、県の国際交流協会あるいは国際課等には直接相談等はしておりませんが、海外派遣ということもありましたので、文部科学省や外務省には毎年というわけではありませんが、これまで相談といいますか、いろいろと尋ねたり、確かめたりといいますか、そういうことはこれまで行ってきておりました。

なお、相互交流ということにつきましても、いわゆるホームステイでお互いにということがなかなか難しいところもあるというふうには思いますが、そういうこと、それから数年前までには、訪問先の中学生や高校生の学校に訪問したこともございました。でも、この時期がなかなか難しゅうございまして、例えば冬であれば向こうは夏休み、夏に行くと向こうは冬休みではないんですけれども、そういうなかなか向こうの学校の関係等もあって、現在は学校との交流はしていないというのが現状でございます。

なお、相互交流初め、そういうことについても、今後検討していきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午後 2時52分)

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午後 3時04分)

◎会議時間の延長

○議長（諸根重男君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◇ 佐藤幸市君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告6番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、長い時間お疲れさまです。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を3点ほどさせていただきます。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

1つ目、総合教育会議の取り組みについてお伺ひいたします。

地方教育行政の改革により、4月1日より総合教育会議が発足いたします。まだ3月ですので、町長には答弁の制限があるかと思われますが、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

総合教育会議は、首長が採択し、首長と教育委員会で構成する会議体制です。会議は、原則として公開とし、首長は協議を経て、大綱を定めることができるようになります。大綱は、教育基本法第17条に定める教育振興基本計画のほか、教科書採択の方針についても定めることができます。教科書採択に関しての説明責任は、これまで教育委員会にありましたが、総合教育会議が発足しますと、首長にも説明責任が生じます。そこで、次の3点についてお伺ひいたします。

単独で教科書を採択できる単独採決地区に編成することに対する町長の考えをお伺いいたします。

2つ目、総合教育会議の体制及び大綱策定の進捗状況について公開するかどうか、町長の考えをお伺いいたします。

3つ目、教科書無償措置法によると教科書採択理由の公表は努力規定となっておりますが、採択理由を公表しなければならないものとして義務づけをするのが望ましいと思われま。これを実行していただけるか、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目の質問ですけれども、幼老複合施設及び学校施設とほかの公共施設の複合化についてお伺いいたします。

少子高齢化が進み、核家族化が進む中、障害の有無にかかわらず、地域の人々が世代を超えて触れ合うことができる幼老複合施設が求められております。

また、各自自治体の20年後、30年後の姿を踏まえて計画いたしますと、多くの自治体では、学校をどうするかという話が出ております。これからの学校施設整備は、他の施設との複合なしには考えられないと思われま。高齢者福祉施設や保育所などは、どこの学校にもあって不思議ではなく、異世代間の交流も生まれるため、学校との複合化が進んでおります。

これらのことについて、町長の考えをお伺いいたします。

3つ目、中心市街地復興計画についてお伺いいたします。

平成28年度より運用開始予定の第6次まちづくり総合計画の立案に当たり、第5次まちづくり総合計画の策定時点からの変更事項についてお伺いいたします。また、第6次について、以下のとおりお尋ねいたします。

1つ、復興道路計画について。

石川道拡幅、奥州街道歩道拡幅の計画は、復興交付金事業に該当しないということで中止ということですが、不該当になった理由と今後の計画についてお伺いいたします。

2つ目、歩いて楽しい矢吹町の計画について。

歩行者道の整備、景観の整備を進める計画がありますが、どのような財源による計画なのかお伺いいたします。

3つ目、東邦銀行跡地複合施設計画について。

複合施設計画の案がありますが、具体的な検討内容についてお伺いいたします。

4つ目、大正ロマンの館利用計画について。

改修工事を行う計画ですが、利用計画内容が確定しないのに改修工事を行うのは、確定後に再度内装工事をするということでしょうか。

以上、4点について答弁のほどよろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、教科書採択についてのおただしであります。教科書無償措置法等に基づく小中学校の教科書採択

については、市町村が独自に採択できることとなっておりますが、本町の場合は県南の9市町村が共同で西白河・東白川小中学校教科用図書採択地区協議会を構成し、県南の小中学校の採択すべき教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会において採択を決定する手法をとることとしております。

なお、採択に関する情報開示は、採択地区協議会事務局である白河市教育委員会で手続に基づき進めていくこととなります。

これまでの小中学校の教科書採択に関しましては、法令等に基づき、教科書採択並びに情報開示が行われており、今後もこれまでの教科書採択のあり方でよいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細については教育長から答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

次に、総合教育会議の体制及び大綱策定推進状況についてのおたがしであります。総合教育会議については、昨年6月20日に交付され、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、全ての地方公共団体に設置されることになりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安全性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し制度の改革を行うものであります。

中でも、総合教育会議については、市町村長と教育委員会との対等な執行機関同士の教育の方針についての協議・調整の場であります。また、教育に関する予算編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している市町村長と教育委員会とが十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政を図ることを目的とした会議でもあります。

会議の体制づくりにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長及び教育委員会で構成することとなっており、本町においても同様に、町長と教育委員会という構成で考えております。

また、大綱の推進状況の公開ですが、総合教育会議は住民への説明責任を果たす趣旨から、原則公開となっております。

大綱の内容につきましては、地方公共団体の長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方針を示し、地域の実情に応じて策定するものであります。内容については、教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議や児童・生徒等の生命または身体の保護や緊急の場合に講ずるべき措置に関する協議を行うこととなります。しかし、内容によりましては、非公開とする場合があります。例えばいじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、新規予算事業に関する補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合などとなります。

なお、総合教育会議の運営については、町と教育委員会がこれまで以上に連携し、民意の反映を目指して進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幼老複合施設及び学校施設と他の公共施設の複合化についてのおたがしであります。現在の第5期介護保険事業計画及び次期計画である第6期介護保険事業計画において、幼老複合施設についての計画はありません。

当該施設につきましては、主に大都市圏において少子高齢化に伴う高齢者施設整備のための用地の確保が困難な場合や、既存施設の有効活用や複合施設として設置運営することによるコストの削減を背景に、徐々にふえてきている状況にあります。

議員おただしのおり、幼老複合施設においては、施設内での高齢者と子供の交流が、利用者の精神面や身体面にさまざまな効果を与えているとの報告がある反面、運営主体や職員の負担増になっている、施設により交流の実態にばらつきがあるという問題も報告されております。

町としましては、第6期介護保険事業計画期間内においては、特別養護老人ホームの待機者解消に重点を置いた施策を展開することとしており、幼老複合施設につきましては、今後の社会情勢や近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、学校の視点による内容は、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、復興道路の今後の事業計画及び歩行者道、景観の整備についてのおただしであります。旧石川街道につきましては、町の中心部を東西につなぐ主要な道路であり、有事の際には重要な輸送路、避難路となることから、平成24年に復興道路説明会を開催し、道路拡幅の整備計画について町民の皆様にご説明させていただいたところであります。また、旧奥州街道につきましては、東京大学生産技術研究所と連携を図りながら、道路整備とあわせ、景観計画策定も見据えた景観誘導地区として位置づけ、復興整備計画に沿った事業の実施に向け、検討しております。

具体的な整備計画としましては、中町地内に建築が予定されております中町第1地区災害公営住宅周辺を景観モデル地区に選定し、車道はそのままに歩道を広げ、景観も統一するなど、車優先から歩行者優先にする取り組みを実施し、その様子を町民の皆様にご確認いただき、その後の整備実施につなげていく考えであります。

両路線の財源につきましては、当初、復興交付金による事業の実施を予定しておりましたが、復興庁から交付金に該当させることは困難であるとの指摘を受けたことから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源とした補助事業の採択に向けた要望を行っております。

なお、復興交付金事業に該当しなかった理由につきましては、復興庁の見解といたしましては、復興交付金が対象となる道路の要件は、次の3つとしております。

1つ目は、津波で被害に遭った道路であること、2つ目には孤立した集落を結ぶ道路であること、3つ目には市街地再開発として面整備を行う場合の道路であることであります。

町といたしましては、旧奥州街道については、矢吹小学校、矢吹駅、医療施設等が隣接しており、各施設との災害時における連携強化及び高齢者等の弱者対策として防災機能を高める必要があること、また、石川街道については、大型車両が通行できない狭い区間があり、歩道が未整備であるため、緊急時における避難経路、物資の輸送経路として防災機能を高める必要があることから、復興交付金を活用し、道路整備ができるよう要望活動を行ってまいりました。

平成26年6月24日には、復興大臣宛てに要望書を提出し、その後も復興庁とは何度も協議を重ね、あらゆる方法で要望活動を行いましたが、残念ながら矢吹町の場合は、先述した要件に当てはまらないため、復興交付金の対象にはなりません。

このような経緯により、現在に至っておりますが、現在、旧石川街道においては更地となっております沿道の土地について、土地開発公社の協力を得ながら、道路用地確保のための用地先行取得に取り組んでおり、事業が採択された際には、すぐに事業が着手できるよう体制を整え、町民の皆様の安全・安心の確保と中心市街地の復興へ向け、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東邦銀行跡地の複合施設計画についてのおただしであります。東邦銀行跡地のある中心市街地は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで、矢吹町の顔として繁栄を続けてきた場所でもあります。東日本大震災により、甚大な被害を受けた中心市街地の復興は、我が町の命運を左右する大きな課題であり、特に東邦銀行跡地については商店街の中心に位置することから、多くの町民の皆様から要望を受け、震災後、矢吹町商工会、矢吹町中心市街地復興協議会、東京大学生産技術研究所などの各種団体や職員のプロジェクトチームにより、さまざまな意見・提案がされている場所でもあります。これらの意見・提案は、その場限りのアイデアではなく、それぞれの団体等が将来のまちづくりのために真剣に議論を行い、提案されたものであり、ハード面だけでなくソフト面も含め、これまで取り組みが可能であるか、検討を図ってきたところであります。

提案の内容で、全てに共通していた項目が、人が集まる拠点となる公共施設の整備であり、にぎわいを持たせるため、中心市街地に人を呼び込む施設の必要性は、各種団体と同じ認識でありました。

そのため、今年度は施設整備に向けた基本的な考え方について整理を図るため、具体的な内容の協議を復興推進室が中心に行い、基本的なコンセプトを多世代交流の推進及び民間施設との連携とし、協議・検討を進めてきたところであります。

1点目の多世代交流の推進については、本町では震災前から穏やかな人口減少及び少子高齢化が進展している現状を踏まえ、子供からお年寄りまで多くの人交流できる中心的な拠点とする概念であり、2点目の民間施設の連携については、商店街の復興に寄与できる民間活力の導入を視野に入れ、住民ニーズに合わせた多様なサービス提供を目指すものであります。

複合公共施設について整理すべき項目の中で、最も重要であると考えているのが、施設を構成する機能についてであります。

初めに、具体的な運用面について検討を行い、誰もが気軽に集える場をイメージし、4項目に整理いたしました。

1点目が憩いの場であり、飲食可能で誰もが利用できるフリースペース、2点目が交流の場であり、各種会議、イベント等ができる多目的スペース、3点目が学びの場であり、生涯学習のスペース、4点目が子育ての場であり、子育て支援のスペースであります。

この4項目に整理した運用面に、施設として何の機能を持たせるかは現在検討中であります。

これら施設整備の財源につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の事業である土地再生整備計画事業により整備する予定であり、平成27年度着手に向け、国・県へ申請を行っているところであります。

なお、平成27年度においては、本事業を活用したワークショップを実施し、地域の皆様に積極的にかかわっていただきながら、意見や考え方を反映した施設機能の検討を行い、中心市街地の復興、活性化に向け、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大正ロマンの館についてのおただしであります。大正ロマンの館については、町内のまちづくり

団体や東京大学生産技術研究所で構成される復興まちづくり合同会議において、これまで利活用方法の協議を深めてきた結果、現時点では決定に至っておりませんが、カフェまたはレストランの開設や美術作品の展示スペースを設けることにより、人々が集うことで中心市街地の活性化に資する施設とする方向でまとまりつつあります。これを受け、国土交通省の補助制度である空き家再生等推進事業を活用し改修する予定で、補助率50%、想定事業費が約2,500万円であります。

一方、施設運営に関しては、指定管理者制度による委託を予定しており、改修工事が完了し次第、でき得る限り早期の段階でオープンを目指している状況であります。

こうした状況を勘案し、今回の改修工事については、耐震性の確保や電気配線、水回り工事と施設の運営上最低限必要な範囲内での改修にとどめ、同館の運営開始後に受託団体と協議を行い、必要に応じ細部にわたる第2段階目の改修を実施してまいりたいと考えております。

なお、第2段階目の改修については、これも国土交通省が実施する補助制度である土地再生整備計画を活用することを予定しており、補助率40%、事業費限度額が約2,000万円となっております。

以上が中心市街地の復興における構想及び現況であります。今後も事業の進捗状況等について、議員の皆様へ逐次報告申し上げてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、町単独で教科書の単独採択ができることについてのおただしであります。現在の採択の仕組みの概略についてご説明申し上げます。

規模の大きい市町村では、調査委員の人選、任命も問題なく進み、単独採択も可能であります。中規模、小規模の市町村、県南地区では、9市町村で西白河・東白川採択地区小中学校教科用図書採択協議会、以下、採択地区協議会と申し上げます、を構成しております。

その中で、9市町村教育委員会の代表教育委員長が採択地区協議会長となり、採択地区の教育長会議を招集して、小学校または中学校の各教科の教科書選定を諮問いたします。その諮問を受け、教育長会議では、小学校または中学校の教員の中から教科ごとの調査委員を人選の上、任命し、県南地区にふさわしい教科書選定作業に当たります。その結果と教科書展示会からの意見や各学校からの教科書推薦を参考に、教科書の選定を行い、採択地区協議会長に採択案を答申します。その答申を、採択地区協議会長は、各市町村教育長にそれぞれの市町村教育委員会において、各教科書採択案について審議し、その結果の報告を求めます。

9市町村教育委員会が、採択地区協議会案どおりに決定されますと、それで決定となるわけであり。ただし、1つ以上の教育委員会で、採択案以外の別の教科書が望ましいという結果になりますと、もう一度教育長会議が招集され、それについても一度審議し直します。その結果、再度決定された場合には、採択地区協議会規定にのっとり、9市町村教育委員会はその結果によることとしております。

なお、これは学習指導要領改訂に伴って、教科書の内容が変わる時期と3年に一度、教科書の部分改訂があ

る場合に限られておまして、その他の年度は、原則同じ教科書を継続使用することとなっております。

来年度は、中学校の教科書の一部が改訂の時期となっております。

また、教科書選定等に係る情報開示につきましては、採択地区協議会の規定に基づき、事務局のある白河市教育委員会が担当しております。教科書採択にかかわる大がかりな業務を、各町村教育委員会では担当し切れないことと、各市町村教育委員会ごとに開示する内容が異なつてはいけないことなど、採択における取り決め事項等もありますので、現在のように行われております。

なお、教科書採択に関しましては、市町村長は採択の方針等について総合教育会議において意見を述べたり、教育委員会と協議したりすることはできますが、みずから教科書選定等への関与をすることは、教育の中立性等の観点から差し控えることとされております。

今後とも、以上のように答弁させていただきました方法がよい方法であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、学校施設の設備とあわせて地域の人々が世代を超えて触れ合うことができるように、幼い子供とお年寄りが交流できる幼老複合施設の併設や高齢者福祉施設や保育所、学校施設との複合化を図っている市町村もございますが、本町でもそうすべきではないかとおたがひでございます。

そのことにつきまして、学校の空き教室を活用したり、新たに福祉的施設を増設したりして、子供たちとお年寄りの触れ合いをつくり、豊かな人間教育やお年寄りの生きがいがづくりに取り組んでいるところも全国的には確かに幾つかございますが、それほど多くの市町村や学校等で実施されているという状況には至っておりません。小中学生と幼稚園、保育園の幼児との触れ合いや老人と小中学生との触れ合いには、それぞれ触れ合いの時間や機会のメリット、デメリットがあり、触れ合いがそれほど多く設けられるものではないこともございます。しかし、もちろん、いつでも触れ合える環境ができていくというメリットは大きいものがあるとは考えております。空き教室が2階や3階ではなく1階にあれば、エレベーターなどを設置する必要もなく、老人に優しい施設になると考えられますが、今一例を述べましたように、併設に当たっては、さまざまな条件を検討し、子供たちとお年寄り等との交流が図れるよう、検討していかなければならないと存じます。

子供たちにとって豊かな体験となり、お年寄りにはボランティア活動も含め、生きがいがづくりとなるよう工夫し、町民の皆様の福祉の向上に寄与できるような学校づくりににつきましては、相当な費用も発生いたしますが、今後考えられる小学校の大規模改修において考慮していきたいと考えております。

今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 総合教育会議の質問させていただきます。

教科書の採択において問題になると思いますが、歴史教科書の認識についてどのような考えでおられるのかお伺いいたします。

それと、高齢者施設、2番の問題なんですけれども、今予定はないと言っておりますけれども、文科省においても学校施設の再編を進める上で、学校、地域のコミュニティ拠点として他の施設の複合を進めていく方針

ということですので、当町においてもそのことについての方針は考えていく必要があるかと思っておりますので、そのこれからの方針をお伺いいたします。

それと、中心市街地の問題ですけれども、石川街道、旧国道の道路は都市計画道路としての申請はしてあるのかお伺いいたします。また、いつするのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

総合教育会議の中の教科書の問題でございますが、教科書採択に当たって歴史認識問題についてどう考えるのかということでございますが、これらについては微妙な問題でもございますので、私からの発言は控えさせていただきますしたいと思います。

学校と地域のコミュニティについてはどんなことができるか、これらについても十分に検討を加えていきたいというふうに思っております。先ほど、教育長のほうから幼老複合施設の問題もありましたし、私自身からも中心市街地にそうした異世代、多様な世代の交流ということについても言及させていただきましたので、今後そうしたことも含め、さまざまな対応をどうとれるか検討を加えていきたいというふうに思っております。

中心市街地の石川街道についての都市計画道路の位置づけについては、今後、都市計画道路として位置づけする方向で進めております。なお、詳しい内容等については、都市建設課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

以上で4番、佐藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

都市建設課長、福田和也君。

〔都市建設課長 福田和也君登壇〕

○都市建設課長（福田和也君） それでは、4番、佐藤議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の奥州街道と旧石川道路につきましては、都市計画道路の認定を受けております。時期につきましては、ちょっと今、手元ございませんが、認定を受けているということで、あと今後、見直しについても継続的に進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

以上で、4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告7番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） それでは、一般質問初日、最後となりますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、基本となりますのは、まちづくりに関する内容でございます。従前より同様の質問をしてきており、また今回の一般質問でも同僚議員から同じような質問、重複している部分がございますが、ご答弁のほどをよろしく願い申し上げます。時間がかかり過ぎてきておりますが、再々質問をして答弁までもらえるように、希望的観測をもって質問をしたいと思っております。

通告が5問ございまして、1番から5番までというふうにございますが、とにかく人口減少による町の近未来のあり方というものが、町民の多くの方々から不安なり、あるいは展望等に対するの質問等をいただきながら、関心が高い現状でございます。まちづくり懇談会やワークショップでも話題になりますけれども、今のこの町におきまして一番必要なものというものをランクをつけて順位をつけていきますと、比較的高いのがやはり働く場、雇用の創出、これはどうなっているのかと。何とか企業に来てもらって、働く場があって、所得が多くあってほしいものだというのが若い方を中心に、また子育てに一番お金を要する世代等の方々の意見でございます。

と同時に、また農業従事者におきましては、米価等下落の問題がございまして、いかにその農業所得を多くしていただけるのか、特に米価に関してはかなりの安値になってしまっており、やはり生活していく上での所得の向上を農業分野でも多く望まれる、そういう今の時世でございます。

また、介護等に関しましても、いわゆる家族の若手、一番重要な稼ぎ頭の若手が、やはり働く場がなくてやむを得ずこの地元を去ってしまっていると。子供も親と一緒にいなくなってしまう、高齢者だけが国民年金だけを頼りにひとり暮らしになってしまうなんていうようなことも現実に起こってきております。

そういうようなご高齢のひとり生活、国民年金で細々と暮らしている方々が介護状態になった場合、入れる施設というものがどこにあるのかと。実質的に、グループホーム等が町内には4つあり、またほかに特養もございますけれども、その特養さんにおきましては、直近の話でございます、町内にある、あるところでございますと100人待ちと、それから郡内にあるところでは200人待ちというような状況でございますが、12月、年末に骨髄損傷で入院を余儀なくされた方が3カ月しか病院にはいられない、その後じゃどうするんだといったときに、そのような待ち状況、介護状態は4という認定を受けたけれども、待ち人が多く入れない状況であると、このような切実な現状にあって、行政はどのような支援をしていくのかというようなお話もございます。

また、先ほど話を言いましたが、グループホームにおきましては、月々のかかる費用がやはり13万円を超えてしまうと、とてもじゃないけれども国民年金だけの生活者には及びもつかない状況であると。このような状況の中で、町長のその姿勢としまして、町民に寄り添うということがありましたので、どのような寄り添い方をし、どのような対応をしていくのかということを非常に不安に思う方々がおりますので、その点につきまして町長のお考えをお示しいただければありがたいと思っております。

また、特にそのような、今のこの矢吹町に暮らすお年寄り方の悩みや若い世代、あるいは働き手の方々の職業の不足、職場の不足等に関して、どうも現況における町の施策は、大正ロマンの館の改修、それから少子化で4つの小学校がありますが、これが4つの小学校の存続を前提とする小学校の大改修、屋内外運動場の設置等、あるいは災害公営住宅等の建築など、現実的に見ていきますと、どうも箱物ばかりが、建設ばかりが目

映って、今まで申し上げました町民の不安というものに関しては、町は応えていないのではないのか、町民の不安というものは解決されていないのではないかというようなことを訴える町民が多く見受けられます。5年、10年後に想定されるこれらの町の町民が、不安視する町の課題と対策を具体的にお示しいただければ、ありがたいという町民の思いがございませう。ご答弁のほどをお願いしたいと思っております。

次に、自助、共助、公助という、社会規範の中として非常に大事な一つのスタイルでございませうが、今、人口の減少化にありまして、この共助というものが成り立たなくなっているんですね。近所づき合いとか、これはお葬式等を見ましても現実にあるんですが、通夜というものが告別式の当日の朝に行われるようになってきていると、そういう形でどんどん人が集まらなくなっていて、お互いに助け合うという、地域で助け合う部分が非常に希薄になってきている。これは、全国各地でこれからの社会のあり方というところで、やはり話題になっている一つの形でございませう、この自助、共助、公助の中での共助がなくなってくれば、これは公助の範囲がどんどん膨らんでいく、いわゆる小さな政府ではなく、大きな政府が待ち構えているわけでございます。

このような問題、特に限界集落などの視点によって、この共助が成り立たなくなる形態が非常に多くなるわけですが、これらに対して町は財源的にも税収が先細りし、交付税の依存度が大きくなる一方、交付税は大きくなる、ふえていく見込みはないと、このような中であって、自治体としてどのような取り組みが必要なのかということを考えていかなければならないのではないかとこのように指摘もされるわけでございます。

そうしますと、新たな自治体のあり方としまして、これからは企業と同じように収益を上げていく自治体というものも、新たな自治体としての形として考えていかなければならないと。

これは、従前より申し上げましたが、福島県の産品、米にしても、あるいは果物の桃にしても、こういったものが海外では高く売れている実態とか、こういうものを考えていきますと、企業が海外等におきまして、戦略的に行っているBOP戦略というものがございますが、このBOP戦略に倣ったものを自治体として取り組んでいくことも、これも一つの新たな戦略としては自治体として考えていくことも必要なのではないかと。

全国的に具体的な自治体としての取り組みはないにもかかわらず、町として新たな方向性として考慮していく、そういう攻めにいく戦略も必要ではないのかということでございますので、こういったものについても町長の所感をお尋ねしたいと思います。

それから、3番目としまして、同僚議員からもお話がありました、とにかく人口減により、既存のままの矢吹町の設備に対しまして、人口減少がどんどん進んでいく、あるいは社会的に所得が上がっていかないという中であっては、町民の負担が増大していくとは明白であると。同僚議員からも同じ質問がございましたが、複合化というものをお考えいただけないかと、特に今申し上げました町民の不安というものの老後の問題、介護の問題、あるいは保育所等の、学校等の子育てに関する問題が、一つの施設でもっておおむね解決されるような方策があるのであれば、そちらのほうに移行していくことも検討してもよろしいのではないかと。

どうも先ほどの答弁を伺ってみますと、実際に複合化が進んでいる市町村、自治体というのはそれほど多くはない、相当の費用がかかるというような、そういうマイナスの要素しか出てきていないんですが、どうも4つの小学校がありきという、それが前提に立った上での回答なのかなというような印象も払拭できない状況であります。

どうか、今、同僚議員と重なりますけれども、学校と保育所、あるいは老人デイサービスというような分野での効率化なり、複合施設というものをお考えいただけないかという点が町民のお話にもありますので、お考えをお尋ねしたいと思います。

次に、平成27年度一般会計、特別会計の予算案に関しまして、全協で説明書をいただきました。この中で、予算案が出されましたけれども、この以前にまちづくり懇談会等におきまして企業誘致、いわゆる大事なところでございますが、職場をふやす意味での企業誘致等に関する町の施策というものが予算等に措置されていくのかというようなことについてお尋ねをしたいと思います。

また、国民健康保険特別会計が前年よりも14%、約3億円、予算額が多くなっておりますので、その件に関しましても理由をお尋ねしたいと思っております。

最後に、まちづくりの最高規範となる第5次矢吹町まちづくり総合計画が策定中で進んでいるかと思っております。第5次のまちづくり施策の中にもありましたが、自治基本条例の策定に関する記述がございました。恐らく、第6次まちづくり総合計画でも入ってくるものと思われそうですが、どのようなものであり、必要性というものがどの程度であるのかのお考えをお示しいただければありがたく思います。

以上につきまして、ご質問いたします。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、働く場、雇用創出についてのおただしであります。人口減少問題は、矢吹町のみならず全国的な地方自治体の懸念材料として認識されており、その対策に各市町村が対策対応に苦慮している現状であります。

このような状況の中、町では、第5次まちづくり総合計画の最終年度を迎える新年度に当たり、その集大成として平成27年度矢吹町政策大綱に5つの重点分野を掲げ、こうした傾向に歯どめをかけるべく、各種政策を展開いたします。

そのうちの2つが、議員おただしの働く場、雇用創出を実現する施策である企業誘致及び農業振興であります。働く場がなければ、そこに人は集まらず、定住者も当然に減少してまいります。近隣に大きな都市圏があれば、そこを働く場と位置づけ、いわゆるベッドタウンとして持続していく選択肢もありますが、本町からの通勤可能範囲における都市圏のみでは、町民の就労世代全ての雇用を満たすことは厳しいものと私は認識しております。

それらを踏まえ、人口減少に歯どめをかけるべく、本町みずから働く場を確保し、雇用創出することは非常に重要な取り組みであると考えております。

その働く場の確保手段としては、後述する農業従事者の所得向上策に加え、企業の新規誘致及び町内企業の発展振興が必要不可欠であります。これまでも、町内に立地する企業の本社へ訪問し、関連企業の誘致について積極的な働きかけを行ってきたほか、県が東京や大阪で開催する企業立地セミナー等において分譲可能な企業用地や各種優遇制度の紹介、さらには本町の交通アクセスの優位性をPRするなど、さまざまな活動を通じ、積極的に企業誘致活動を展開してまいりました。

また、既に進出している企業についても、矢吹経営懇話会を主宰し、立地企業間との連携や新商品開発、新規取引成立などのマッチングの場を講ずるとともに、構成企業に対して、国・県の臨床実験を初めとする各種優遇制度の周知及び申請事務の補佐や助言、また許認可等の諸課題に関し、随時相談に応じ、解決を図るなど、円滑な企業活動を支援しております。

そして、これら従前の施策に加え、平成27年度においては、2つの新たな取り組みを実施してまいります。

1点目は、進出意向企業調査及び誘致活動、営業活動であります。信用調査会社国内最大手の株式会社帝国データバンクとの連携のもと、国内企業約2,000社に対し、本町への進出意向調査を実施し、進出意向企業の誘致に向け、企業訪問等の営業活動を実施してまいります。この取り組みにおいては、意向調査はもとより、営業活動におけるタイミングや姿勢、話術等の一挙手一投足に至るまで、企業の動向や内情について造詣の深い同社の指導を受けながら、実施してまいります。

2点目は、進出企業ガイドブックの作成であります。町内に進出している企業の詳細な業種や規模、セールスポイントをまとめたガイドブックを作成し、町内はもとより近隣に所在する企業間とのマッチング支援を図ることにより、誘致対象企業にとり、進出を検討にする際の参考資料となるものであります。

これら新たな取り組みを実施し、新規企業の誘致並びに既存企業の活性化を図り、ひいては働く場の確保や雇用の創出を実現してまいります。

次に、農業における所得向上策についてのおたただしであります。昨年度米価下落等やTPP等、国内の農業を取り巻く環境は大変厳しく、これまでとは一線を画した農業経営が要求されており、日本の農業はまさしく生き残りをかけた局面に立たされております。こうした現状においても、生き残る力強い農業を構築していくことが農業従事者個々の所得向上につながっていくものと認識しております。

この力強い農業の実現のため、人・農地プラン、いわゆる未来の設計図を作成していただき、担い手を中心に集落及び地域において、人と農地の問題を徹底的に議論し、地域の将来の展望が描けるよりよいプランを作成し、農業経営の発展及び農業生産法人への支援・誘導を行うことが、農業の戦略的経営であると考えます。

さらには、多面的機能支払制度や農地中間管理機構制度の活用により、農業の集団化や集約化、農地を有効利用することに加え、水田活用の直接支払交付金や産地交付金等による農産物の多様化を図り、効率的かつ多角的な農業経営形態を構築することが必要となってまいります。

これらの実現により、現在の厳しい農業を取り巻く環境に打ちかつとともに、今後の農業情勢の変化にも耐え得る体力、持続力を醸成することが可能となってまいります。

ただし、これら各種支援制度の多くが認定農業者であることが制度利用の条件となっているため、農業従事者の皆様に対し、新規認定についての制度説明や申請の呼びかけを行うなど、積極的な働きかけを行っているところであります。

加えて、農作物の価格下落による収入減少の影響を緩和する、いわゆるナラシ対策等のセーフティネット制度にも積極的な加入を促進しているところであります。

また、町の農産物を確保し、製品化することにより付加価値を生む、いわゆる6次化に取り組むべく、平成27年度から矢吹町ブランドを冠した新商品の研究・開発事業にも着手いたします。

この施策の実現も、農業取得向上につながる有効な手段であるため、農業従事者はもとより、ふるさと産品

づくり実践協議会や商工会、ひいては農業短期大学等との関係機関とともに、積極的に取り組んでまいります。

これら所得向上策に加え、やぶきぐるぐるノーカーズと連携し、若者の就農や若手農業者のネットワークづくり等の担い手支援を推進するほか、町独自の支援策も状況に応じ随時実施していくことにより、将来にわたる農業の持続性も担保してまいります。農業所得の向上は、町の基幹産業である農業の活性化、持続化にとり欠かせないものであります。「さわやかな田園のまち・やぶき」を次世代にも残すべく、農家と行政とが一体となり、これら取り組みに邁進してまいります。

次に、要介護者等への支援についてのおただしであります。介護保険制度につきましては、日本が世界の長寿大国になったことにより、寝たきりや認知症の高齢者が増加し、介護の必要性や重要性が高まってきましたが、その一方で、女性の社会進出や核家族化の増加に伴い、介護の長期化や介護する方の高齢化が進んできたことから、それまでの家族中心の介護のスタイルから社会全体で介護が必要になった方やその家族を支えていくとの理念により、平成12年に始まりました国の社会保障制度の一つであります。

本町におきましても、平成25年度末で全人口の25%に当たる4,484人が65歳以上であり、そのうち668人の方が介護認定を受けております。

介護保険のサービスは、大きく在宅サービスと施設サービスの2つに分けられます。

在宅サービスには、デイサービス等の自分が通所して利用するサービスとホームヘルプや訪問リハビリ等の訪問を受けて利用するサービス、また福祉用具の購入、レンタルや住宅改修費の支給など、居宅での暮らしを支えるサービスがあります。

施設サービスについては、介護保険施設に入所して受けるサービスであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び地域密着型サービス施設に分類されます。このうち本町には介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが1カ所、介護老人保健施設が2カ所、そして地域密着型サービス施設の一つである認知症対応型共同生活介護グループホームが4カ所あります。

これらの在宅サービスや施設サービスについては、要介護度により1カ月に使える支給限度額の上限が決められており、自己負担額については通常利用したサービスの1割となりますが、世帯の所得に応じて利用者負担額の上限額が定められており、1カ月の自己負担額がその上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として後日、町から支給されることとなります。

また、介護保険施設に入所した場合には、施設サービス費用の1割と居住費、食費、日常生活費について自己負担となりますが、施設サービス費用については要介護度及び所得区分により決められます。

なお、世帯全員が住民税非課税等の低所得者が入所されている場合には、所得に応じた負担限度額が決められており、負担限度額を超えた分については、介護保険から納付されることとなります。

このようなことから、生活保護世帯や年間80万円以下の年金収入のみの方が施設に入所した場合の自己負担額は、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム寿光園の場合、月額4万円から5万円台、介護老人保健施設プロヴィデンス、ほのぼのの場合は、所得に応じて4段階に分かれ、さらに個室と多床室に区分されておりますが、月額約4万円台から6万円台、また地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護グループホームの場合は、所得には関係なく介護度に応じて月額約11万円台から15万円台となっております。

このように、本町における介護保険の入所施設の種類としては3種類に分けられますが、比較的自己負担額

の安い介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの待機者が多いことから、町としましては、第6期介護保険事業計画において介護老人福祉施設の増床を計画しているところであります。

また、第6期介護保険事業計画につきましては、団塊の世代が75歳以上になります10年後の2025年に向けて準備を進めるための計画と位置づけ策定しており、今後も住民福祉のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、冒頭でもご説明申し上げましたが、このような取り組みは、第5次まちづくり総合計画の最終年度を迎える新年度に当たり、平成27年度矢吹町政策大綱の中で、復興、子育て支援、健康・医療、企業誘致、農業振興の5つの項目を掲げ、重点的に事業を推進するとともに、平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画の中でも、新たな政策展開が図られるよう検討を深め、町民の皆様が未来に希望の持てるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、進化する自治体として、民間企業同様の事業経営や町独自の収益を生み出す方策についてのおただしであります。人口推計によると矢吹町の人口は平成47年には1万4,878人になる予測であります。本町の人口は、平成7年の1万9,000人台をピークに減少傾向にあり、加えて東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、事業所の撤退や原子力災害に対する不安等により、多くの方々が本町を離れたこともあり、平成27年1月1日現在で1万7,887人となっております。

議員ご指摘のとおり、人口減少に伴う財政への影響は大きく、税収の先細りは必至であり、また予算の約2割を地方交付税に依存している本町にとっては、さらなる自主財源の確保に努めるなど体質改善を図る必要があります。さらに、少子高齢化や働く場の不足などにより、今後の人口動態に変化が見られる状況にあつては、自助、共助、公助のバランスが崩れ、連携不足や機能低下も懸念されるところであります。

このことから、今後の人口減少、現状を受け入れながらも自助、共助、公助を規範とする地域として生き残れる持続可能なまちづくりの考え方が今後求められることは、大変重要な問題であると認識しております。

基本的なまちづくりの考え方としては、ともに助け合う、支え合いのまちづくりを行うことや、公のかかわりを必要以上に広げないことが持続可能なまちづくりの重要な点であり、財政的にも余計な負担が生じないものと考えております。

このようなことから、自治体としては、民間企業の事業経営や各所得階層をターゲットとしたBOP、ボトム・オブ・ピラミッドなどの経営戦略手法等を参考に、無駄を省きサービスを高めるといった行政運営を追求する必要があることは言うまでもありません。

自治体は、民間企業のように、利潤を追求することはありませんが、住民へ行政サービスを提供し、その対価として税金や手数料等を受け取ることができます。そこに共通することは、いかに住民、顧客を満足させるかという視点であります。

自治体と民間企業とではそもそも存在意義が異なるものでありますが、お互い目指すべき方向には共通点があると考えます。例えば、民間企業は顧客の満足を高めるために社会経済環境の変化に応じて経営手法の改善、改革に取り組んでおります。一方、自治体経営は地方自治の本旨に基づき、地域住民のために社会資本の整備及び教育、保健、福祉など、行政サービスの提供を行い、福祉の増進を持続的に図っていくとともに、行政主体として時代の変化に対応していくことであります。

社会経済環境の変化は、民間企業にも自治体にもひとしく訪れます。本町の行政運営につきましても、こうした状況に対応するため、民間企業の経営手法を参考とし、実情に応じた手法等を導入し、独自の行政経営手法を確立しながら、時代に沿った進化する持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育施設、福祉施設等の複合化についてのおたただしであります。先ほどの佐藤議員への答弁と重複いたしますが、全国的には学校の余裕教室などの空きスペースの活用を図り、幼児と児童、幼児とお年寄りが交流できる幼稚園・小学校複合施設や、幼老複合施設を設置した学校があります。

文部科学省の小中学校施設の有効活用についての検討会では、小中学校施設における防災機能の強化を進めることや学校施設の増改築の際に、コミュニティの核としての施設や福祉施設等、公共施設の複合化など柔軟な設計の導入が検討されております。

しかし、全国的に学校施設と高齢者福祉施設や保育施設等の複合化、それほど進んでいない状況にあります。

このような状況から、町としましては、第6期介護保険事業計画期間内においては、特別養護老人ホームの待機者解消に重点を置いた施策を展開することとしており、幼老複合施設についての計画は予定しておりません。

しかしながら、学校内においてお年寄りと子供が常に触れ合いができる環境は、子供たちにとっても、お年寄りにとっても、ともによいことでもありますので、よりよい学校のあり方と町民福祉の向上を目指すためにも、今後の社会情勢や近隣市町村の動向を注視し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細は、教育長から答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

次に、企業誘致に関する予算についてのおたただしであります。さきのまちづくり懇談会において説明した平成27年度の企業誘致に関する予算につきましては、先ほど答弁させていただきました進出意向企業調査委託及び進出企業ガイドブックの作成に係る費用を計上させていただきました。

なお、本予算は地方創生先行型交付金を財源としており、3月補正予算に計上し、繰越し事業として平成27年度に事業の実施を予定しております。

次に、国民健康保険特別会計予算についてのおたただしであります。平成24年に国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位の推進、都道府県調整交付金の割合の引き上げ等の所要の措置を講じるために、国民健康保険法が改正されました。

その中では、財政基盤強化策として、市町村、国保間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業が設置されております。この事業は、被保険者数や過去の医療費実績等をもとに、国民健康保険団体連合会が拠出額を算出し、県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の負担を共有することとなっております。

また、当該事業に係る歳入として、国及び県からは負担金、国民健康保険団体連合からは共同事業交付金が交付されております。この2つの事業の対象となる医療費についてであります。高額医療費共同事業につきましては、レセプト1件、80万円を超える医療費に対する事業であり、この対象医療費は平成27年度以降においても変更はございません。しかし、保険財政共同安定化事業の対象となる医療費が、平成27年度より変更拡

大されることになっております。平成26年度までは、レセプト1件30万円を超える医療費が対象でありましたが、平成27年度以降につきましては全ての医療費が対象となり、国民健康保険団体連合会の試算では、各市町村ともこれまでの拠出額の約2.5倍前後の支出となる予定であります。このことにより、平成27年度保険財政共同安定化事業拠出金が、本年度より約3億円の支出増となっており、議員おただしの約14%、約3億円増の大きな理由となっております。

なお、拠出金が増額されることに伴い、歳入においても約3億円の歳入増となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、自治基本条例の現在の進捗状況、今後の対応についてのおただしであります。自治基本条例につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画において、協働のまちづくりの推進事業として町政運営の基本理念、制度、原則を総合的に定めた自治基本条例を検討することとなっております。

しかしながら、東日本大震災により未曾有の災害を受けた本町にとっては、震災からの復旧・復興が最優先であったことや自治基本条例の制定へ向けた体制が十分に構築できていなかったことから、自治基本条例の具体的な検討には至っておりませんでした。

自治基本条例については、一般的にはその自治体の地方自治、住民自治、団体自治の基本的なあり方について規定するものであり、その自治体における自治体法の体系の頂点に位置づけられる条例であります。

また、自治基本条例は自主立法であり、法律に定めがないことから、名称や規定内容についてはさまざまなタイプがあり、各自治体が独自の考え方に基づいて、それぞれ特徴のある自治基本条例を定めることが可能であります。

つまり、自治基本条例は、町民参加が大前提であり、自分たちの住む町についてみんなで考え、役割分担を示しながら、将来にわたってよりよい矢吹町をともに築いていくための基本ルールを定めたものと言えます。

このことから、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、住民自治をさらに推し進める必要があり、協働のまちづくり、持続可能なまちづくりを上位理念として掲げ、住民参加をより一層進め、推進体制についても強化してまいりたいと考えております。

自治基本条例につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画において主要事業に位置づけ、町民参加のもと自治を進めていくなどの基本的理念、まちづくりの主体となる町民、事業者、議会、町の執行機関等の権利義務と役割分担等を整理し、地域自治、参画、協働、情報共有といった法の原則などについても具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

学校施設の整備にあわせて、地域の人々が世代を超えて触れ合うことができるように、幼い子供からお年寄りまでの保育所、学校や老人デイサービスなどの施設を併設する複合化は視野に入っているのかとおただしですが、学校の空き教室を活用したり、新たに福祉的施設を増設したりして、子供たちとお年寄りの触

れ合いをつくり、豊かな人間教育やお年寄りの生きがいがいづくりに取り組んでいるところが、全国には幾つかございます。しかし、多くの市町村や学校等で実施されているというところまでにはなっておりません。

文部科学省の学校施設の有効活用を見ますと、先進的な取り組みが紹介されています。

それによりますと、一つは複合化に当たっては、警備員の常駐や総合案内所の設置、容易に不審者が侵入できないような安全対策を講じるなど配慮されています。

2つは、施設の全面バリアフリー化やエレベーターの設置など、老人が使えるような新たな施設整備にするため、学校の改築工事費用のほかに1億6,000万円ほどの金額をかけています。

現在、本町では、矢吹小学校の大規模改修工事を行っておりますが、今後予想される小学校大規模改修工事の際には、小学生と幼稚園・保育園児や老人との触れ合いの時間や機会をつくることへのメリットとデメリットとを検討し、矢吹町の現状に沿った、子供たちにとって豊かな体験となり、お年寄りにはボランティア活動も含め、生きがいがいづくりとなるよう工夫し、町民の皆様の福祉の向上に寄与できるような学校づくりを検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 答弁をいただける時間がかなり短くなってきたんですが、要点を短く申し上げます。

まず、企業誘致に関して、企業から見て矢吹というのはどうなんでしょうか。町長さん、どういうふうにお考えかなというふうに思っております。

といいますのは、最近もある企業が、本社東京ですけれども、本社機能を移転してこちらに来るお話があって、白河地区と矢吹地区でてんびんにかかったんですが、やはり白河地区に行ってしまった。

確かに、帝国データバンクさん等の意向調査等をもとに策定していく、あるいはパンフレットをつくるのも大事なんですけれども、その前に今の状況でやはり自分たちにできることがあります。何が足りないのだろうかということも踏まえて考えなければいけない。その辺の努力というものは、どういったものをしているのかということ、やはり町民の方にも理解してもらいたいなと私は立場上思ったりもしているので、そこについてお考えをお聞きしたい。

と同時に、農業者に関して、農業生産者はいろんな集約化をしたりとか、育成者を育てるとかという方策を聞きましたが、農業されている方自体はどういったことを望んでいるのだろうか。そこが町民に寄り添ったというスタンスのある政策になってくるんじゃないかと思うんですね。いわゆる、先ほど町長さん、住民自治に沿った施策をと言いましたが、どうも団体自治に沿った施策しか、しかれていないようなところありまして、やはり農業者自体がどういう、生産者がどういったであればよろしいのかということ踏まえた施策というものがいいのか、ないのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、自主財源をふやす方法ということもございましたが、具体的に何なのか。具体的なものが見えてこないのでは、説明のしようがございませんので、そこも具体的なものを示していただきたい。

それと、自助、共助、公助に関して、いわゆる公の範囲を広げないこと、いわゆるその共助の分野でお互いにかかわりを持たせるという、協働とか、そういったものを一つのイメージとして挙げているのかと思うんで

すが、公の範囲を広げない政策が必要だとおっしゃいました。それで、自助、共助、公助を維持していくというような規範を持っていくというお話がありましたが、現実にも、ある地区では小学生が二、三名しかいない。20年後、先ほど平成47年と言いましたので、20年後とした場合、その方々が30歳前後ですけれども、そのときに人口、その下なり、あるいは二、三人しかいない、その集落なりというのは、本当にその公の範囲を広げずにできるのだろうか。そこが本質なんですよ。

だから、町全体で見るのも大事かもしれませんが、集落として見ていった場合には、そういう限界集落が出てきて、そこではもう共助は成り立たなくなってくる。そこは、もうやむを得ずバスを通すなり、いろんな施策において公の範囲はやむを得ず広がっていくんです。ですから、そこがちょっとお考え方が私どもとは違うなと思ひまして、そこは再度見直しを踏まえて、政策を打ち出すことが必要じゃないのかというふうに思います。

それと、あともう一つ、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（青山英樹君） 介護に関してなんですけれども、私、先ほど申し上げましたが、低所得であり、介護状態になったときに入る施設があるかどうか、高額介護サービス費等の支援とか、要介護度と所得によってある程度の支援があると言いましたが、結果として、そのようなひとり世帯でもって低所得者が介護状態3以上になったとき、特養なり養護施設、医療施設のほうに、間違いなく入れるのかどうかということの保証がどれぐらいのものなのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

そして、最後になりますが、まちづくりに関して年度計画いろいろございます。予算も決まりました。同僚議員からの質問もありましたが、町長さん3期目ということで、1期目財政再建、1期から2期にかけて。2期目リーマンショック等がありながらも、中学校の改築。で、震災があり、今ここで災害公営住宅なり、あるいは屋内外運動場、いろんな課題を解決されました。じゃ、27年度は。予算を見ますと、消防費と教育費が断トツ、ほかのところはもう削られてきている。いわゆる防災無線と小学校の2期の改修なんでしょうね。ここに力点が入って、あとはもう何もできないような状況です。とすると、所得を上げるための方策というものが、どうもないがしろにされているようなふうにしかならないんですね。

今、言いました消防費、防災無線と、あと教育費、小学校改修の2期だと思ひますが、その比重が予算的には10億円ぐらい、その2件でもってふえておまして、そのうちの当初予算で見ると、前年比から比べると6億3,000万円ぐらいふえていると。町債、借金のほうが、ごめんなさい、ちょっと訂正しますが、借金のほうが当初予算でいくと6億3,000万円ぐらいがふえてきているんです。そうしますと、何か町民の要望とは違ったところで借金をしてふえてきているんじゃないかというような部分があり、じゃそのいわゆる企業誘致とその介護等に関する部分というのは手つかずになっていると、じゃこれは、後になってくるのかなと。聞けば、29年あたりに特養ホームの増床等を考えているということですので、その辺の方策になってくるのかなということで、一応確認の意味でお尋ねいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

企業から見て、矢吹をどう見ているのか、私自身の考えをお聞かせいただきたいということでございますが、矢吹町周辺の地図を広げますと、矢吹町の物理的な位置等も含めてすばらしいポテンシャルを有している地域だというような認識はいただいております。

ただ、そうした矢吹町の優位性を見ながらも、なかなか矢吹を選んでいただけないというものは、一つにはやっぱりネームバリューの問題もあるだろうと。白河と矢吹というような名前を比べた場合に、やはり企業は、日本国内はもとより全世界にその名前をPRしていかなければならない。名前の知れ渡っていない地域よりは、やはり知れ渡った地域ということで、白河を選ばれてしまうというような、そうしたところはやはり心配材料として私自身は考えとして持っております。

もう1点は、やはり放射能の問題というのは、暗い影を落としている。これを晴らしていかなければいけないということについても、一つの矢吹を選んでいただけないその理由になっているのかなというようなことも考えさせていただいております。

農業政策については、農家に寄り添ったという形で、先ほどご答弁させていただきました。頑張っている農家については、頑張ったなりの所得と安定した経営をされております。ただ、頑張ろうにもなかなか労働力の確保等を含めて、農業経営を転換するのが難しいというようなことがございますので、そうしたことについては、町として何ができるのか、そうしたことも含めて農家に寄り添った形で考えていきたいというふうに思っております。

これらについては、先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな農業団体、さまざまな後継者のグループを含めたさまざまな農家の方とも相談をしながら、何ができるかということについて考えていきたい。抜本的に、あしたからすぐに効果の出るものというものは、私自身はないものと思っております。あくまでも組織としての方向性を決め、さらに農家の情熱を結集していく、そうした力の集合、融合があしたの矢吹の農業を築いていくんでないかなというふうに思っております。

自主財源については、財政再建を含めて、町としては何ができるということで考えさせていただきたいと思っております。財政再建の場合には、さまざまな項目をつくって考えさせていただきましたし、その中で遊休資産の売却や職員の方にも、そして議員の方にも協力をいただいて、支出する経費の削減なんかも検討させていただきました。自主財源ということで何ができるか、例えば今回の太陽光発電、矢吹町としてそうした取り組みもしていこうというような、そんな考え方も職員のほうから出てきております。そうしたあらゆる考え方を集めながら自主財源をふやす、そうした考え方も取り入れていきたいというふうに思っております。

公助を拡大しない方策といっても、なかなか町全体、考えること、さらには地域間で考えることについては、難しい局面もあろうかと思っております。ただ、言えることは、先ほど熊田議員にも答弁させていただきましたように、やれることはたくさんあるんだと思っております。だめだ、だめだと。できない、できない。なくなってしまうのではなくて、そうじゃなくてそういう集落だからこそ、自分たちで何ができるかというものをやはり青山議員を中心にして、そうしたところに入っていただいて、そうした知恵とか情熱を植え込んでいただいて、そしてリーダーを養成しながら、そういう地域を再生していく、そんな気持ちをみんなで持っていきたいなという

ふうに思っております。それが、自助、共助、そうした考え方だと思います。今、町で進めている協働のまちづくりも、そうした理念に基づいて進めさせていただいていることについても、ご承知いただきたいと思ます。

介護については、入居施設がなかなか確保できない、間違いなく入れるのはどうかというおたがしでございですが、間違いなく入れるかどうかについては、今すぐに言及できるものではございませぬ。先ほどから申し上げているとおり、計画的に施設設備について進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

大変申しわけございませぬ。あとは、個別的にお話をさせていただきたいと思ます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁時間が満了のため、これで、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 4時27分）

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成27年第386回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年3月10日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程追加の議決

日程第3 提出議案に係る訂正の申し出について

日程第4 議案・請願・陳情の付託

議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号

請願第1号

陳情第1号・第2号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 阿 部 正 人 君
総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君	税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君
町 民 生 活 課 長 会 田 光 一 君	保 健 福 祉 課 長 泉 川 稔 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君	都 市 建 設 課 長 福 田 和 也 君
上 下 水 道 課 長 小 針 良 光 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 指 導 主 事 小 峰 光 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 井 戸 沼 寿 量 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 水 戸 邦 夫	主 任 主 査 角 田 哲 也 兼 次 長
---------------------	--------------------------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、12番、吉田伸君よりおくれる旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（諸根重男君） 通告8番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

質問に先立ちまして、少し時間をいただきますことをお許しください。

東日本大震災より、あすで4年が経過いたします。震災で犠牲になられた皆様に哀悼の意を表させていただきます。また、いまだに避難生活、そして風評被害等でお苦しみの方にお見舞いを申し上げます。

失礼いたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

一般質問に先立ちまして、議場にご参集の傍聴席の皆様も大変ありがとうございます。

では、一般質問に移らせていただきます。

本日、一般行政に関しまして3点、そして教育行政に関しまして1点、質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、1番目といたしまして、町内の空き地、空き家についてということで質問させていただきます。

去る2月26日に、総務省より平成25年の住宅・土地統計調査が公表されました。これは5年に1回総務省のほうで行っているものであり、全国的に行われている調査であります。

当町においても、東日本大震災、またさまざまな要因等により、空き地や空き家が増加していると思われま
す。思われますというよりも、見ると一目瞭然だと思えます。実際に、こういう数字なんかもここであらわれ
てきているとは思えます。震災からの復興と来る人口減少における町の維持、そして発展という観点からも、
この空き地、空き家をそのままにしておくことはできません。この対策を行うことは不可欠と考えています。
また、空き家が増加することによって、空き家を犯罪等の拠点にしたりとか、またそこの中に入り込んだりす
る、それから人が余り集まらない街角になってしまうことで防犯上もよろしくないというような問題、それか

ら衛生上の問題等も発生しています。これは当町に限ったことではなく、一般的に全国で言われていることであります。

こういった空き家や空き地などの対策は、個人の資産というものも多いでしょうから、その対策というのはなかなか行政の中でやることも難しいということもあるとは思いますが、法的な問題等も生じてくると思いますが、今回の公表結果、矢吹町においてどのように空き地がふえているのか、空き家がふえているのか、こういったものをどう捉え、単に空き地や空き家を処分するというのではなく、今後のまちづくりにおいてはこの空き家というものも町にとっては重要な資産となりますので、そのまちづくりにおいての対策という観点からも捉えて、この空き地、空き家の対策をどのようにお考えか、町長のご見解をお伺いしたいと思えます。

続きまして、2点目といたしまして、原子力損害賠償の打ち切りについてということですが、ご存じのように、経済産業省資源エネルギー庁と東京電力から昨年12月25日に、突然でありますけれども、東京電力福島第一原発事故に伴う営業損害賠償について打ち切りをするという素案がありました。これについては、本当にもう町内商工業者、寝耳に水ということで、商工業者や農協、農業者からも、除染も完全に終わっていない中で、商売への影響が残っている中、一方的な賠償打ち切りは許されないという非難の声が上がっています。

海洋への新たな汚染水漏れの発覚や中間貯蔵施設への除染土壌の搬出など、いまだに懸念が残っている中、原発事故が完全に収束したとは言えません。そのため、まだまだ今後風評被害等も発生することです。健康被害等についても、昨日も同僚議員からも甲状腺がんの問題などについても質問がありましたけれども、こういった懸念も残されている。また、この矢吹町初め県南は、精神的損害の賠償に対して合理的根拠が全くない中、一方的な距離とかそういったものだけで、県中地区などとは差別もされています。

この営業損害賠償の打ち切りにつきましては、その後質問通告締め切り後に、今月の3日になって、この賠償を打ち切るということは当面は行わないということ、政府も国会や、また県内、内堀知事初め、そして県内のいろいろな業者、そして地方自治体からの抗議などの声を受け当面は行わないということを出してきてはいますが、当面というのは期間の定めから言いますとそんなに長いことではないですと、国語の辞書などでも定義を見ますと、ずっと賠償が必要なくなるまで行うということではありませんので、こういったものに対して町長としてはどうお考えで、また政府等に対してどのようなことを行っていくのか、ご見解をお伺いしたいと思えます。

続きまして、福島県市町村国保広域化についてのご質問であります。

去る2月7日に、平成26年度第1回福島県市町村国保広域化等連携会議が開催されています。これはご承知のように、町や市町村の国民健康保険が県に移管され統一されるということで、その内容についての会議が開かれたということですが、この会議の内容を踏まえて、今後の県移管に当たって方針や町民への影響についてお示しをいただきたいということとともに、一昨年ですか、私、9月の定例会で同じように質問させていただいたんですけれども、町で積み立てている国保の基金、約2億円あったと思えますけれども、この行方がどうなるかということで、県に移管に当たっては県のほうに吸収される、そのようなことはないということはお答えはいただきましたけれども、具体的に、では移管後その基金がどのように活用されるのか、改めてお示しをいただきたいと思えます。よろしくご答弁お願いいたします。

続きまして、4点目、教育行政についてでありますけれども、矢吹町独自の教育、子育て支援についてご質問をさせていただきます。

本年度、平成26年度は、子ども・子育て支援会議の創設や教育委員会制度の改正などがされ、新たな教育制度について、今後どのようにしていくのか町民からも注目がされています。当町においても、若者世代の子育てのしやすさ、住みやすさという観点からも、特色ある独自施策が求められています。これについては、今後のまちづくりの総合計画や子育て支援の計画、こういった中でも打ち出されているとは思いますが、やはり今後、1点目の質問でも触れさせていただきましたが、人口減少時代において町の人口を維持していく、またふやしていくという観点からいっても、この矢吹町が近隣と比べてどれだけ住みやすいかということで、その一つとしても子育て支援の充実策、こういったものが考えられると思いますが、来年度以降、独自の教育、子育て支援について町としてはどのようなことを行っていくのか、町長のお考え、そして教育長のご見解、あわせてお伺いしたいと思います。

以上4点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内の空き地、空き家についてのおただしであります。近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅、その他の建築物、またはこれに附属する工作物及びその敷地が、全国的に増加の傾向にあります。このような空き家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の損害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあり、今後空き家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されております。

本町の空き家の状況につきましては、平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、空き家数は650戸であり、平成20年度と同調査の700戸と比較すると、50戸の減であります。減少した理由については、東日本大震災の影響によるものかと推察がされますが、具体的な調査、分析は行っておらず、十分な把握はできていない状況にあります。

本町では空き家数は減少しておりますが、全国では総住宅数に占める空き家の数は318万戸に上っており、その数は過去20年間で約2倍に増加しているところであります。このことを踏まえ、国では適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、その一部が平成27年2月26日に施行されたところであります。

空き家等対策の基本的な考え方は、空き家等の所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとする国が示しているとおりであり、第一義的には、空き家等の所有者がみずからの責任により的確に対応することが前提であると認識しております。しかしながら、空き家等の所有者が経済的な事情等からみずからの空き家管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合においては、所有者の第一義的な責任を前提にしながら、住民に最も身近な行政主体であり個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある町が、実情に応じ、地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図る一方、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については、所要の措置について対策を講ずるべきであると考えております。

具体的な進め方については、国土交通省、総務省の両省が公表した基本方針では、市町村に対し、空き家等対策の実施体制の整備として、関係課による連携体制、協議会の設置、相談体制が重要であり、空き家等対策計画の策定、データベースの整備、空き家等及びその跡地利用の促進に努めることが望ましいと示されております。

また、国では、先に述べた市町村が行う対策に、各種補助制度や地方交付税制度の拡充などの財政上の措置を講ずることとしております。さらに、必要な税制上の措置として、平成27年度税制改正の大綱において、空き家等の中でも、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められると定義される特定空き家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外する旨の記載がなされ、最大で6分の1に引き下げられる税制特例は適用されなくなる法整備が進められているところであります。

議員おただしのおり、適正に管理されていない空き家等は、防犯上、火災予防上での問題でもあり、現在町では、問題が懸念される空き家等の所有者に対し適正に管理していただくよう、その都度文書による依頼をしております。引き続き地元自治会や消防団、防犯団体等と情報を共有し、危険箇所の定期的な見回りの実施及び所有者に対する改善のお願いを図ってまいります。

また、空き家等の有効活用については、震災からの復興、人口増加対策の視点から、被災した第一区自治会館の建設場所を空き地となっている中心市街地に復興交付金を活用し移転整備する計画や、災害公営住宅の用地選定の際にも重要視してきたところであります。

議員ご承知のおり、空き家等がもたらす問題を解消するには、防犯、衛生、景観等多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があり、関係する各課との連携の強化を図りながら、所有者の意向を十分に把握し、慎重に進めていくことが重要であると認識しております。なお、空き家対策を行う上では、Uターン、Iターン、2地域居住等により住んでいただくことを推進する事業も効果的であるため、これらのさらなる事業推進に努めるとともに、必要に応じ、しらかわ地域定住自立圏構想の取り組みとして近隣市町村間が共同で対応することについて検討を図りながら、空き地、空き家対策に万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原子力損害賠償についてのおただしであります。資源エネルギー庁と東京電力株式会社が示した素

案において、農林水産品取り扱いを除く商工業者に対する営業損害賠償を、原則として平成28年2月分で打ち切るとした内容が発表されました。これは、本町としましては、到底受け入れられるものではありません。この素案に対し、関係機関は当然のごとく反発しており、福島県商工会連合会は本年1月に両機関に対し、営業損害賠償の継続を求める意見書を提出いたしました。また、内堀県知事を代表とする福島県原子力損害対策協議会も、経済産業大臣、復興大臣及び東京電力に対し、当該素案は到底納得できるものではなく、素案の見直し、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実にを行うべきである旨の緊急要望を提出しております。

原発事故による被害は、少なくとも地域汚染が続く限り継続するものであり、被害者が事故前と同等の生活や事故前の生業を回復するには相当期間を要するものであることは、福島県民がひとしく認識を一にする、当然のものであります。この素案は、事故後から4年近くにわたり地元で暮らし続けてきた結果、培われた県民全ての感覚からは、著しくかけ離れたものであると言わざるを得ないものであります。原子力政策を推進してきた国及び事業者である東京電力が、原発事故による被害の回復に責任を負うことは明白であり、その責任を直視せず、このような素案の方針により賠償を拙速に収束させようとするその姿勢は許されるものではなく、憤りを覚える次第であります。

この素案については、先月25日には東京電力が再検討する旨の報道があり、今月4日には賠償期間が継続される旨の報道がなされましたが、不透明な部分はなお多く残っております。つきましては、県や県町村会、市長会を初めとする関係機関と連携して、今後の動向を注視するとともに、賠償継続を引き続き強く要望してまいります。

また、精神的損害に対する賠償については、平成23年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において中間指針追補が取りまとめられ、自主的避難等に係る損害の範囲が示されましたが、本町は原発事故の避難区域外として賠償の対象とならず、議員おただしのおり、いまだ解決を見ておりません。本町では、これまで町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会及び福島県原子力損害賠償対策協議会と連携を図りながら、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及び東京電力株式会社へ、中間指針の撤回に向け繰り返し強く要望、要求をしてまいりました。その結果、議員ご承知のとおり、東京電力株式会社では、平成24年6月11日から福島県県南地域における自主的避難等に係る損害賠償、平成25年2月13日から自主的避難等に係る損害に対する追加賠償の損害賠償手続が開始されました。

平成27年1月30日現在の賠償金支払いの進捗状況は、1回目の賠償については、対象者である妊婦243人、子供3,349人の計3,592人が手続を行い、7億1,840万円が支払われております。追加賠償については、対象者である妊婦192人、子供3,272人、その他の方が1万4,233人の計1万7,697人が手続を行い、8億4,344万円が支払われております。また、平成24年7月9日から同年12月10日まで、県の原子力被害応急対策基金を原資とする県南・会津・南会津地域給付金事業を実施し、対象者である妊婦253人、子供3,375人、その他の方が1万4,607人の計1万8,235人に対し、9億4,708万円を給付しております。

本町では、早期に賠償金及び給付金が町民に支払われるようこれら賠償について提示された案を受け入れましたが、現在の賠償内容ではまだまだ納得できるものではないため、引き続き福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部並びに西白河地方町村会と連携を図り、今後の要望の進め方や活動内容について検討を行い、継続して原子力損害賠償の完全実施に向けた要望活動を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解

とご協力をお願いいたします。

次に、福島県市町村国保広域化についてのおたただしですが、本年1月13日、社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定し、その中で国民健康保険の運営主体が平成30年度に都道府県へ移行されることが示されたところであります。この平成30年度からの都道府県への財政運営移行は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等について都道府県が中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図るためであります。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定、標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化の促進を図ることとなっております。市町村は、地域住民と直接顔の見える関係のほか、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされております。また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、その額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映することとしております。国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切な見直しを行い、保険給付に要した費用は都道府県が市町村に対して支払うこととなります。

現在、県では、平成27年度以降の国民健康保険の運営方針である福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針の策定作業を行っております。この方針は、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業運営の広域化や国民健康保険の財政安定化を推進するため、市町村に対する支援等を定めるものであります。県では、この方針の策定に当たって、県内の市町村から意見を聴取するため、福島県市町村国民健康保険広域化等連携会議を2月に開催したところであります。この方針に盛り込む予定の具体的な施策及び実施項目の主なものは、医療保険制度改革骨子に示された項目や効果的な保健事業の実施、国保税の目標収納率、標準的な保険料の算定方式等であります。

医療保険制度改革骨子に対する県の対応についてであります。具体的なスケジュールについては現在のところ示されておられません。改革の具現化に向けた動きを踏まえ、安定的な運営がされることと認識しております。具体的なスケジュールや実施項目の決定内容が示され、県民の皆様に影響等が及ぶ際には随時お知らせしてまいります。

また、本町では、流行病の発生等による医療費の急激な伸び等、不測の事態に備えるための資金として積み立てる国民健康保険給付費支払準備基金を設置しております。議員おただしの積立基金の活用についてであります。平成30年度以降、県が標準的な保険料率を設定し、それを踏まえて市町村は分賦金の保険料率を決定し、徴収することになっております。具体的な移行に向けた取り組みの中で、市町村保有の基金取り扱いについても基本的方向等が示されることと考えております。いずれにしましても、平成30年度以降、県と市町村がそれぞれに国民健康保険特別会計を設けることから、基金本来の趣旨を重視し、その安定的運営のための活用を考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹町独自の教育、子育て支援についてのおたただしですが、子ども・子育て支援制度につきましては、平成26年の子ども・子育て会議を設置し、昨年度実施しました子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査をもとに本計画に反映させるため、子ども・子育て会議をこれまで5回開催し、現在まとめの段階を迎

えております。

また、教育制度についての改正内容としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、責任者が教育長であることが明確化されることや全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、みずから首長が教育に関する大綱を策定することなど、これまで以上に教育目標や施策の基本方針、首長の教育政策についてより具体的に示すことが可能となります。このことを踏まえ、教育委員会と教育長とともに、魅力ある教育のさらなる推進に努め、矢吹町まちづくり総合計画や教育大綱に反映させ、よりよい支援体制をつくり上げてまいりたいと考えております。

なお、当町独自の教育、子育て支援施策についての答弁は教育長よりさせますが、本町の宝である子供たちの健やかな成長のために教育施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

1番、安井議員の質問にお答えいたします。

矢吹町独自の教育、子育て支援についてのおたただしであります。本町では、心身ともに健康でたくましく生きる児童・生徒の育成に向けて、一人一人の確かな学力向上、体力向上と心の教育の充実に取り組んでおります。

そうした中で、平成27年度の予算について承認いただきましたら、特色ある子供教育推進事業においては、小中学生を対象にブリティッシュヒルズでの外国語活動や、中学生東京大学駒場リサーチキャンパス参加事業を実施してまいります。学力向上対策事業は、小学6年生や中学3年生を対象に、夏期講習会や各教科の問題データベースを活用し、学習力向上を目指してまいります。児童生徒サポート体制確立事業は、いじめ、不登校、虐待等の未然防止のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが子供や保護者、教員等への支援を行うとともに、支援を必要とする子供たちに対しては特別支援員を配置し、個別対応等の学習環境を整備してまいります。子ども議会開催事業は、総合的学習の時間を利用して今後も開催してまいります。中学生海外派遣事業は、矢吹町の将来を担う子供たちのために、国際感覚を身につけてもらうため、オーストラリアにおいてホームステイを中心とした語学研修を引き続き実施してまいります。

また、子育て支援の施策として、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業は、子育て世代の負担軽減として実施してまいります。子育て支援事業は、第2子以降の子を出生した場合、子育て出産祝い金を支給しております。子育て支援センターの設置は、子育て相談や子育て中の親子同士の交流の場として活動しております。放課後児童クラブ事業は、共働き家庭や留守家庭の児童に対する支援事業であり、1年生から3年までの対象者を6年生まで拡大いたします。開設時間は、午後6時を午後6時30分まで延長し、夏休み等は午前7時40分を午前7時30分まで、10分延長いたします。

保育園・幼稚園預かり保育事業は、共働き家庭の増加や就労時間の多様化に伴い、保育園等に子供を預けた

いと考える家庭が増加していることから、保護者が働きやすく、安心して子供を預けて働くことができるようにいたします。保育園の延長保育は、午前7時40分を午前7時30分、幼稚園の預かり保育を、午前7時40分を午前7時30分、午後6時を午後6時30分と延長いたします。また、屋内外運動場管理運営事業については、屋内外運動場が3月27日にオープンを予定し、子供の体力向上や地域子育て支援の拠点の一つである子育て支援センター、にこにこひろばの活動を、保健福祉センターから屋内運動場に移し、親子の交流、子育て関連情報の提供と子育て支援を実施してまいります。

今後は、子育て支援の施策については本町の最重点事業でもあることから、矢吹町まちづくり総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業展開を図り、子育てしやすいまちづくりを目指し、子育て世帯のニーズを踏まえた施策を検討、実施してまいります。そして、町の子育てにおける基本目標である「地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」を実感できるまちづくりを目指し、ゼロ歳児から小中学生、そして成長を遂げ、成人として矢吹町に生まれ育ってよかったと思えるまちづくりに、教育委員会も町とともに進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の空き地、空き家対策についてであります。この空き家や空き地の問題等については、町長もご認識、同一にされているということで確認はさせていただきました。

特にこれについては、税制の特例なんかの廃止ということで空き家としてほったらかしになっていると、言い方は悪いですが、こういったものに対しては固定資産税特例措置なんかを軽減するというので、これ国のほうで打ち出している方針ではありますけれども、単にそれだけではなくて、お金もあってただほったらかしにしているということであればいいんでしょうけれども、やはり震災後のいろんな事情ですとか不況ですとか、いろんな問題もありますし、またひとり暮らしになってあちこちに家を持っていたんですけども、それがもう住んでいる家が1軒だけになったとかいうことで生活費だけで手いっぱいといったものの対策もとれないとか、いろんな事情もあると思いますので、そういったことはぜひ考慮をしていただきたいなと思いますとともに、そういったことへの考えもお伺いしたいと思います。

また、この空き家の対策、特に空き家だけでなく空き地ということもあるんですけども、これについては、まちづくりという観点からもぜひ進めていただきたいと思います。といいますのも、これは前回の一般質問で私触れさせていただいたんですけども、職員の教育という観点で東洋大学の公民連携の講座のほうに派遣したらどうだということで、そういったことも検討いただけるというご答弁もいただきましたけれども、その講座の客員教授の清水義次先生という方が書かれている本なんです。これは、今度の7月から東北芸術工科大学のほうで開講します公民連携プロフェッショナルスクールの講座というところでもこの先生も講義をされて、いろんなまちづくりに対してご教授していただけるということです。

この中でも記されていることちょっと読み上げさせていただきますけれども、全国自治体のほとんどは今、

あるいは近い将来、深刻な財政危機に直面しています。歳出の増加、税収の減少、地方交付税はもはや当てにならない状態です。産業、特に地場産業が疲弊していること、雇用が喪失していること、人口、特に生産年齢人口が減少していること、医療・介護費、生活保護費が増大していること、中心市街地の業務、商業が衰退し空洞化していること、住宅地の空き家が増加し続けていること、コミュニティが崩壊していること、建物・道路・公園・田畑・森林などの遊休ストックが増大していること、民間の自立心が欠如していること、社会変化に対応する行政のマネジメント力が欠落していることというふうに書いてあるんですが、これは当町も例外ではなく、当てはまることではないかと思います。もちろん、この間の町政において財政問題とか解決するためにご努力はなさっている、これは理解しているところでありますけれども、決して当町だけがこういった全国の自治体の抱えている問題、これから免れていることではないということでもあります。

この本の中では、この先生のおっしゃられていることの中では、空き家や空き地というのは町の重要な資産であるということで、これをどうやって活用していくか、それによって今後も町が存続していくかどうかが決まっていくということも書かれております。

やはり、空き地がふえている原因についてはまだ具体的な調査されていないということですが、空き地、空き家一軒一軒についてぜひ調査をしていただいて、どういう状況にあるか、原因だけではなくてその周りの状況がどうなっているか、周りにはやはり同じような空き家が多いのか、それとも1軒だけあるのかとか、交通機関からどのような利便性を保っているかとか、そういった優位性なんかもぜひ検討していただく。そういった調査を進めていただいて、ぜひリノベーションをしてもらって、これも今後の計画等でも示されているとおり、PPPやPFIも活用していくということも打ち出されておりますけれども、その中に、PPP、PFIもご存じのとおり失敗事例もたくさんありますので、そういった失敗事例に基づいた、単なる公民連携ではなくて、しっかりこの資産を活用するという意味で方針を打ち出していく、こういったこともやっていただきたいなと思っています。

先ほども町長のご答弁の中でもありましたように、空き地や空き家についても定住促進化にもつなげていくということもおっしゃられておりましたので、そういったことにぜひ具体的に、この空き家や空き地を単に処分するということではなくて進めていただきたいと思っています。空き地、空き家対策ということで、危険な建物とかそういった防犯上の問題とかということでは、今回の3月の議会で、喜多方の市議会では450万円の空き家の対策ということ、単に空き家を取り壊すだけではなくて、それを資産としてまちづくりに活用するというようなことに対しても予算が計上されているようですので、そういったこともぜひやっていただく、こういったお考えはないかもあわせて伺いたいと思います。

続きまして、2点目の原子力損害賠償については、もうこれは言うまでもなく、町長、同じお考えであるということ確認させていただきました。本当に原発、まだ全然収束していない状況でありますから、これが終わるまでは決してこの損害賠償、打ち切りだということは許されることではありませんので、ぜひその姿勢を継続していただきたいと思います。また、精神的損害賠償につきましては、本当にもう鏡石と矢吹町、道路一つ隔てただけで損害の賠償額が違うなんていうことは許されませんので、これもぜひ続けていただきたいということで、これはご回答のほうはいただかなくて結構です。

続きまして、3点目といたしましては国保の問題でありますけれども、平成30年度から移行するということ

で、これからいろいろな計画も策定していかななくてはならないということで、担当部署の方、それから執行部の方も大変ご苦労なさっていることと思います。これについてはぜひ、国保料、安い国保料ではなくて、収入も減っている中払っている方、それから払い切れない方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方に対して負担が増大することがないようにことをぜひ考えていただきたいと思っています。

ご質問としましては、積立金ですね、これが、やはり30年度以降のそれまでの計画の中で、町の必要な医療ですとか、そういったものによって負担金なども検討されているということで、そのほうにやはり充てられるのかどうかということなんですけれども、それが今のご回答ではよくわからなかったというのが正直私思ったところなんですけれども、今までのご答弁の中では、やはり大規模な流行、病気が流行したりとか、そういったものに対しての積み立てだということで、町の皆さんの健康保険料や、それから一般会計からも繰り入れを行って積み立ててきたものでありますから、これがしっかりその分きちんと使われるようなものであればいいんですけれども、どうもお話を聞きますとそうではないのではないかなと思ひまして、その辺についても一度ご答弁をいただきたいと思っています。

続きまして、最後になりますけれども、教育制度につきましては、ことしも子育て支援のニーズなんかの調査もしていただいて、保育時間の延長などまた新たな施策が進んでいるということで、これは大変喜ばしいことであると思います。

あと、これ1点目の質問とも関連することでもあるんですけれども、例えば空き家なんかの活用においても、預かり保育ですとか、それから放課後児童クラブ、これも矢吹小学校改築の間は利用が制限されるようなことになっておりますから、そういった空き地や不動産なんかの調査もしていけば、そういった場所も利用できるのではないかな。あるいは、地域で何人かずつ、二、三人以下ずつでしたら預かれるというような子育ての終わった世代の方もいらっしゃると思いますので、そういった方に預かってもらう。また、災害公営住宅のお年寄りなんかも、そういった子育てに参画してもらうようなことも考えられるのではないかなと思います。

複合的にぜひそういったことも考えて、新たな子育て支援策、これ税金かけないでもできるようなこともあると思いますし、また地方創生の補助金も補正で出ておりますけれども、これについてもいろんな施策、今打ち出していらっしゃるって、それからまた急に政府のほうから決まったということで、なかなかいろんなこと考えるのも難しい状況にあると思いますけれども、例えば保健福祉士やあと保育士、それから幼稚園教諭など、そういった方を矢吹町の子供たち、今教育という意味では奨学金制度なんかもあると思いますけれども、将来そういった職業につきたい、またはそういった専門学校や専門の教育機関に通いたいという方については、そういった地方創生なんかの、もしかしたら補助金も交付金も活用できるかもしれませんので、ぜひ特色ある地域づくりということで全国からも注目されると思いますので、そういったことも考えていったらどうかと思います。

簡単に申し上げますと、具体的に保健師とか保育士、そういった方たちは今足りていない、全国的に足りていないという状況。そして、やはり報酬の高いところにどうしても行ってしまう傾向があると思うんです。放課後児童クラブの指導員についても、私、矢吹の中で大信のほうの放課後児童クラブのほうに指導員として行っている方の話聞いたんですけれども、向こうのほう報酬が高いからどうしても向こうに行きたくなるんです。本当は矢吹のために役に立ちたいんですけれどもそれができない状況にあるということもありますので、

給与面の優遇とか、そういったものも考えていただかないといけないのかなと思いますけれども、ぜひ子供たちの将来の夢という中で、そういった保健師とかの仕事につきたいという方については、奨学金等目的を限って創設していただいて、それで将来必ずこの矢吹の中で働いてもらう、また施設を強化したときに働いてもらう、そういった手だてを考えたらどうかと思いますので、これについては町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

当初の一般通告より中身の濃い再質問ということで多岐にわたっておりますので、適切な答弁ができるかどうか。なお、補足する内容等についてございましたら、それぞれ各課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

空き地、空き家の対策についてでございますが、先ほど答弁させていただいたように、国のほうでさまざまな手だてというものをこの後考えていくというようなことでございますが、中にはやはり建物を取り壊したくても取り壊せないという方がさまざまな事情でいることも承知しております。こうした方に対してどのような対応を町としてとるかというようなことについては、なかなか具体的な手だてというものはとれないというような、そんな状況でございます。震災の対応ということで、以前でしたらば、建物の取り壊し等については、所有者の承諾を得れば国の支援のもとで取り壊しも可能だった。しかし、今はそれもまたできないような状況にある。しからば、どういう形に最終的になるんだということになれば、国の強制的な代執行等によって最終的には取り壊すしか方法はないのかなと。町としてそうしたものを取り壊すということは、本人の承諾を得たといえどもなかなか厳しいというのが現状だというふうに思っております。

ただ、ただ単に取り壊すというようなそういう偏った考えだけではなく、議員のほうからは建物の価値、さらには建物の物理的な位置等も勘案してその建物を利用する方向でというような、そんな考え方については一つの今後の明るい見通しが立つのかなという部分もないわけではございませんので、これらについてはこの後どう利用していくか考えていきたいというふうに思っております。

その一例として、先ほども答弁の中で話させていただいたように、定住促進という形で、1ターンのUターン、2地域居住ということで、そうしたことでまちづくりを考えていきたいというような答弁もさせていただきましたし、また、町としてはそういう考え方のもとに建物の価値等も考えて既に取り組んでいる、そういった事業もあることも安井議員のほうもご承知いただいているものと思っております。大正ロマンの館の利活用についても歴史的建造物、この建物については老朽化したから建物を取り壊すというのではなくて、今後矢吹町にとって得がたい財産だということを考えれば、安井議員の言うように、利用価値というものを十分に考えた上で保存するということが一つの方針として町としても打ち出させていただいているところでございますし、また昨日、熊田議員のほうから、やねだんのほうから事例も紹介があったように、住民みずからが建物の価値を築いて保存していく方向、そしてその価値を見出して利用する方向というものも提案いただきましたの

で、今後さらに先進地の事例、さらには安井議員の提案等も受け入れながら、今後空き地、空き家対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

原子力損害賠償については、もう言わずもがなでございますし、今後も引き続き要望活動を続けていきたいと思っております。

また、国保については、国民健康保険給付費支払準備金については県のほうに移管するものではないというものは、もう既にご理解いただいたと思ひます。今後は先ほど答弁させていただきましたように、県の方針が固まり次第、その方針に沿った形で運用していくということでございますので、よろしくお願ひします。

預かり保育等子供の子育て支援についても、預かり保育等の空き家の利用、さらには保健師、保育士、放課後児童クラブの指導員、数が足りない、そしてまたこれらの育成についても、町としても奨学金制度も含めてさまざまな形で支援していただき、矢吹町のほうに定住というか、矢吹町のほうに来ていただき、まちづくりのために、子ども・子育て支援のために働いていただくような、そんな仕組みについても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、私からの再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

余り答弁の時間も残っていないと思ひますけれども、簡潔に質問させていただきます。申しわけありません。

社会保障に関してということで、国民健康保険の準備金についてですけれども、具体的にこれ、県の方針出ないと決められないということだと受けとめましたけれども、やはり町民からは、それ本当に私たちが納めた税金で積み立てたものなのに、私たちのために使われるのかどうかということが出ているんですね。もしそうじゃなくなるのであれば、国保料高いんだからそれを減免するために使ってほしいというような意見も出ておりますので、そういったこともぜひ考慮いただけないかということで再質問をさせていただきます。

以上1点、よろしくご答弁のほどお願ひ申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁は1分ですけれども。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員のほうから、保険料率の決定に際して町のほうで町民からいただいた分賦金、それを徴収したものが果たして町民のために使われるのかどうか、不利益につながらないのかどうかというようなおただしでございますが、これらについては県と十分に協議をしまして、万が一でも不利益になる場合には町民の方にお知らせをするとともに、不利益にならないような形で協議を進めていきたいというふうに考えております。どれが不利益でどれが不利益じゃないかという、そういう考え方の違いもあろうかと思ひますが、不利益ということにつながらないように、町としてはそうした協議を検討、進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（諸根重男君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時55分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午前11時06分）

◇ 加藤宏樹君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告9番、3番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、通告に従いまして最後の一般質問をさせていただきます。

まず、一般行政について町長にお尋ねいたします。

矢吹町の未来をどのように想像してどのようなまちづくりをしたかったのか、また町民の思いが反映されたまちづくりができたか、3期11年ということですので、その辺をお伺いしたいと思います。

さらに、多くの公約があったかと思いますが、達成できたものと達成できなかったもの、ポイントとしては、この未達成部分についてどんな取り組みをしたか、何をやって何をやらなかったのかについて具体的に述べ、釈明を求める町民の声がございます。お答えをいただきたいと思います。

次に、私は負の遺産と思っている運動公園予定地ですが、およそ20年来さまざまな利活用が取り沙汰され、用地取得費用の借金返済が平成39年までの長期に及ぶ中、いまだ具体的な方向が示されていませんが、28年度から計画されている第6次まちづくり総合計画及び都市マスタープランにおいて、どのような位置づけと方向性をお示しいただけるのかをお伺いします。前回が大分前かわかりませんが、同じような問いをしたときに、運動公園予定地は町の重要な財産だと答弁しております。どのように重要なのか具体的に説明していただき、重要な財産として何が得られたのか、説明を求めたいと思います。

次に、28年度から新しい都市マスタープラン及び第6次まちづくり総合計画がスタートしますが、その前に今までのマスタープランと総合計画の検証、評価、これは26年度中に行うかと思いますが、その目標の達成の度合いはどの程度かをお伺いします。その反省とか評価を踏まえて、今後の長期計画の重要性と達成目標率をどのように考えているかをお伺いいたします。

以上3点、ご答弁のほうよろしく願います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、私のまちづくりに対する考え方、さらには公約の実現状況についてのおたがしであります。昨日の角田議員への答弁と重複いたしますが、私は任期満了まで10カ月を残しますが、3期12年間、多くの町民の

皆様のご支持をいただき、町政を執行させていただきました。この間終始一貫して、町民主役の町政をまちづくりの基本姿勢とし、町民の皆様の負託に応えられるよう日々励んできたところであります。これら実現に当たっては、町民に寄り添い、町民との対話を忘れることなく町政を進めることが重要であることから、この12年間ひとときたりとも忘れることなく、その効果的な手法を追い続けてきたところであります。

この間、本町を取り巻く状況は、財政再建を初め東日本大震災等苦難の連続でありましたが、まちづくりの実用書である町の最上位計画、第5次矢吹町まちづくり総合計画の実現が町民の最大の利益であり、未来に希望の持てる矢吹町の実現につながるものと考え、各種事業を計画的に推進してきたところであります。このことは、本計画が多くの町民の皆様からの提言、提案をもとに計画書として取りまとめられたものであり、私が公約として掲げた町民主役の町政がまさしくこの計画の実現であると考えているからであります。

これまで厳しい財政状況や震災からの復旧・復興という大きな課題を抱える中で、優先度等を含め事業の取捨選択を余儀なくされたことも事実であります。今限られた予算の中で町の明るい未来に向け、町のために何をなすべきか、何がベストなのか、その都度最善の選択をしてきたと自負しております。

いずれにしても、公約の実現状況を判断するのは、私自身であるかもしれませんが、町民の皆様でもあります。私が発現できたことと評価をし、町民の皆様も同じ評価をしていただき、公約の実現になると考えております。そのためにも、本年はこれまでの公約を形としてあらわし、町民の皆様と一体となりながら、新生矢吹町の実現に向け邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、運動公園予定地についてのおただしであります。総合運動公園用地の利活用につきましては、これまでの議会での答弁と重複いたしますが、当初平成4年11月、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、総合運動公園の早期建設の促進を図ることを目的に設立された矢吹町総合運動公園建設促進協議会において、総合運動公園用地は野球場、総合体育館、テニスコート等が計画されておりましたが、平成17年12月に財政再建を優先する必要があり、巨額な財政負担を伴う総合運動公園事業の当初計画は推進困難との結論に対し、しばらくの間は本事業を凍結せざるを得ない状況について議員の皆様にご理解をいただいた後、地域住民の方へ説明会を行った上で、町民の皆様にもご理解をいただいております。

財政再建3カ年計画は、とりわけ財政状況が厳しい平成19年度から平成21年度に、町民、行政が一丸となり、財政運営に取り組んでまいりました。これら取り組みの結果、当初の目標が達成されることから、改めて平成22年度より庁内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開し、年度内には利活用の手法などを取りまとめることとしておりました。しかし、東日本大震災によりそれらの作業も中断せざるを得ない状況となり、現在に至っております。

総合運動公園用地の今後の利活用等の方法につきましては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入、雇用と観光の視点、または復興に資する新たな視点による町の活性化への利活用など、複数の選択肢があります。利活用については、今後の社会情勢の変化を的確に捉え柔軟に対応していくことが必要であり、早急に利活用方法の絞り込みを行う必要があると考えておりますが、一方では拙速に判断すべきでもないとの考え方もあります。このようなことから、現在策定作業を進めております平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画において、総合運動公園用地の利活用に関する政策、施策、事務事業を明確に位置づけし、事業の実施を図ってまいりたいと考えており

ます。

また、都市計画マスタープランにおいても、総合運動公園用地の方向性は上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画との整合性を図る必要があることから、総合計画における方向性が定まり次第、それらに沿った計画内容とする予定であります。

なお、総合運動公園用地の重要性についてのおたただしであります。先ほど答弁させていただいたことに基づきまして、当該用地は負の財産ではなくて、町民の皆様の大変な税金により取得した大変重要な、貴重な財産であります。このように、重要な貴重な財産であるからこそ、その利活用策の検討に当たっては町の最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画に明確に位置づけし、議会との政策形成を図りながら、真に町民の利益につながる用地となるよう最大限の努力を費やしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、都市計画マスタープランやまちづくり総合計画の検証、評価及びこれら長期計画の重要性と目標達成率についてのおたただしであります。都市計画マスタープランにつきましては、平成24年度から東京大学生産技術研究所やコンサルタントと連携しながら見直し作業を行っているところであり、その中で町民アンケートを実施するなど、現計画における中長期的な事業も含め、整備プログラムと位置づけた74の事業について検証作業を行いました。

その検証結果でございますが、あぶくま高原自動車道開通や用途地域の見直し実施など27の事業が完了及び実施中であり、（仮称）北部立体交差道路整備事業など2つの事業は実施に向けた関係者との協議の結果不調となりましたが、景観マスタープラン策定や矢吹駅東地区土地区画整理事業など残りの45の事業は未実施となっており、達成率は約36%であります。

未実施の事業は、経済情勢の悪化や消費の低迷など長引く不況による工場進出の鈍化、また町の財政状況を改善するための財政再建3カ年計画の実施等、社会情勢が大きく変化したことによるものや構想自体が消滅したものであり、その原因を考察し、計画の拡充、継続、廃止等見直しをしております。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであり、さまざまな社会構造変化や自然災害リスクの中、持続可能で活力ある地域づくりを進める重要な役割を持っております。それを踏まえながら、新しいマスタープランでは、町の最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画に沿った内容とする基本的な考えはこれまでと同様とし、さらにこれらの検証及び町民アンケートの意見なども反映させながら策定してまいります。

しかし、誤解されやすいのは、このマスタープランが直接事業を実施するものではなく、具体的な計画や規制、ルールづくりは、都市計画道路指定による建築規制や景観計画などマスタープランに基づいた各種計画で実施していくものであり、今後これらの計画見直しも重要な事業となってまいります。したがって、マスタープランに記載されている計画全てが実現されるものではないということをご理解いただきたいと思います。

なお、町の最上位計画であります第6次矢吹町まちづくり総合計画が平成28年度運用開始されることから、都市マスタープランにつきましても平成28年度運用開始とする予定となっております。

次に、まちづくり総合計画の検証等についてですが、基本構想については、「こんな町いいな目標値」について検証を行い、基本計画については、333の事務事業について検証シートを作成し、検証、評価を行いました。

た。こんな町いいな目標値については、平成18年の第5次矢吹町まちづくり総合計画を定めた際に目標値を設定しておりますので、平成22年の後期計画策定時における中間検証を踏まえ、今回アンケート調査の結果が目標値に対してどうであったのか検証をいたしました。

なお、アンケートについては、16歳以上の町民の方3,000名を対象に、平成26年8月に実施しており、回答率は28.1%となっております。

検証結果としては、こんな町いいな目標値の50項目のうち、目標値を上回っているのが7項目、目標値を下回っているが目標値との開きが10%以内であるものが16項目、目標値との開きが10%以上であるものが27項目となっております。例えば、「自分が心身ともに元気と感じている」割合が平成18年には61.0%であったものが、今回平成26年には74.0%となっており、8年前に比べて元気に前向きに生活されている方が多い反面、コミュニティの指標である「矢吹町に人々が集まり活動できる場所があると思う」人の割合を見ると、平成18年には44.8%であったものが、平成26年には35.9%まで落ち込んでおります。

また、基本計画の検証については、333の事務事業について検証シートを作成し、担当課による一次評価、策定委員会による二次評価を行いました。評価の観点として、事業の目的、成果、事業の必要性、達成度、残った課題について検証を行ったほか、今後の行政の多元化として、民間委託等を見据えて、実施形態、人員についてもあわせて補完的な検証を行いました。

検証結果としては、拡大・重点化が53事業、現状維持が176事業、縮小が13事業、終了が11事業、統合が59事業、経常経費へが22事業となっております。今回の検証結果を踏まえ、新しい第6次矢吹町まちづくり総合計画では、こんな町いいな目標値をまちづくりの目標として位置づけるとともに、事務事業について新規事業を含めて見直し等を行い、事業の優先順位を示しながら、より効果的な事業計画として反映してまいりたいと考えております。

また、目標値の考え方については、こんな町いいな目標値がまちづくりの定点観測となっておりますので、長期目標として再設定を行うほか、事務事業についても目標値の設定等検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） 野崎町政の過去3期を振り返りまして、いつもご答弁の中には、第1期財政再建、第2期が中学校改築と、第3期がおよそ震災復旧という答弁をいただいているかと思います。

私が思うには、この財政再建や中学校改築、これまでの答弁でもいただいておりますが、副町長として県のお目付役が来ているわけですから、当然これ目標数値というのはクリアしなくちゃいけないわけですよ。また、中学校改築においても、時期が来れば当然古くなるんですから建てかえなくてはいけないという問題ですから、特に取り組んでやったとは思えない。

また、太陽光発電に関しても、矢吹町ではレンゴーさんに早期に導入させたとやっているが、その後の矢中建設では、全体の屋根の面積から見たらほんの一部ですよ、載っかっている太陽光パネルは。本当にそれで太陽光発電を推進したのか。あくまでも民間が主導してやっている現在の太陽光発電、これらについても町はど

ういうふうにかかわってきたのか、その辺を伺いたいと思います。

公約の中には人口増対策や企業誘致対策があったかと思うんですが、積極的に活動してきたとはとても思えない。過去においても、町が宅地分譲や工業団地造成等を行ってきたが、その辺の取り組みはほとんどなかったように思えるんですが、その辺はどうかをお伺いしたいです。

確かに、進出を決定してから造成、インフラ整備とやるのはコスト面でも非常によろしいかとは思いますが、時代はもうスピードの時代ですから、他市町村でさえ企業誘致に苦戦している中で、進出企業が決まったら造成し引き渡すといった手法が今現在通用するのか。宅地造成や工業団地造成、インフラ整備なしに人口増や企業誘致は不可能と思います。例えば、企業が使う工業用水、これは非常に大量でコストもかかります。西郷村では、村に誘致したある企業に、工業用水費として4,000万円の補助をしています。また、水量として工業用に供給する水量が当町では賄えるのか、疑問が生じます。さらに、本社移転に際して、当然家族連れで引っ越しする場合等が考えられます。教育水準というものも、判断される材料となり得る経緯があります。それらをどう思っているのかお伺いします。

ことわざに、彼を知り己を知れば百戦殆うからずということわざがあります。相手を知りという意味ですけども、町の状況を知り、みずからを自己分析し、町長として、リーダーとしてその資質があるかどうか、自己評価のほどをしていただきたい。かつて福田総理は、みずからを客観的に見ることができると表現しました。感情的にならず、冷静に物事を判断できると言いたかったと思うんですが、自分のことは自分が一番知ってなくちゃいけないんですよ、これはね。ほかの人がわかるなんてことはあり得ないんです。そういう意味で、矢吹町の発展、矢吹町民の幸福度、満足度アップ、こういったものをさせる自信がこれからもあるのか。また、できたのかをお伺いします。

そこで、これまでの行財政運営について自己採点をしていただきたい。100点満点中でもよろしいので、100点中何点と。まあ100点中200点でも構わないです、それは。それぐらいやったという自負があれば、そう言っていただけでも結構です。

あと、「彼を知り」というのは相手となりますが、相手というのはやっぱり企業誘致をする際の企業先、もしくは人口増のために町民となり得る方、彼らの求めるものは何か、彼らは矢吹町に何を求めているのかという相手の立場に立った目線、そういった立場に立って行動さえすればおのずと得られる答えがあると思うが、そのように感じられないのは私だけなのか、考えをお伺いします。

財政再建3カ年計画というので、財政再建を行ったと声高らかにおっしゃっておりますね。なぜそのまま財政再建を進めなかったのか、今ごろ20億円ぐらい貯金できているんじゃないかと思うぐらいなんですが、それはある程度やらない事業もあったのでしょうがないでしょうが、ただ、最低のハードルさえ越えていればいい、要は18%を上回らなければ問題ないと。目標がイエローカードが出なければ構わないんだというそういうポジション、要はワーストワンでもツーでもスリーでもいいと。最低レベルさえ維持できればいいんだという態度でいいと思っているのか。財政面で低いレベルにあるこの町がですよ、子供たちに高みを求め、上を目指せと大きな声で言えるのか甚だ疑問が生じますので、その辺もお答えいただきたいと思います。

それと、次に、近隣市町村の動向を見てとか、矢吹町は矢吹町なりの独自の考えがあるというふうにお答えされるときがありますが、他市町村の良策、要はこれはいいい施策だなということをまねしている例が少ない。

全国的に広まり出したら取り入れているといったような状態にあると思います。いいものをまねして、そこからさらにいいものをつくっていくという姿勢が見えない。私が思う限り、住民サービスや幸福度、満足度が向上する施策はほとんど取り入れず、要は住民目線に立った行政は行われていないというふうに感じます。積極的に良策を取り入れてさらに進化させていく、ことわざには温故知新とありますが、過去の失敗、そういったものを学び、古いやり方を変えて革新し、覚醒していただきたいが、そういったつもりはあるか伺います。

それから、運動公園予定地についてですが、従来町長はピンチをチャンスにというお言葉を何度か使われています。補助金が多くもらえることがチャンスだったのか、ほかにやることはなかったのか。特に、どんなピンチがどんなチャンスに変わったのか、町としての考えをお答えください。

確かに、補助金は多く投入されました。その結果、一部インフラは整備され、屋内外運動場も導入され、矢中グラウンドにも照明がつけました。災害公営住宅等もできます。いろいろありますが、私が考えるチャンスというのは、震災で多くの家屋が倒壊したり半壊になったりして被災しております。非常に悲しい、そして苦しい出来事ではあったと思いますが、その悲しさ、苦しみを乗り越えて、やっぱり道路網の整備、もしくは区画整理事業等に取り組めたのではないのかというのが、私はピンチがチャンスになったことの一つだと思います。

さらに、ほとんど野放し状態と言っても過言でない運動公園予定地の仮置き場としての一旦利用、そしてその後広く造成された土地をどうするかを考える、これだけでもかなり前進した話になることかと思えます。ただの山林で置くとか、森林公園にでもするという明確な提言がない限り、造成というのはもう確実に必要だと思うんですね。一部住民の反対があったからといってすぐ仮置き場としての候補地を取り下げる、さらに各行政区に丸投げして、あげくの果てにはその仮置き場に町有地除染分まで入れているじゃないですか。

協働のまちという言葉をよくお使いになりますが、この言葉は、町民の負担が強いられるというふうに聞こえて仕方ありません。要は、人のふんどしで相撲をとるということわざがあるが、町が解決しなければならない問題まで町民がやらなければならないのか。そうなると、行政など必要ないんじゃないのかという町民の声もございます。結果としてそうなっちゃったんですから、その結果に対して釈明することがあれば、ご答弁を願います。

○議長（諸根重男君） 加藤議員、もう少し簡潔にお願いします。

○3番（加藤宏樹君） はい。

あと、3番の長期計画について。

長期計画に対しては、マスタープランは大まかなものと、まちづくり総合計画が最重要、最上位ということでおっしゃっておりますが、今までのを見ましても、先ほど答弁ありましたように36%程度というお話ですので、いつまでも、過去の計画においては夢物語を語って絵に描いた餅を町民に示しているんじゃないかとか映らないわけですよ。実行するに当たっては、時間も手間もお金もかかるという答弁することのないように計画をしていただきたいが、その覚悟のほどをお伺いいたします。

ちょっとここは耳が痛いかもしれませんが、野崎町長になることが、同僚議員からもあったように、野崎少年は町長になりたかったというのがありましたが、その先はどうでもいいのかと、町長になって何かす

ることがあったんじゃないのかと、ね。

〔「議長、注意したほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○3番（加藤宏樹君） おおなりに行政を行って、対策することもない……。

○議長（諸根重男君） ちょっとその辺は、ちょっと言葉、気をつけていただきたいと思いますけれども。

○3番（加藤宏樹君） はい。

○議長（諸根重男君） 簡潔に、もう少し何を言いたいのか、もう少し簡潔にお願いします。

○3番（加藤宏樹君） はい。では、私が……

〔「議長、 してこい」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 通告以外の質問もありますので、その辺はきちんと整理してください。

〔「再質問になっていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） その辺もきちんと、議員としてもう少し言葉にも注意しながら、簡潔に。

○3番（加藤宏樹君） それに対する結果の検証ですから、再質問にはなっているかと思えますけれども。

じゃ、次いきます。

当然、地方分権が進めば、財源確保は町の重要な使命となりますので、当然補助金頼みの現状では、矢吹町の衰退した未来が思い浮かばれてなりません。自主財源の確保のため、町産品の独自販路拡大や町独自のエネルギー施策、または最高の財産としてはやはり人間、人材だと思うんですが、優秀な人材育成に最大限努力していただき、未来を担う子供たちへの投資及び支援が必要だと思うが、そういった考えはございますか。

それと、今年度地方版総合戦略において人口減対策5カ年計画というのを策定されるかと思うんですが、その策定費をほか移住促進や観光振興などに回される、さらに戦略策定が進んでいる場合や全国のモデルとなる事業には上乘せ支給する方針だという新聞報道がありました。その作成に当たりスケジュール案はできているのか、あればお示しいただき、作成中であれば、いつ開示できるか教えていただきたい。

さらに、上乘せ支給を目指す……

○議長（諸根重男君） 加藤議員、当初の質問以外は控えてください。これ最初の質問に載っていないものだから。

○3番（加藤宏樹君） マスタープランの計画にあわせてちょうどいい案かなと思って質問しているんですが。

○議長（諸根重男君） いや、それは当初に質問する内容でありますので、再質問ではそれは控えてください。

○3番（加藤宏樹君） わかりました。

じゃ、変えます。

26年度末において、都市マスタープランを見直し完了し、石川街道と旧国道の拡幅計画が新たに示されていたかと思うんですが……

〔「それも載っていないんじゃないの」「達成の度合いと都市計画の達成というのは聞いてない、ここでは、何も書いてないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） これ、載ってないね、通告には。

○3番（加藤宏樹君） そうですか。

〔「加藤議員、大きい項目と小さい項目の中に入れてないとだめなんだと思うな」と呼ぶ

者あり]

○3番（加藤宏樹君） わかりました。

〔「ちゃんとやってません。ちゃんとやってもらいたい」「再質問というのは最初の質問
に対しての 」 「これじゃ議会じゃないでしょう、こんなの」と呼ぶ者あり〕

○3番（加藤宏樹君） はい、わかりました。

じゃ、以上で再質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

大分耳の痛い話を聞かせていただきました。

私自身は、自分自身の町政を預かる立場、さらには生き方として、批判からは何も生まれないというようなそんな考え方で今までも生きてきましたし、町政を預らせていただきました。その点をまずもって、話し合いの場を持って加藤議員とこれからも連携、協調してまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

3期を振り返って、財政再建、中学校改築、震災の復旧・復興、これらについては時期が時期ただただに当然やらなくちゃいけなかったのではないかなというような批判がありますが、ただ財政再建についても、議員の皆様もご承知のとおり、大変な思いをして取り組ませていただいたことについてはまずご理解をいただきたいと思っています。議員の皆様はもちろん、さらに職員、町民の皆様にも大きな痛みを分かち合って財政再建に取り組んだ、そうした皆さんの思いが、そして皆さんの汗が結集した財政再建であったし、そうしたことを受けて、中学校の改築についても、大事な矢吹町の宝である子供たちに良好な教育環境をつくってあげたい、これは長年の懸案だった。

この歴史を振り返ると、平成7年に阪神大震災、そして平成9年にそうしたことを受けて矢吹町でも耐震上問題がある中学校、これは財政再建という問題がクリアできたからこそ中学校の改築がなされた、この議論は当時議会でも随分伯仲しました、やるかやらないかということについては。しかし、最終的には議員の皆さんの決断でこの議場で採決をしていただいたというような、そういう熱い思いが詰まった矢中改築であったのではないかなというふうに思っております。

4年前の震災についてのその後の復旧・復興については、当然大変な矢吹町の現状を踏まえて、全員が本当に汗を流して知恵を出して復旧・復興に取り組んできたということについても、もう一度思い出していただければ大変ありがたいと思います。

太陽光パネルの問題も含めて、民間の協力なくして矢吹町のまちづくりというのはあり得ない。矢吹町が幾ら声高に企業誘致を叫んでも、それに賛同していただける企業がなければ、民間事業者がなければ、矢吹町の永続的な発展はない。したがって、民間がどんどんやっていただくということについては、これは非常に歓迎すべきこと。その中において、企業誘致、さらには人口対策、町としてとれるものについては、十分な政策を打ち出しながら対応をとっていききたいというふうに思っております。

もちろん、積極的に対応したかどうかということについては、それについては多くの方の考え方もあるでしょうが、先ほども話をさせていただいたように、できるだけの対応については私自身にとってきたというふうに思っておりますので、そうしたこともご理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、宅地造成やインフラ整備、工業用水、水の問題とかいろんなことがありますが、これらについては当然矢吹町も考えていないわけではない。これらについては、これからの都市マスタープラン、まちづくり総合計画の中に打ち出していきたいというふうに思っております。

ただ、水の問題は非常に難しい。西郷村の例を挙げておりましたが、西郷村は矢吹町の水源地であるということを見ると、矢吹町と西郷村の立地を考えれば、水については非常に矢吹町もこの後は対応に苦慮するのではないかというふうに思っております。これらについては、そうした企業を誘致する際には、そうした問題を抱えないで済むような、そんな企業誘致というものも考えてきたわけでございます。実際に水を使う工場の誘致もあったんですが、この水が問題で誘致実現に至らなかったということもありますので、これらの対応については、矢吹町の現実的な問題として、明らかな問題だというふうに思っております。

いずれにしても、何度も批判を受けて、いろんな提言をいただきました。彼を知り己を知れば百戦殆うからず、町長として客観的、冷静に判断できるのかという問題や、自己採点をしてほしいということでございますけれども、これらについては公約の実現でも話をさせていただいたように、私自身の評価はもちろん、自身の評価はもちろんでございますが、これらについては最終的には住民の判断を得るという私自身の関門もありますので、そうした住民判断に委ねてきたと、これからもそうした住民判断に委ねていくという、そういう姿勢で今後も継続していきたいというふうに思っております。

入りをはかりて出るを制す、財政再建はそういう難しい問題があります。確かに入るものが少なければ、歳出、「出る」を拡大するわけにはいかない。しかしながら、今回の財政再建を踏まえて、その後の矢中再建、震災復旧・復興、住民が望むということもありますが、それ以上に、矢吹町の将来を考えた場合に出るを制してばかりにはられない。

確かに18%とか将来負担比率ということで、国が今設けている財政健全度の指数、これを上回るということについては避けつつも、しかし、やはり健全財政を維持するその数値を見据えながらまちづくりを進める、したがって出すものは出さなければいけない。歳出を極端に減らして、財調、貯金だけをふやしていくというようなわけにはいかないということは、これは百も承知。

これについては、まちづくり総合計画、さらには復興計画においても、それぞれ町はこういう事業を進めていきますよということについては、計画を議員の皆様判断を委ねておりますし、毎年の歳入、歳出、予算等についても、毎年皆さんにこうして当初予算、補正予算を含めて皆さんの判断を委ねているところでございます。これらについては、議員の理解なくして前に進むものではないということでございますので、イエローカードとかというような、さらには最低レベルを維持して子供たちに負担を強いて、そして子供たちに窮屈な思いをさせるのかということでございますが、これらについては、矢吹町の財政状況を考えていただいた上で、私も多くの場面、場面でそうした話をさせていただいておりますし、これからもするつもりでございますが、議員の皆様も町の財政はこうだよと、決して豊かではない厳しい状況にあるかもしれないけれども、やるものはやらせていただく。それがやはり政治ではないかなというふうに思っておりますので、そうしたことも、加藤議

員についてもお願いをしたいと思います。

私は、まねることは、何ていうんですか、悪いことではないと思うんですね。まねるということは非常に大切なこと。日本のこれだけの経済成長があるのは、やはり先進地と言われる、また欧米列強と言われる、そういう国をまねたからこそ今の日本があるのではないかなというふうに思っております。日本人は加工することが非常に得意。加藤議員言われるように、ただ単にまねるのではなくて、やっぱり日本のよさ、日本人の知恵、日本の技術、そうしたものが功を奏して今の日本の発展があるんだろし、矢吹町自身も他の市町村のまねをしながら独自の工夫をし、さらには矢吹町の住民のニーズに合った形でまちづくりを進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

運動公園用地もさまざまな意見がございます。ピンチをチャンスに、補助金頼みのまちづくりをした中で運動公園用地をどうするんだというような、そんなおただしでございますが、運動公園用地は先ほど説明させていただいたように、非常に利用価値、そして選択する際にも選択の幅が非常に拡大する、そういう有効かつ貴重な財産だというふうに思っております。これらについて野放し状態にしているのかと、仮置き場にするチャンスもあったんじゃないかというような話もありますが、これは野放し状態にしているわけでは決してない。町の貴重な財産であるからこそ拙速な判断を避けて、これから十分に時間的な余裕を持ちながら、その方向性、利用、利活用の方法について決定していくということでございますので、そうしたこともご理解いただきたいというふうに思っております。

なおかつ、仮置き場の問題は、仮置き場、反対されたからやめたのではなくて、他の仮置き場について見込みが立った、なおかつ余裕ができた。要するに、当初見込んだ汚染土壌の搬入数量よりも少なくて済んだ、矢吹町の線量が低いために少なくて済んだ。そのために、この運動公園用地に仮置き場をつくらなくてもよくなったと、そういう経過がございますので、それについても加藤議員は既にご承知のことと思いますが、さらに再認識していただければありがたいというふうに思っております。

人のふんどしで相撲をとるといような言葉もございましたが、人のふんどしで相撲をとっているのではなくて、矢吹町自身は、皆さんの知恵と汗を結集しながら、一人一人の力を合わせて、結集して協働のまちづくりをしているところでございますので、よろしくお話ししたいというふうに思っております。

マスタープランの問題もございます。これらについては、町の方向性を定めるには大変重要なこと。まちづくり総合計画についても、そのとおりでございます。町の方向性が定まらない中で、そのときその場限りの刹那的な、そういう運営が果たして矢吹町の将来、きちっと将来を子供たちに残すことができるのかということでございますので、きちっとした明確な方針を打ち出しながら、それに基づいて計画を立て、さらにはさまざまな個別の事業をそこに網羅していく。この過程が非常に大切だというふうに思っておりますので、この後もマスタープラン、まちづくり総合計画の重要性を認識しながら計画策定に当たっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

計画なくして実現なし、私自身はそのように考えております。地方分権の時代、矢吹町、補助金頼みで衰退の一途をたどるのではないかなというような話もございましたが、そうならないために、国も、そして今市町村も、地方創生ということで、地方消滅を避けるためにさまざまな手だてを講じていきたいということでございます。地方創生については、国の二次補正で予算をいただきました。地方版の総合戦略をこの後つくらせてい

いただきます。これらのスケジュール等についても、明確に決まり次第、皆さんにお知らせをさせていただきたいと思っております。

この地方版の総合戦略、まちづくり総合計画がきちっとできるかできないかによって、今後矢吹町の将来像が変わってしまいます。いい方向に変わっていくためにも、これはしっかりと皆さんと議論をさせていただきながら、町民の皆さんの提案、意見、考え方を網羅した、そんな計画づくりを進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もちろん、全国のモデルになるような、そして国のさらなる支援をいただけるような、そんな計画にしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私自身、先ほども話をさせていただきました。今までも、この矢吹町の地方、地域をよくするために、さまざまな手だてをしてまいりました。その基本的な考え方は、住民に寄り添った町政、対話の町政、そしてその時々で何をすべきか、何がベストなのかということは何度も言わせていただいておりますが、そうした方針を今後も継続させていただいて町政を担わせていただくことをお話ししながら、再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） それでは、再々質問をさせていただきます。

大変長い答弁、ありがとうございました。一部通告にないところのお話もありましたが、それに対してもお答えいただき、ありがとうございます。

最後に、どうしても聞きたいことがあるんですが、町長の手腕、功績というものは歴史が評価するものだと私は考えております。時には、斬新なアイデアや画期的な施策、英断を下すことや大なたを振るう場合があつていいと思うが、そういった考えはないか。歴代町長として単に名を連ねるだけの町長でいいのか、その辺をお伺ひしたい。いわゆる偉大なる一歩、未来への布石、未来の土台づくりに何をなさるかをお伺ひしたいと思っております。

それと、私が思うには、どうしても受益者の負担が多くなっていると。受益者の負担がふえていくんじゃないかというところが懸念されるわけで、基本的には自分のことは自分でやるというのがこれは正しいことで当たり前のことなんです。自助、共助、公助の中において、自助で……

〔「どういう質問なんだよ」と呼ぶ者あり〕

○3番（加藤宏樹君） だめですか。

○議長（諸根重男君） それは、加藤議員、ないですよ。

○3番（加藤宏樹君） じゃ、それはやめます。

○議長（諸根重男君） 簡潔をお願いします。

○3番（加藤宏樹君） はい。

マスタープランに関してはどうしてもお聞きしたいので、ここだけはマスタープラン全体のことを聞いておりますので、石川街道と旧国道の新しい都市計画道路、ありますよね。13メートルか14メートルに広がる幅員の素案が提示されていたかと思うんですが、その都市計画道路としての申請はしたかどうか、いつするのかを

確認したいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私自身、先ほども話をさせていただきました。今後町政を預かるものとして、事業遂行する際、さらにはまちづくりの基本的な考え方を実施する際、そうしたものにおきましては、最良の判断、さらには最善の努力を尽くさせていただくということをご理解をいただきたいと思います。

なお、都市マスタープランの都市計画道路についての詳しい答弁につきましては、都市建設課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（諸根重男君） 都市建設課長、福田和也君

〔都市建設課長 福田和也君登壇〕

○都市建設課長（福田和也君） それでは、3番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路の件でございますが、まず奥州街道につきましては、現在の計画でありますと、全幅20メートルの道路を計画しております。

しかしながら、現在進めておる都市計画マスタープランの中においても、今の町並みを生かした形での道路整備ということで、車道を狭くして歩道を拡幅するというような計画でございますので、こちらについては道路整備の計画がまとまった段階で修正をかけていきたいというふうに考えております。

旧石川街道についても、同様でございます。今の計画としては、両側歩道の案と片側歩道の案がございます。こちらについては、来年度調査費を計上しておりますので、その調査費の中で、現地の確認であったり、隣接する道路との関係等の調整を行いながら、幅員のほうを決定していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で、3番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） それでは、質問させていただきますけれども、議案第26号 しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について質問させていただきます。

これは、協定書の内容を拝見いたしますと、白河市を中心として県南の各町村が締結をするという内容でございます。白河市を甲として矢吹町を乙として協定を締結するとなっております。この協定では、多くの分野で相互に役割を分担したり、連携を図ったりしながら事業を実施していこうという協定だと理解しております。既に、地域医療体制の維持に必要な事業や消防・防災体制の充実などの取り組みは実施されており、これ

からも広域的に取り組んでいくことは重要であると考えておりますが、例えば若者定住政策や子育て支援事業、あるいは企業誘致の政策など矢吹町独自の特色ある事業を展開しようとする場合においても、白河市との事前協議などが必要となるのか、あるいは協議の必要はないのか、この協定書の位置づけをお尋ねいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の質問にお答えさせていただきます。

白河地方の定住自立圏の協定につきましては、このたび関係する市町村と東西しらかわの町村、白河市を中心に東西しらかわの町村と協定を結ばせていただいたことについては、ご案内のとおりでございます。

多くの分野で、それぞれの市町村が持っている政策、事業、これらについて連携できるものはお互い連携をしていこうと、これによってお互いの短所、長所を取り入れながら、補完しながら、県南地域のよさを前面に出しながら、地域、その圏域内の発展を競うということで樹立されたものでございます。

例えばということで、若者の定住とか、さらには子育て支援とかという大項目もあります。しかし、その中にぶら下がっている事業等についてもあるわけでございまして、これらについても、できるだけ圏内で連携できるものは連携をいこうと、ただ個別の案件としてその地域、各市町村の独自性を生むものについてはそれぞれの市町村で実施していくということについてはやぶさかではないと、そういう考え方でこの定住自立圏が協定を結ぶ形になりますので、そうしたことでご理解いただければと思います。

なお、詳しい、どういった項目があるか、幾つあるか、それらについてどういう手順を踏んでいくかとか、そういった詳しい内容等については、企画経営課長より説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 大木議員のご質問にお答えします。

まず、今、町長から話ありましたこれまでの経過及び今後のスケジュールでありますけれども、今回議案として提出させていただきましたまでに、組織といたしましては、協議会、これは首長レベルの組織であります。協議会を2回ほど開催しております。あと幹事会、これは市町村の企画担当になりますけれども、幹事会を3回ほど開いております。あと、具体的な内容を詰めるためには、各関係部署の課長、係長レベルで構成されました部会がございます。これがこれまで4回ほど開催して、今回議案として提出させていただきます別表の部分、整理させていただいたところになります。

議案の別表についてはお手元にあるかと思っておりますけれども、これにつきましては、全部で18政策分野、26の取り組み、39の事業案ということで整理させていただいております。今ほど大木議員から具体的にお話ありました子育て支援、まず初めにですけれども、こちらにつきましては、具体的な部会での協議内容につきましては、圏域市町村におきまして病児・病後児保育等について広域的に取り組めないかということが項目として上がっております。

あと、2点目では、企業の競争力の向上、企業誘致とは若干違った面でありますけれども、そういった項目

的には上がっております。これから具体的な話、出てまいると思います。

あと、3点目には定住促進でありますけれども、先ほどもお話ありました空き家バンクの設立と活用というところで、圏域内の空き家情報を集約しまして、情報を発信するために空き家バンクを設立するというような内容も含まれております。

一応これにつきましては、これまでの部会での検討内容なんですけれども、これからの予定といたしましては、改めて共生ビジョン懇談会、これ今まで行政だけで話をしておりましたけれども、関係各分野の方々からお集まりいただいて、さらに具体的に検討していくというような予定になっております。最終的に共生ビジョンの策定については、ことしの9月を目標に策定する予定となっておりますので、その折には改めて詳細についてお話しできると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） そのほか質疑ございませんか。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算につきまして、総括質疑をさせていただきます。

過去を顧みながら未来に生かすという意味では、大切な次年度の予算でございます。この予算に関しましては、ことしは震災復興等の災害等そういう交付金、あるいは補助金が減ってくる中にありまして、一般質問でも申し上げましたが、消防費と教育費が突出してくると。その分野が、前年比の当初予算では10億4,000万円ほど、その2つの消防費、教育費に限っては10億4,000万円ほど増加していると。また、町債も前年と比べますと6億3,000万円ほど増加していると、そういう特徴がございます。

過去におきまして、野崎町政としましては財政再建、また中学校の改築、そしてまた近年であれば、震災の復興においては屋内外運動場並びに災害公営住宅等の大きな建設物が、投資的建設をやってきたわけですけれども、これがまた来年になりますと、この2つの項目で10億円余の消防費、教育費で膨らんでいくと。いわゆる交付金、あるいは補助金等が災害等とは違って減ってきた中で、建設投資がふえ、町債もふえていくという中であっては、ちょっと財政が今までとは違ってきている要素が多いんです。

その中にありまして、当然予算を編成する中であっては予想される実質公債費比率、将来負担比率、あるいは経常収支比率というものがどのような数字を想定されて予算を捻出されてきたのかなということ、まず第1点として伺いたい。

そしてまた、投資的建設として、非常に金額が膨らんできております。27年度の施政方針の中でも、インフラ整備としてかなりの金額が含まれてきているわけでありまして。その中にありまして一つの大きなものとして、情報インフラの整備としてデジタル防災無線システム、これが4億8,000万円ほど、これが次年度の目玉として、町民の防災行政無線が聞こえづらいという大きな課題に対しての取り組みとして4億8,000万円が計上されてきております。

不思議なことに、この防災無線に関しては、平成24年6月、デジタル改修整備ということで6,090万円、これ随意契約、それから26年10月、280メガヘルツの防災無線システム、これも7,776万円ということで、これも

随意契約、会計法並びに町の財務規則によりますと、随意契約の限度額が130万円ということで、それをはるかに超えてきている。この防災無線に関してはなぜか随意契約でありまして、としますとこの4億8,000万円のこの次年度の公示に関しましても、この防災無線も随意契約でもって突出した金額を行うような形になるのかということがちょっと懸念されますので、その辺は町長さんの姿勢としてはどのような方向性のもとに発注を行っていくのか、今の段階で方向性が決まっているのであれば教えていただきたいというふうに考えます。

3点目、最後でございます。

今の随意契約の件もございましたが、平成27年度の歳出は、建設事業、災害復旧事業、合わせて22億円ほど計上されております。22億円の公共事業の発注等に関して、近年の落札率というものが、この23年以降は97%から98%、それ以前、20年からの3年間あたりは90%から92%から93%なんですね。それなりの社会情勢等の変化でもって高率になっているんですけども、やはりこれも中見ていきますと、どうも1億円以上の受注の町内業者3者による独占が続いている。ある意味、この3者が断トツでありまして、地域カルテルの疑義が生じるような、そんな動向であります。

次年度22億円ということでありまして、この3者の中でも1者がぬきでていまして、23年以降先月まで、25億3,000万円ですね、総額。2位が14億8,000万円、1位と2位の差が10億5,000万円あります。3位が13億3,000万円で、2位と3位は1億5,000万円、トップ1位が25億3,000万、3位が13億3,000万。この3社は、この4年間、1位が2回、2位が2回、3位が2回というふうに、非常におもしろい数値の乱数表になっている。これは、当町に内在する特性、自然の流れなのかですね。

そしてまた、こここのところずっと指名競争入札されていますが、指名ではなくて、一般競争入札というのがされていない状況なんですね。そこはやっぱり理由があるのかどうか。これも27年度、同じような方向で行く、やむを得ない当町の、これは特性ということで仕方がないというふうに思われるのか、いわゆる一般町民から見れば公平性で疑義を生じる、あるいは経済学者が言うような、アダム・スミスが言うような神の見えざる手でもってこのような仕組みになっているのか不思議でありますけれども、町長さんとしましてはこういったものに対してはどのような主観をお持ちなのか、お尋ねを申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

平成27年度の予算関係で数字の出入りが激しくなっている、特に消防費、教育費に突出しているのではないかとということでございますが、これらについては一般会計の当初予算について説明させていただいておりますとおり、必要などころに必要な予算をつけさせていただいた。他の予算を削ったということではなくて、減額された分については減額するそれぞれの理由があることについては、既に青山議員もご承知のとおり、除染の費用が少なくなった、森林再生事業等については26年度計上して27年度に計上する必要がない、さらには、土木費については、事業の優先度を決めて、厳しい財政状況においてこれから新規の事業等については先送りさせていただいた等々の理由がありまして当初予算の編成がされていることについて、ご理解をいただきたい

というふうに思っております。

なお、おただしの内容等詳しいものについては、企画経営課長より説明させますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、消防デジタル防災無線の件でございますが、今回4億8,000万円計上させていただきました。随意契約の理由については、これも青山議員既にご承知のとおりと思ひますが、これは矢吹町が特別に希望をして発注を、注文をさせていただいた。つまり、これだけの技術を持つ会社というのは国内にもそうそうあるわけではなくて、そうした技術を持っている会社に発注せざるを得ない、そういう背景がございますので、この随意契約についてはそうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、平成24年、さらには平成26年等々について随意契約をさせていただきましたが、これらについても防災ラジオ等も含めてありますけれども、防災無線そのもののシステムを変えるために、親局の改修とかそうした事情もありまして、そうしたことについてこうした予算を計上して執行させていただいたということでございますので、この内容等については町民生活課長のほうで具体的な内容を、事業名も含めて内容の説明をさせます。

さらには、随意契約に関連して公共事業、相当随意契約が多くなつていて、落札率についても、最近では97から98%、以前は90から92で推移していたんではないか、さらには町内3者の独占ということで、地域カルテルや神の見えざる手があったんではないかというようなおただしでございますが、そうしたことは一切ございません。断言させていただきます。公正な入札に基づいて、しかるべき競争が働いてこうした数字に落ちついて、こうした業者に落札されたということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔議長、すみません。質疑なもので、意見等でないんですが、質問の内容として、4億8,000万円は随意契約なのか、そうでないのかという部分でお尋ねしたんです。これは随意契約とするというのは、町長の判断で〕と呼ぶ者あり〕

○町長（野崎吉郎君） そうですね、随意契約で。はい。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えします。

まず最初に、平成27年度当初予算の増減について、町長から若干説明ありましたけれども、私のほうから補足して説明させていただきたいと思ひます。

まず、平成27年度予算の歳出につきまして、何点かご指摘ありました。

減少している分につきましては、衛生費、マイナス15億8,700万円というところで、これは除染の方法、面積等について変更があったことということでご理解いただきたいと思ひます。

あと、農林水産業費、1億8,600万円余り、これにつきましては、ふくしま森林再生事業、26年度取り組んでおりますが、なかなか事業が進められない状況にある、それは一般質問の中でご指摘いただきまして答弁したとおりであります。新年度に追加をして予算措置することではやはり先送り、先送りになってしまうとい

うことで、平成27年度には予算措置しておりません。その分が減額になっております。

あと、土木費、8億9,500万円減額になっておりますけれども、これにつきましては、災害公営住宅、今回提出します3月補正予算の最終では、予算額14億5,000万円になっております。それが平成27年度分として4億3,000万円程度ということになりますので、おおむねその額が減額の理由ということでご理解いただきたいと思えます。

あと、消防費、4億2,600万円余りにつきましては、先ほど来お話あるデジタル無線プラス消防ポンプ車の分になります。

あと、教育費につきましては、これ当初予算比較なので、矢吹小学校の改修については26年度も実施しましたが……

〔「課長、すみません。私が聞いたのは数字 個別じゃないので、予算委員会のほうも実質公債費比率とか の指数を 。すみません。そういう質問したつもりなんです。一応、総括質問」と呼ぶ者あり〕

○企画経営課長（阿部正人君） では、ちょっと今のご指摘からは1つ外れるんですが、1カ所だけご説明申し上げたいのが、デジタル防災行政無線、なぜなのかというところでなんですけれども、これにつきましては、財源が防災基盤整備事業債というところで取り組む内容になっております。4億8,708万円ですけれども、100%充当率の起債になっております。交付税措置が70%、今年度であります。それで、この起債の制度が平成28年度までになっております。ですから、26、27取り組みまして、もし防災ラジオ等不足があれば28年度までの対応もできるということで、今回取り組ませていただいております。一般財源は8,000円を要するのみになっております。すみませんでした。

今後の財政の指標の見通しでありますけれども、平成26年度の決算をしてみませんと正確な数字は申し上げることはできません。ただ、実質公債費比率につきましては、25年度決算、16%になっております。これがおおむねの目安になるものと考えております。平成25年度決算では単年度で14%となっておりますので、このような3カ年平均では下がる数字になっております。

今後の見通し、具体的には先ほど申し上げましたけれども、決算してみないと出ないというところではありますが、ただ状況といたしましては、矢吹中学校の改築の償還が始まる、あるいは矢吹小学校の償還については近い将来出てくるということからしまして、なかなか財政規律を守りながら運営していかなければ、この数値についても健全な数値を維持できないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 青山議員の質問にお答えをいたします。

まず、防災無線の随意契約の関係でございますけれども、随意契約につきましては、地方自治法施行令にまず規定がございます。これをお読みいただきたいと思いますけれども、地方自治法施行令の中には何点かの随意契約事由がございます。私、今ここに持っておりませんので詳細にはお答えできませんけれども、一つには

競争して落札がなされない場合、あるいは緊急の用を要する場合、あるいは端的に申し上げますと、特定の業者のみしか製造していない、そういった特別な事由がある場合等とございまして、そういった観点から、今年度から整備を進めております防災ラジオ、これにつきましては280メガヘルツの防災無線のシステムの一環でございまして、この280メガヘルツの防災無線につきましては、議員の皆様にも議会全員協議会等々でご説明申し上げますけれども、東京テレメッセージ株式会社が開発をしたシステムであります。これについては、日本全国この業者しか280メガヘルツの無線システムは持ってございません。

これについては、なぜ280メガヘルツにしたかと申しますと、いわゆる室内での難聴対策、なかなか室内で今家屋の構造が気密化しておりますので、聞こえない、聞きづらい、こういったことがございまして、280メガヘルツの防災ラジオでありますと、ポケットベルの周波帯を使いますので室内の隅々まで電波が到達する、そういう観点から、東京テレメッセージが開発いたしました280メガヘルツの無線システムを導入することにしました。そのようなことで、地方自治法施行令に基づきまして随意契約をいたしました。27年度についても、今議会でご議案が可決いただければそのようなように考えておりますので、ご理解方をお願いしたい。

それから、整備事業の名称でございましてけれども、これ企画課長から申し上げましたが、防災基盤整備事業ということで、今年度防災ラジオ、来年度については今親局、今年度整備いたしておりますので、屋外子局の屋外にあるスピーカー、あわせて17日から防災ラジオの配布をいたしますけれども、不足分については来年度以降交付してまいりたい、そのようなことでございまして、ご理解方よろしくをお願いいたします。

過去の随意契約につきましても、いいですか。

〔「過去のほうはいいから」と呼ぶ者あり〕

○町民生活課長（会田光一君） はい。

○議長（諸根重男君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

なお、昼食時間が過ぎておりますが、このまま会議を続けさせていただきます。

ここで、町長から提出議案に係る訂正の申し出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 零時29分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 零時38分）

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、報告させていただきます。

先ほど、町長から申し出のありました提出議案に係る訂正の取り扱いについて、企画経営課長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加変更議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、その許可について審議することに協議が成立いたしましたので、皆様のご協力お願いいたします。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） ただいま町長からあった提出議案に係る訂正の申し出の取り扱いについては、議会運営委員会委員長の報告のとおりであります。

お諮りいたします。

提出議案に係る訂正の申し出については、お手元に配付のとおり本日の議事日程に追加し、以下順次日程を繰り下げ変更し、日程第3、提出議案に係る訂正の申し出についてを議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、日程第3、提出議案に係る訂正の申し出についてを日程に追加し、議題といたします。

◎提出議案に係る訂正の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより提出議案に係る訂正の申し出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○議長（諸根重男君） それでは、議案の訂正内容について説明させていただきます。

今回の提出議案に係る訂正の申し出についてであります。本議会第1日目、日程第8により議案を上程し、提案理由についてご説明をいたしました議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例の議案の訂正条項に不足があったことから、矢吹町議会会議規則第20条第1項の規定により、提出議案の訂正の許可を求めるものであります。

議案の審議の前にこのような申し出を行うことについて、おわびを申し上げます。

なお、訂正条項の内容については、保健福祉課長より説明させます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） それでは、訂正する条項の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例ということで、訂正後、21ページをごらんいただき

たいと思います。

下から7行目です。附則に次の1条を加えるということで、こちらのところに、第7条の1項から裏面の2項、3項、4項を加えるというふうな内容の追加でございます。

内容につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を設けるものでございます。経過措置を設ける理由としましては、受け皿の整備、それから地域の特性を生かしたサービスの充実を図る取り組みが必要である。そういったことから、その経過措置としまして、平成27年4月1日から町長が定める日までを準備期間としまして設定する、そういった内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（諸根重男君） ただいま町長からの説明のとおり、提出議案に係る訂正の申し出については、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、提出議案に係る訂正の申し出については許可いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。

議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第29号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（水戸邦夫君） それでは、朗読させていただきます。

今お手元のほうに配付してあるとおりなんですが、第1予算特別委員会、平成26年度特別会計補正予算、平成27年度一般会計予算を審査いたします。安井敬博委員、加藤宏樹委員、鈴木隆司委員、竹元孝夫委員、熊田宏委員、角田秀明委員、柏村栄委員、鈴木一夫委員。

続きまして、第2予算特別委員会、平成26年度一般会計補正予算、平成27年度特別会計予算を審査いたします。薄葉好弘委員、佐藤幸市委員、青山英樹委員、大木義正委員、栗崎千代松委員、吉田伸委員、藤井精七委員。

以上であります。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号及び第26号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、2月27日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、あす3月11日は委員会の開催中ではありますが、当日は本会議場において東日本大震災で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしたいので、午後2時30分になりましたら委員会を暫時休議したいと思いますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間まことにご苦労さまでございました。

(午後 零時47分)

平成 2 7 年 3 月 1 6 日 (月曜日)

(第 4 号)

平成27年第386回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年3月16日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第4号・第5号・第24号・第25号・第26号
審査結果報告 総務常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第3号・第6号・第7号・第8号・第9号、第10号・第11号・第12号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号
審査結果報告 文教厚生常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第13号・第14号・第15号・第16号
請願第1号
陳情第1号・第2号
審査結果報告 産業建常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第29号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

議案第29号に対する修正動議

日程追加の議決

- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 発議第 1号 J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(案)
- 日程第 8 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 9 発委第 1号 矢吹町議会基本条例(案)
- 日程第10 発委第 2号 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例(案)
- 日程第11 発議第 3号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第12 発議第 4号 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償打ち切り素案の見直しに
当たり被害の実態を講じた継続的な支援を求める意見書(案)
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第14 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君
会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅原喜美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水戸邦夫	主任主査 兼次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） それでは、去る3月10日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。審査結果を、各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第4号、第5号、第24号、第25号、第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第4号、第5号、第24号、第25号、第26号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果報告書。

第386回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第5号、第24号、第25号、第26号の審査結果は次のとおりであります。

議案第4号 矢吹町行政手続条例の一部を改正する条例。

本案は、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる手続や法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる手続の新設など、平成27年4月1日から施行される行政手続法の一部改正を受け、当該規定を参考にしつつ、本町の行政手続制度への運用を図るため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年の10月の福島県人事委員会の勧告結果を踏まえ、職員給与の民間給与水準均衡を図るため、若年層職員による給与月額引き上げと高齢層職員については引き下げを行うとともに、寒冷地手当の支給見直し等による所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

本案は、平成27年度事業実施計画の策定に当たり、第5次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想実現のために策定する基本計画の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について。

本案は、規定のコミュニティプラザ施設と町営駐車場に係る指定管理業務の指定期間が満了することから、その制度の継続と公募により、まちづくり団体豊夢基地による指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について。

本案は、白河市を中心とする矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、埜町、鮫川村の9市町村によるしらかわ地域における定住自立圏の形成に当たり、本町と白河市が締結する協定書について、矢吹町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） ただいま委員長のほうからご報告いただきました議案の中での議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてですが、27年度予算としましては888万3,000円という予算で、例年よりも180万ほど多くなっているような数字かと思えます。指定管理ということで、その費用が膨らんだのはどのような理由であったのか、また、過去の指定管理の方々から今回、指名者がかわったわけなんですけれども、過去においてどのような問題があり、それらをどう解決していくのか等の指摘があったのかどうか、及び予算等が上がり、また新たな指定管理者ということで今後、町民の利益に深く結びつくどのような政策があったのかをお尋ねいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

総務常任委員長、薄葉好弘君。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 青山議員の質問に対して答弁いたします。

委員会としては、特別な異議等はございませんでした。ただ、予算の上積みに関しての問い合わせ等はありませんでしたが、あと、それ以外の異議等はございませんでした。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についての議案に関しまして、反対の立場で討論をいたします。

先ほど質疑をいたしました、非常に大事な町の産物といえますか財産でございますが、この運営にありまして、予算が例年よりも180万ほど上がっていたということで、今後どのような形態になっていくのか、ただ単に費用が上がっただけでは、これは議会として我々の立場としまして、予算が過剰に膨らむことはやはり避けていかなければならない町民からの使命もございます。そのような観点から、まず1点、明確にされなかったことに関しまして、これを認めるわけにはいかないのではないかとという意見でまず1点反対をいたします。

また、今、指定管理という制度よりは公民連携とか、あるいは町の所有物で利益を、収益を上げていく、そういうやり方も新たに今、新たな地方自治体の形として運営というものが見直されてきております。実際に、駅の駐車場に関しましても、一部をお借りできるならばというような、事務所を置きたいというような事業所も出てきており、また、駅自体も清掃等の管理においては町懇談会または町民のワークショップなどでももつときれいにしてはいかかとかという課題がたくさん出ております。今までの過去における指定管理から、今回新しく指定管理者がかわったわけですけれども、そのような過去の課題においてどのように解決されていくのか、その分の上積み予算にあらわれているのか、そのような内容から不明な点が多いというふうに判断いたしました。

よって、今後どのような形態をとるかの判断もあり、どのような計画のもとにこの指定管理が行われたのか、どのように過去と変わってくるのかという点におきまして、森を見て木を見ずの感が否めず、この件に関しまして反対をする立場でございます。

以上、皆様、ご判断のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町は、地方分権が進められる中、真に住民ニーズに応え、みずからの判断と責任で行政運営を行う自治体を目指し、第5次矢吹町行財政改革大綱及び民間委託等に関する基本方針に基づき、公の施設の効率的な効果的な管理運営と行政サービスの向上を図るため、平成20年度から指定管理制度を導入しております。

コミュニティプラザ及び町営駐車場については、平成21年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行っている本町の情報発信、情報交流の場として重要な施設であります。民間発想による、より柔軟な施設運営を図ることが重要であり、さまざまな事業計画を提案している本受託団体により指定管理者制度を継続することは、さらなる住民サービスの向上につながるものと考え、本案に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

（午後 1時16分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時51分）

○議長（諸根重男君） ただいまの表決の議題について、議運を開いた中で先ほど審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 長時間お待たせして、申しわけありません。

ただいま開催させていただきました議会運営委員会の協議結果についてご報告させていただきます。

まず、協議の内容ですが、委員会報告と全体審議の意思表示が違うのではないかと、そういう議員がいたという指摘がありましたので、そのことについて議会運営委員会を開かせていただきました。法的な規制はありませんので、特に条例どうこうということは申し上げられませんが、今議会は矢吹町議会の慣例に倣って委員会審議の意思表示と全体審議の意思表示は一致すべきであるという結論に達しました。

なお、今後全員協議会の場において本件につきまして協議をすべきであるという意見も出ましたので、そういうふうに進めていくべきであるというふうに決しました。

以上、報告させていただきます。

○議長（諸根重男君） ただいまの議会運営委員長のとおりでございます。

暫時休議します。

（午後 1時53分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

◎議案第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第17号、
第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、

第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、文教厚生常任委員会の報告をいたします。

第386回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号の審査結果は次のとおりであります。

議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなる特別職の常勤職員となることから、現行条例を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て関連3法の成立による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブの対象児童を低学年児童から小学6年生の児童までに拡充するものであり、あわせて、条例施行規則で定める学校休業日における児童クラブの開閉時間の変更、延長による保育料の徴収基準を定めるため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園保育料の金額を同法第27条第3項第1号に規定する基準によって算出した額を上限とし、別に定める条例により規定するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例。

本案は、公立幼稚園の預かり保育の開始または就労時間の変更を行い、それに伴う預かり保育料についてそれぞれ規定するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の施行により、保育所の申し込み手続及び保育料の金額等を別に定める条例へ委任するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、介護保険法第117条の規定により、平成27年度から平成29年度までの本町における介護保険事業計画の策定に当たり、同法第129条に規定する第1号被保険者の介護保険料率及び保険料の改定並びに軽減措置を定めるため、所要の改正をするものであります。

討論に入り、佐藤委員から、年金を受給している老人の方々の税金などが上がっているにもかかわらず介護保険料が増額になるのは大変な負担となるため、また、年金から控除されるものも問題と考えることから反対する意見があり、一方で、鈴木委員からは、介護制度の維持、そして介護受給者を守っていくためには受給者の負担はやむを得ない実情であると賛成する意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、介護保険法施行規則の改正により、関係する国が示す基準を定める省令の改正に伴い、地域密着型サービス事業等における登録及び利用定員等、その他所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案も、介護保険法施行規則の改正により関係する国が示す基準を定める省令の改正に伴い、地域密着型介護予防支援事業等における登録及び利用定員等、その他所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなる特別職の常勤職員となることから、関係する3条例の所要の改正について一括して整備するため制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 矢吹町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法第11条第5項の規定に基づき、新教育長の職務に専念する義務の特例について定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 矢吹町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例。

本案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職員を例とする新教育長の勤務時間及び勤務条件等について定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 矢吹町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、当該制度の実効性、教育、保育、給付の適正な運用と抑止力を図る担保として、正当な理由がなく給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応をする保護者または事業者に

対し、同法第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度に基づいて町が徴収する幼稚園、保育園、認定こども園等の利用者負担額について必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 矢吹町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、第3次地域主権一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで国の省令で定められてきた地域包括支援センターの職員等に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の規定については町の条例に委任されたため、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例。

本案も、第3次地域主権一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで国の省令で定められてきた指定介護予防に関する基本方針を初めとする、その人員、運営などの基準に関する事項等の規定については町の条例に委任されたため、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

3番、加藤宏樹君。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例に対して質疑をいたします。

反対討論があったということですが、介護保険法117条の規定により新年度平成27年度から29年度までの本町における介護保険事業計画というものの作成がなされているのかどうかという質疑があったかどうかと、29年度までということですので、条例の中には29年度の料金、料率が記載が抜けているのではないかという質疑があったかを、あわせて2点お伺いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） それではお答えいたします。

議案第10号に対する質問でございますけれども、一応、策定はしてあるけれども、この法案が通ってからお示しするという流れでいきたいというような執行部側の答弁がありました。そのほかは、ありません。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

介護保険では、3年ごとの介護保険事業計画で、これを立てて、来月の4月から第6期事業が始まるわけですが、一部の低所得者には減免になる、そのような措置がありますが、しかし、保険料の値上がりでございまして、東日本大震災原発事故から4年が過ぎましたが、経済的復旧・復興はまだ先が見えないのが、これが現状です。保険料を値上げすることは、生活に厳しい負担となってきます。また、6次の制度改正は保険料上がって支援なしとも言われる改正です。反対の声を上げていかなければ、3年ごとの改正でますます自治体の事業運営を困難にし、介護難民をふやしていきます。国の責任で安心できる公的介護制度に改革を進めていくためにも、議案第10号に反対いたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） 議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画に基づく新たなスタートの年であります。今後、高齢化が一層進行すると、さまざまな介護サービスにかかわる給付もふえていかざるを得ません。また、介護予防の体制づくり、地域包括ケアシステムの構築、利用者本位の質の高いサービスの実現、住民同士の支え合いによる地域福祉の推進が重要になってくるわけでございます。

本町におきましては、全国と同様65歳以上の第1号被保険者は年々増加している反面、40歳から64歳までの第2号被保険者は逆に減少傾向が見られております。介護保険事業を運営するための財源は、介護サービスに要する費用の50%が国・県及び町で負担する公費で賄われ、あとの50%が第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で賄われていることは皆様ご存じのとおりでございます。

本町の場合、施設数も多く、高齢化が進む中で、介護給付費や予防給付費が増加の傾向にあるため、保険料の上昇は避けられない状況にあると認識をしております。今後、保険料の改定については、低所得者への保険料の軽減が段階的に強化される制度となっており、今後、介護保険制度の良質な事業展開と利用者に対する必要なサービスができる環境整備を図るためにも重要であると考え、本案に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

4番、佐藤幸市君。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議案第10号に対し、反対の立場で討論させていただきます。

同僚議員の反対討論の金額の増額がありましたが、それにつけ加えて討論いたします。

国の介護保険事業計画において、介護保険法では3年ごとに3年を1期とする計画の策定が義務づけられております。計画に基づき介護保険料が設定されるとしておりますが、計画が策定されないのかかわらず、保険料率を規定することはできないと思われまます。また、当町介護保険条例の一部を改正する条例において、平成27年から29年の保険料であるのに29年の料率が記載されておられません。

以上、2つの理由で反対の討論といたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第11号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第12号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 矢吹町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 矢吹町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 矢吹町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 矢吹町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時29分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時41分）

◎議案第13号、第14号、第15号、第16号、請願第1号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） これより議案第13号、第14号、第15号、第16号及び請願第1号、陳情第1号、第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第386回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1番から7番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第14号、第15号、第16号及び請願1号、陳情第1号、第2号の審査結果は次のとおりであります。

議案第13号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、復興促進計画による規制、手続の特例措置として産業の活性化を目的とした工場立地にかかわる緑地等の規制が緩和されることを踏まえ、本条例に規定する企業立地法で定める緑地環境施設面積を緩和する指定地域に、東日本大震災復興特別区域法により指定された特区区域を追加し適用区域の拡充に努め、東日本大震災からの復興推進と企業進出等の促進を図るため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、道路法施行令別表の規定に基づき、国及び県の定める道路占用料の徴収単価に準じて本町の道路占

用料を見直すため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災により被災し自力住宅再建が困難な世帯を入居対象とする災害公営住宅について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、町の施設として設置、管理するため、また、老朽化により用途を廃止した弥栄住宅を管理から除外するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、カドミウム及びその化合物にかかわる水質環境基準が強化されたことを受け、水質汚濁防止法と下水道法との調整を図るべく、下水道法施行令第9条の4に規定する下水道を使用する特定事業所に対する排水基準の改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 J Aグループ自己改革の実現に向けた請願書。

本件は、国の関係機関に農協法改正案の審議に当たっては、農協改革が真に農業振興で地域の振興につながるよう準組合員の利用制限を行わないこと、中央会による代表監査機関等の發揮措置、J A総合事業の分離強制をしないこと、農協の役割など明記について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県関係機関に福島県の最低賃金を政労使合意内容に沿った引き上げとその早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 八幡町南地区内における町道の整備及び町道に接続する道路整備に関する陳情。

本件は、八幡町南地区内の町道八幡町12号線の早急な舗装整備と、これに接続する生活道路の整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告します。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第13号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第2号 八幡町南地区内における町道の整備及び町道に接続する道路整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第1予算特別委員会審査結果報告書。

第386回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

また、1番から7番まで記載のとおりでございます。よろしく申し上げます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号の審査結果は次のとおりです。

議案第30号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ778万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,032万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税247万8,000円、療養給付費交付金2,559万6,000円及び諸収入253万6,000円を増額し、国庫支出金552万8,000円、県支出金219万8,000円及び繰入金1,164万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費1,096万7,000円を増額し、共同事業拠出金227万5,000円及び保健事業費109万7,000円を減額し、あわせて、後期高齢者支援金等及び介護給付金の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,342万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億

891万6,000円とするもので、あわせて、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、諸収入2,355万5,000円及び町債70万円を増額し、分担金及び負担金103万8,000円、国庫支出金723万5,000円及び繰入金2,923万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費748万5,000円及び事業費559万円をそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正については、公共下水道施設設備事業の年度内完了が困難なことから、総額2,024万円を翌年度に繰り越すべき事業費として設定するものであります。

地方債の補正は、公共下水道事業債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ333万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億363万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料114万1,000円、繰入金176万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費298万2,000円及び公債費35万1,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ966万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,742万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料730万円を増額し、国庫支出金370万4,000円、支払基金交付金1,210万9,000円及び県支出金169万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を増額し、保険給付費971万円を減額し、あわせて、地域支援事業費及び諸支出金の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ23万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,049万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金23万円を減額するものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金23万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、収益的収入予定額に246万8,000円を追加し、収益的収入予定総額を4億3,131万5,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業収益131万9,000円及び営業外収益114万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、資本的収支補正予算では、既定の資本的収支予定額のうち資本的収入予定額に1,181万6,000円を増額

のうえ収入予定総額4,373万3,000円とし、資本的支出予定額から2,940万円を減額し、支出予定総額を2億1,449万7,000円とするものであります。

資本的収入の内容は、負担金1,181万6,000円を増額するものであります。

資本的支出の内容は、水道管移設工事等にかかわる建設改良費2,940万円を減額するものであります。あわせて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源について補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を88億9,700万円とし、あわせて、債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成26年度当初予算額と比較し、13.2%の減となっております。

討論に入り、安井委員から、介護保険事業計画の見直しにより保険料の値上げが予定されており、それに対する一般会計からの繰出金も計上されている、介護保険料を年金から生活費を削ってまで支払っており、また消費税の増税もあり大変苦しいという町民意見もあり、繰出金の継続によれば保険料の値上げ額が賄えると考え、また、1区自治会館の建設も予定されているが、その財源等については民間資金の活用も検討できることから本案に反対する旨の意見があり、一方で、熊田委員からは、厳しい財政状況の中、昨年同様多くの事業が計上され、まちづくり予算が取り組まれており賛成する意見、さらに、鈴木一夫委員からも同様に、厳しい財政状況の中、災害公営住宅の建設と除染事業の加速化はもとより、屋内外運動場の運営や住宅を新築された方への助成、放課後児童クラブによる時間延長、防災ラジオの復旧といった安全・安心のまちづくりを目指しており、十分に評価される予算であるため本案に賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算に関しまして質疑を行います。

27年度矢吹町一般会計予算におきましては、一般質問または総括質疑で申し上げましたように、消防費の中の防災無線関係と教育費の矢小の改修が突出しているわけでございます。特に、4億8,000万という金額での防災無線に関しましては、随意契約で行うとの総括質疑での町長の答弁がございましたが、この4億8,000万に関しての根拠というものは委員会の中で質問があったのかどうか。特に、随意契約ということがわかっておりまして、随意契約であれば2以上のもの見積もりをとるべきということで、規定といいますか指示されております。そのような経緯がある中で4億8,000万という数値が決まったのか、あるいは、基本設定等をコンサルに頼んだ中で4億8,000万という数値が出てきたものなのか、この点につきましてお伺いいたします。

また、随意契約ということですが、ラジオ本体に関しては1社しかつくっていないということなのかもしれませんが、子局の工事に関しましては、今ある子局を利用すればかなり安くあがるわけございまして、4億

8,000万という数字の根拠がちょっとぐらついてくるというような考えもあるわけで、そのような質問等もあ
りましたのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 青山君にお答えをいたします。

予算委員会の中では、その件についてラジオが1台幾らするのかと、そういった質問もありました。また、
単品で買うことというのが町の基本のところはないというようなことで、工事費含みの金額であるというよう
なことを予算委員会の委員の中からもそういう指摘がありました。総額4億8,000万に対しての金額のそうい
う質問はありませんでしたが、単品で幾らとか、あと工事費は入っているのかというような、そういう質問は
ありました。

それで、会田町民課長のほうに質問を求め、答弁をしていただいて、了解をしていただいたというようなこ
とでございます。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

平成27年度予算においては、介護保険料の値上げが盛り込まれています。介護保険料は、ほとんどの方が支
給される年金から差し引かれていて、少ない年金だけで生活している町民からは悲鳴の声が上がっています。
ある年金受給者のお年寄りから伺ったお話ですが、維持費のかかる車は手放した、新聞も断った、食費も安売
りなどで工夫をしている、もう削るところはありません。介護保険料がこれ以上値上げされたら、病院代だけ
は削れないので、あとは食べるものを減らすしかない切実な訴えがあり、言葉に詰まりました。

また、東日本大震災による生活への影響がいまだに強く残る中、昨年の消費税率引き上げは、年金生活者だ
けではなく、少ない所得で暮らす町民に深刻な影響を及ぼしています。

第3子以降の幼稚園、保育園の無料化、放課後児童クラブの対象年齢及び時間の拡大、屋内外運動場の遊具
の充実、公的病院運営費の補助など、教育、医療施策などで評価できる点はあるものの、27年度は復興を形に
する年と施政方針でもおっしゃられており、国保特別会計と介護保険特別会計には一般会計からの繰り入れを
厚くし、町民の負担軽減を行うことによる町民の購買力向上や健康増進をもって復興をより加速させるべきで
す。

その財源につきましては、先進自治体での成功例に見られるように、公共工事での民間資金導入を図るなど

し、従来の補助金や交付税措置に頼らない手法にシフトをしていくべきです。PPP・PFI推進事業が施政方針にも示されている点からも、民間資金導入の有効性は町も認めていると思われ、国からの交付金や交付税が減らされ、人口減少自治体消滅が危惧される中にあることは、実質公債費比率が18%を上回らない努力に加え、さらに下げることが重要です。そのためにも、今後の公共工事に当たっては、今が矢吹町存続のレッドラインと強く意識をし、町民負担をこれ以上課すことなく、民間資金導入など新たな取り組みを積極的に行うべきです。

公共工事における新たな取り組みの一例としては、南相馬市小高区の塚原公会堂の建設に当たり、広く住民や全国の支援者に呼びかけて、建築資金や建築資材、建築家による設計の寄附を集めている事例もあります。

このことを申し添えまして、本議案に反対するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） それでは、議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成27年度当初予算編成につきましては、いまだ続く東日本大震災による影響や原子力災害への継続的な対策を図りながらも、本格的な復興に十分応えるべき内容の予算編成になっているものと考えております。

評価すべきことは、昨年に引き続き除染対策について、住宅除染の最終年度と位置づけ町内全域の除染の完了を目指していること、町民の健康を守り放射線量の低減に取り組んでいること、また、災害公営住宅の整備において被害者の方々の長期化する応急仮設住宅等での生活を鑑み、早期の工事完了、入居開始に向けた事業推進に取り組んでいること、さらに、東日本大震災の教訓を受けて子供たちの安心・安全の対策として矢吹小学校の大規模改修に取り組んでいること、地域内の情報インフラ、伝達的手段として防災ラジオの整備に取り組んでいることなど、これら復興の実現に向けて大きな意義をもたらすものと考えます。

また、放課後児童クラブの時間延長、対象拡大、若者が新たに住宅新築をした場合の助成など、子育て、若者支援を盛り込んだ予算化している特筆すべきことと考えます。

復興交付金を活用した事業として、災害公営住宅の整備、屋内外運動場の新築整備とあわせて、第1区自治会館を地域防災の拠点とする整備を進めるなど、景観緑化形成を含めたまちづくりに再生復興を目指し全力で取り組んでいることが十分評価されるべきものと考えます。

さて、なお全ての予算におきまして、健全財政を基本とし、受益者の給付と負担の公平を図りながら、自主財源的確かな把握と確保はもとより、一般経常経費の抑制や後世への負担となる町債の縮減をさらに進めていただき、より一層の経営努力を重ねられることを申し添えておきたいというふうに考えます。

最後に、今後も求められる早期の復興発展に対し、行動力のある野崎町政に期待をしつつ、適正かつ安定した行政運営が行われる予算であることを考え、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

3番、加藤宏樹君。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） 私は、議案36号 平成27年度矢吹町一般会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

同僚議員の反対に加え、今年度の予算は矢小改築、防災無線、集会所等建設の公共工事に突出していると思われる。特に、防災無線の子局整備について、屋内透過性という点からは280メガヘルツの防災ラジオの優位性は認められるが、子局は屋外にあるものであり建物障害等が考えられません。60メガヘルツでの整備でもよいのではないかと考えられます。

実際に県内のある市では、矢吹町の約4倍、子局が198本の新規工事が、予定価格約7億3,500万に対し3億4,500万で落札されております。仮に60メガヘルツの防災無線を採用するのであれば、子局は既に矢吹町はございますので、価格はかなり抑えられるものと思います。それに、防災ラジオを町民全戸に配布したとしても、ラジオだけで6,000万から7,000万ほどで済むと考えられます。

また、60メガヘルツは肉声でございます。280メガヘルツは機械合成音といいますか、文字を入力しなくてはなりませんし、文字数にも制限があります。東日本大震災のような緊急時には、肉声で発生したほうが緊迫感はかなりリアルに伝わります。

さらに、60メガヘルツと280メガヘルツの2回線方式、2つの方式をとることにより、片方が使用不能等の場合、予備としての機能もございます。防災上有効で、フェールセーフの考えにもかなうものであります。

今回は随意契約ということですが、まず基本設計をし、両者の見積もりをした上で、その上で60メガヘルツ、280メガヘルツのメリット・デメリットを精査し、費用と効果の検討をすべきと考えております。先ほどの例で言いますと、予定落札価格が7億3,500万が一般競争入札によれば3億4,500万程度で済むということになるわけですから、随意契約で行うということは7億3,500万そのままかかっちゃう、要は随意契約は非常に高くつくのではないかとこのように考えております。

それと、委員会のほうでも質問したんですが、分離発注でやると工事費に補助金の70%がつかないために一括発注するとのことですが、本当にそうなのか疑問が生じます。防災ラジオに関しましては、280メガヘルツで運用している自治体は少しはあるようですが、屋外子局に関しては280メガヘルツを使用している自治体は、私が調べたところでは不明です。運用実績、状況がわからない、280メガヘルツの高額な随意契約にすることは税金の無駄遣いになると考えられます。

よって、280メガヘルツを扱う会社が1社のみとの理由だけでは随意契約できる場合の定義にも反すると思っておりますので、27年一般会計予算に反対いたします。議員の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 私は、議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、本案は職員の皆さんが町民の思いを受けてつくられたさまざまな事業が盛り込まれた予算案だと思います。非常に評価しております。本議案は4月からの新年度の予算であるため、具体的な対案、修正案の提出なくして反対し廃案とすべきことはすべきでない。ただ非難し、反対するだけでは、それは無責任である。

それは、議員必携や規則にも、具体的な対案なくして反対すべきではないと記されております。ただ、反対するのみでは、町民を不安に陥れ、心配させるだけであります。

よって、私は本案より優れた対案を提出できないくらい立派な提案であるという思いで、議案第36号に賛成いたします。皆様のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

◎会議時間の延長について

○議長（諸根重男君） ここでお諮りいたします。時間を延長して会議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） これより議案第30号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成27年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第29号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号
の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第29号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第386回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号の審査結果は次のとおりです。

議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3億519万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億3,469万6,000円とするもので、あわせて、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税1,148万6,000円、地方消費税交付金3,737万5,000円、繰入金12億2,281万円を増額し、国庫支出金5,290万4,000円、県支出金14億5,653万8,000円、町債7,030万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金基金積立金等により10億6,488万円、商工費が地方創生に係るプレミアム商品券業務委託等により4,612万6,000円、土木費が災害公営住宅整備事業等により7,019万7,000円をそれぞれ増額し、民生費が子育て世帯臨時特例給付金等により2,591万3,000円、衛生費が除染対策委託料等により14億3,110万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正については、放射線対策事業を初め25事業について年度内完了が困難なことから、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越すもので、災害公営住宅整備事業については繰り越すべき事業費を変更するものであります。

地方債の補正では、公営住宅建設事業債の限度額を増額し、地方道路整備事業債、防災拠点施設整備事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、青山委員から、商工振興費の歴史的建造物等の復旧魅力向上支援事業補助金200万円については、対象施設が歴史的建造物とはいえども個人所有の商用の建物であり、また、歴史的建造物の指定は県の指定でもあることから、県からの補助金もなく町の一般財源から補助金を支出することに関しては町民からのコンセンサスをを得るには議員として説得するに乏しいことから、この補助金については減額の修正を求めるため本案に反対する旨の意見があり、一方、薄葉委員からは、本案についてはほとんどが減額による補正予算であります、なお反対の趣旨で討論のあった当該建造物は歴史的建造物として県が指定しており、町の指定は受けておりませんが、中心市街地に存続する数少ない希少価値のある歴史的建造物であり、町の宝として長期にわたり保存すべきものと考慮するため本案に賛成する旨の意見があり、また、吉田委員からも、当該建造物については歴史的建造物として存続させたい旨の説明を町から受け、歴史的建造物としての価値があるものと認識するため本案に賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,188万3,000円とし、あわせて、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成26年度当初予算と比較して、14%の増となっております。

討論に入り、青山委員から、平成26年度のおおよその決算見込みがないままに平成27年度予算が作成されたのが明確にわからない、財政調整交付金の減額から国保財政は安定していると推測するが、国民健康保険については社会保障の観点から町民への負担の軽減を図りたいと考える、また、国保税の課税体系の見直しなども

必要であり、納税者に負担をかけないという観点から本案に反対する旨の意見があり、一方、栗崎委員からは、町は財政的に厳しい状況にあり、ほかの自治体も同様に市町村単位では運営が賄い切れず県単位による運営という話もある中であって、的確な計画のもとに社会保障ができる予算であると認めるため本案に賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,832万2,000円とし、あわせて、債務負担行為、地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。平成26年度当初予算と比較して、1.6%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。平成26年度当初予算と同額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,771万9,000円とし、あわせて、債務負担行為、地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。平成26年度当初予算と比較して、2.8%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,566万1,000円とし、あわせて、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成26年度当初予算と比較して、1.3%の減となっております。

討論に入り、藤井委員から、経済状況が悪い、特に年金受給者の生活は大変厳しい状況にあることから、こうした方々への負担軽減が必要であると考え、一般会計からの繰り入れを行い少しでも介護保険料の値上げ幅を抑えていただきたい、また、介護保険事業計画書の町民への告知も必要だったものとする、介護保険料が上がるということは町民には大変な負担となるため本案に反対する旨の意見があり、一方、栗崎委員からは、介護保険料は安いほうが好ましいと思うが、今後の本町による介護保険給付を十分に考慮した最良の事業計画に基づいて策定した予算と認めるため本案に賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,726万4,000円とし、あわせて、一時借入金の限度額を定めるものであります。平成26年度当初予算と比較して、5万4,000円の減額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の予定総額を4億1,314万8,000円とし、収益的支出予算の予定総額を4億5,415万9,000円とするものであります。平成26年度当初予算と比較して、収益的収入では3.6%の減、収益的支出では2.1%の減であります。

資本的収支予算については、収入予定総額が3,293万6,000円に対し、支出予定総額では2億4,658万円とす

るものであります。

差し引き不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、一時借入金の限度額、議会の議決を要すべき流用経費、棚卸資産の購入限度額についても、あわせて定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第29号 平成26年度一般会計補正予算に関して質疑を行います。

この補正予算の歳出におきまして、第7款1項2目商工振興費の19節では、歴史的建造物等の復旧魅力向上支援事業補助金として、国・県からの補助金ではなく町の一般財源から200万円持ち出しが見込まれています。これは、旧東邦銀行の建物で現在は商用店舗として使われているものです。町からの補助金という名目で町の一般財源を商用としての店舗に持ち出すわけですが、その根拠はいかなる理由かお尋ねするものです。

その1つには、矢吹町歴史的建造物の復旧魅力向上に関する工事費補助金交付要綱の第2条によるものと思われま。その中の景観形成上重要とされる根拠、歴史的・文化的に重要であるとの認識ですが、歴史的・文化的とするその店舗にはショーウィンドー的な改装が施されており、このような状態、このような個人の商用店舗が歴史的・文化的に重要とする認識は、町民が共有しているものではないとの意見が町内のあちこちから聞かれています。これらの差異を感じる町民が多い中で、これらの声を無視して補助金を出すことが町民に寄り添う町政なのかを伺います。

また、町長が特に景観的にも重要と認める建築物に交付ともこの第2条にはありますけれども、そうであったのかをお尋ねします。

さらに、町民からは、町内にはほかにも古い建物がある、同様の年代、以前に建てられたものもあるということで、価値のある建物があるが、それらにも同様の手当てがなされるものかもあわせてお尋ねするものであります。このような質疑等があったのかをお尋ねいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

第2予算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 安井議員の質問にお答えします。

歴史的建造物の一般財源なのはなぜなのかという質問はございました。また、あと県の歴史的建造物に大正ロマンの館と旧東邦銀行跡が県のほうのあれには指定されているという町の答弁もありました。過去にあと、大正ロマンの館のほうに助成した経緯もあるということはありませんけれども、そのほかのことは、私見というか、そういうのは申し上げられませんので、経緯としてはそういうことです。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 6番、青山英樹君。

○6番（青山英樹君） 議案第29号に関し、予算修正動議の発議を申し入れます。

○議長（諸根重男君） ここで、6番、青山英樹君から議案に対する修正動議がありましたので、暫時休議いたします。

（午後 3時47分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 3時58分）

◎議案第29号に対する修正動議

○議長（諸根重男君） 議案第29号に対しては、6番、青山英樹君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） それでは、予算修正動議の発議に関しまして、内容に関して説明いたします。

本来、議会は住民の金銭や労力の提供を強制的に求める権限、課税権を持つ権力者、行政権者に対抗する住民代表の機関として生まれたものであります。そして、議会は代表する住民の負担を軽減する、すなわち住民に負担を課する課税権に制限を加えることを本来の役割、使命とする機関でもあります。

したがって、住民の負担軽減に通ずる予算の減額修正ができることから、修正動議を申し入れる次第であります。

内容としましては、議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）に対しまして、その歳出項目であります7款1項の商工費を200万ほど減額し、13款予備費のほうに繰り入れるという、いわゆる歳出費目の組み替えを主張する次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） これより修正案提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

念のため申し上げます。これより議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）の討論に入ります。

まず初めに、原案に対し賛成者の発言を許します。

10番、栗崎千代松君。

〔10番 栗崎千代松君登壇〕

○10番（栗崎千代松君） 議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論をいたします。

全国的に直面する少子・高齢化や人口減少による状況の変化は、本町の地域経済に大きな影響を与えておりますが、今般、政府は地方の活性化を目的に地方創生の方針を示しております。こうした中、今回の補正予算については、国の平成26年度地方創生関係補正予算として消費税喚起・生活支援型交付金及び地方創生先行型交付金が創設され、具体的な対策が講じられております。

消費喚起・生活支援型交付金については、プレミアムつき商品券を発行することにより消費喚起を促すこと、地方創生先行型交付金については、企業誘致の積極的な推進や観光振興により地域経済の活性化、高度化、雇用の拡大の取り組みが示されております。これら積極的に地域活性化に取り組むことは、地域経済に潤いと活気をもたらすことから、大いに評価するものであります。

さらに、中心市街地の復興の足がかりとなる災害公営住宅の早期完成、入居開始に向けた取り組みは、東日本大震災からの復興を加速化するとともに、将来を安心して豊かな生活を営むことを見据えたものであります。今回の補正予算は、町政各般にわたる課題に取り組んでいくための予算であると思っております。

したがって、本案に賛成をするものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 次に、原案及び修正案に対し反対者の発言を許します。

2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、歴史的建造物等の復旧魅力向上支援事業補助金に関する予算に対し提出された修正動議に反対する立場で討論をいたします。

修正動議が出された理由は、補助金の交付対象としている歴史的建造物は、近代化遺産として登録されているものの、登録したのは福島県であり、なおかつ個人所有の商業施設であること、また、近代化遺産として登録した県からは改修費用については財源的な措置がないことから判断されるものと推測をいたします。しかし、この歴史的建造物は、奥州街道及び県道矢吹停車場線の交差点に位置する昭和2年に鉄筋コンクリート造りとして建造され、旧東邦銀行矢吹支店として使用されていた建築物であり、その歴史的価値から福島県の近代化遺産として本町では対象ロマンの館とともに登録がされている貴重な構造物であります。

また、商業施設に対し交付金を投入するという是非が今回討論されておりますが、平成23年度から25年度までの間には、東日本大震災で被災した商店、事業所の営業再開に向けた改修費用について、県の中小企業等グループ施設復旧整備事業等の助成制度に町独自で補助金を上乗せする矢吹町中小企業等再生助成金という制度を創設し、商工会、商店会連合会と連携を図りながら補助金を交付した例もあります。この際には、合計で事業者、商店等74件に対して4,400万円を支援した実績があるということでございます。当該建造物につきましては、損壊原因も震災による可能性が大きいと推測されており、現在既に終了している本制度を利用していな

い被災建造物についても町として何らかの支援策を講ずるべきと考えます。

なお、200万という補助金額については、矢吹町中小企業等再生助成金の制度実施の際、当該要綱で定められていた上限額の300万を合名会社大木代吉本店、ホテルニュー日活、ファミリータウンきたむらの3事業に対して交付を行っております。今回の改修費用の総額は2,000万にも及んでおり、その1割である200万という補助額は、当時の経過も含めて勘案すれば、決して過大な金額ではないと私は認識しているところであります。

本定例会の施政方針、一般質問の答弁でもありましたように、震災から5年目を迎え、中心市街地の再生、復興の取り組みが災害公営住宅、第1区自治会館の整備により目に見える形としてあらわれ始めております。その復興の形として、町の中心市街地の顔である、これまでも広く町民の皆様が親しまれていた建造物の修復工事に対し補助金をすることに、さらに中心市街地の復興が加速するものと認識しております。

なお、補助金の交付については、矢吹町歴史的建造物等復旧魅力向上に関する工事費補助金交付要綱に基づく交付基準に該当する適正なものであり、歴史的な重要性、まちづくり、町並みの景観保全の観点からも補助金の交付は極めて妥当と考え、修正動議に反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論いたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

3番、加藤宏樹君。原案に反対ですね。はい、どうぞ。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算の原案反対の立場で討論いたします。

平成26年度一般会計補正予算についての補正予算の歳出におきまして、7款1項商工振興費、19節では、歴史的建造物等の復旧魅力向上支援事業補助金として、県からの補助金ではなく町からの一般財源200万円の持ち出しということになります。

これは、旧東邦銀行の建物で現在は商用施設として使われているものですが、町からの補助金という名目で町の一般財源を商用としての店舗に持ち出すわけですが、その根拠の1つには、矢吹町歴史的建造物等の復旧魅力向上に関する工事費補助金交付要綱の第2条の1か2に該当するものと思われまふ。その中で、景観形成上重要とされる、または歴史的・文化的な重要であるとするには、歴史的・文化的とするには店舗にはショーウィンドーが施され、改装がされております。このような個人の建物が、歴史的・文化的に重要とする認識、または景観形成上重要という認識は町民が共有しているものではないとの意見が町内で聞かれます。町税を使って直す価値があるのか、疑問視する町民の声も数多くございます。

さらに、この指定の基準が具体的で明確でないという点もございませぬので、それらを踏まえて反対をいたします。議員の皆様のご賛同をお願いします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 最後に、修正案に対し賛成者の発言を許します。

1 番、安井敬博君。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議案第29号 平成26年度一般会計補正予算の修正案に対して、賛成の立場で討論いたします。

この町からの一般財源200万円の対象である東邦銀行の建物についてですが、歴史的・文化的に重要であるということで県の文化財にも認定されているということでありますけれども、文化財ではないですね、失礼いたしました、重要な建物であるということ指定されているということでありますけれども、同様にこの矢吹町の中にはこの要綱にあります50年以上経過している建物、中には農村地区で古い建物でありますけれども、農村の景観を保っている、矢吹の町外、都会のほうから来た方から見ると、こういったものに対しても矢吹には古い建物が残っていて大変いい、こういったような意見も聞かれます。また、この商店街の中の店舗でありますけれども、これについては町民の中からも補助金を出すことに対して疑問視をする声が上がっています。

こういった中で、同様の古い建物の町の重要な建物であるという指定、その点に関して審議等がされていないということでありますので、指定の基準等も不明確でありますので不公平感というものが残っております。この点が解決されていないということで、この修正案のほうに賛成をするものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）の採決をいたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する6番、青山英樹君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（諸根重男君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第29号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

それでは、これより議案第29号を除いた討論の発言を許します。

1 番、安井敬博君。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議案第37号 平成27年度国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

消費税の値上げの影響や東日本大震災の影響で収入減少がある中、町民生活や町内事業者は国保税を苦勞し

て捻出しています。疾病やけがの際、病院にかかることさえ控えているという話も町民から聞こえ、町民の生命にかかわる問題にもなりかねません。平成27年度は、復興を形にする年として町長施政方針や行事での挨拶等で繰り返し強調される中、復興を確かなものとするためにも町民の負担を減らす措置を積極的に行うべきであると考えます。そのためには一般会計からの繰り入れ措置をふやし、国保税の軽減措置をすることで町民福祉の向上と生命及び健康を守るべきであります。このことは、医療費の抑制にもつながり、結果として町財政へ寄与することとなると考えます。

さらに、税の軽減措置は町民の購買力向上にもつながり、町内商店等での買い物もふえ、町民の所得向上と町内活性化にもなります。また、福祉の充実した町ということが広まり、将来的には定住促進にもつながります。このことにより、より復興を加速させることになると考えます。

よって、本議案に反対するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議案第41号 平成27年度介護保険特別会計予算に、反対の立場で討論いたします。

さきの10号の介護保険の条例改正にも反対いたしました。介護保険、これまでの6段階から9段階となりますが、全体として6,605万7,000円の保険料の増額です。これは第1号被保険者の保険料でございますが、高齢者の方々は負担増に、余り長生きできないなど笑い話にもならない声が聞こえてきます。震災から5年になります。まだまだ経済的に容易ではありません。この予算は、議案第10号の改正により編成された予算でありますので、議案第10号と同様、議案第41号 平成27年度介護保険特別会計予算に反対いたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 私は、議案第37号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に対して、賛成の立場で討論をいたします。

厳しい財政の中、国民健康保険事業の執行においては、予防医療として人間ドック、レセプト点検等の徹底、医療費通知や啓発活動により医療費の抑制に大変努力、努めております。また、平成24年度に国民健康保険制度の安定的運営の確保や国民健康保険の財政基盤強化策を恒久的に対応しており、よって、この案は適正かつ安定した運営になされているという予算であると私は認識しております。

よって、本案に賛成の立場として討論をいたします。議場の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） そのほかございませんか。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 議案第41号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画における初年度の予算案であります。介

護保険財政を取り巻く状況につきましては、急激な少子・高齢化に伴い全国的にも大変厳しい状況となっております。本町においてもその状況は同様であり、65歳以上の人口に占める割合である高齢化率の上昇や要介護認定者の増加が見込まれております。要介護認定者が増加すれば、利用するサービス費用が増加するのは必然であります。

このような状況の中、介護予防のための地域支援事業に取り組み、要介護認定者の増加や介護給付費の増加の抑制に努めており、適正かつ安定した運営が図られる予算であると考え、本案に賛成いたします。議員の皆様のご同意とご賛同をお願いします。賛成討論といたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） このほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） これより議案第37号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第39号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第40号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議を終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 4時33分)

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午後 4時58分)

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） それでは、報告させていただきます。

会期中に町長から提出されました諮問1件並びに議員から発議4件、議会活性化等調査特別委員会から発委2件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会委員長から閉会中の会期外付託調査の申し出、議員

の発言についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。皆様のご協力お願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は平成24年7月から人権擁護委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町中畑120番地、長谷川良典氏を再度同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

長谷川氏は、平成21年7月より人権擁護委員を務め、人権擁護活動の進展に尽力されており、人格、識見、地域からの信望も大変厚く、今後も引き続き同委員として再任いたしたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました委員を紹介する予定ではありましたが、お坊さんのため急務が生じたので、ご紹介は省略させていただきたいと思います。

以上です。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより発議第1号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） JAグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）。

政府の「農林水産業、地域の活力創造プラン」を踏まえ、今通常国会で農協法の改正が予定されております。JAグループの自己改革の基本方向では、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸とする地域に根差した協同組合」として総合事業を展開して、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがJAの重要な役割としており、JAグループ福島も農業所得向上や食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月の4JAへの合併構想実現を基本に、自己改革に取り組んでおります。

しかし、農協法改正の骨格では、規制改革会議の提案に沿って中央会の組織と監査制度の変更や準組合員の利用制限のあり方検討などが示され、生産現場からは「農業所得の増大にどう結びつけていくのか」という疑問や「政府が進める地方創生に逆行し、誰のための改革なのか」との声が多く上がっております。

JAの地域インフラとしての機能は、地方経済、社会コミュニティを維持、発展させ、地方創生を実現するため重要な役割を果たしており、JAグループの農業振興と地域振興が一体となった取り組みは今後も必要不可欠であり、こうした方向の自主的改革を支持することが必要です。

よって、今通常国会における農協法改正案の審議に当たっては、農協改革の真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、JAグループの自己改革実現に向け、次の事項に確実に反映されるよう強く要請をします。

1、準組合員は農業、地域経済の発展とともに支える農業者のパートナーとして、地方創生にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。

2、新たな中央会は、引き続きJAの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、組合調整機能、経営相談、監査機能が十分發揮できるよう農協法上に措置すること。また、JA監査法人による会計監査を受けるに当たっては、負担増とならないよう担保すること。

3、JA連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員会員の意思に基づき決定されるべきもの

であり、これを尊重すること。

4、JAの組合事業は、事業、地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業、共済事業の分離は強制しないこと。

5、農協法の目的や組合の事業目的に農業振興に加え、地域振興や地域の多面的機能発揮を果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月16日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿、内閣官房長官殿、内閣府特命担当大臣（規制改革）殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引き上げの方向が示されているとともに、2010年に合意に至った政労使の代表から成る「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされております。

最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得の向上、そして消費に直結し、内需の拡大に寄与することから、政府が示す「日本経済がデフレから脱却、経済の好循環を確固たるものにするためには最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、昨年の消費税率引き上げ、そして物価高の影響により、とりわけ低所得者層には厳しい生活を余儀なくされております。その意味で、最低賃金を持つセーフティーネット機能を維持するためにも、最低賃金の引き上げと早期の発効を求められます。あわせて、福島県の復興を加速させ促進する上で、最低賃金引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で非常に重要な位置づけとなります。

現在の福島県の最低賃金は、時間額で689円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの7年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関し、次の事項について強く要望をいたします。

（1）福島県最低賃金について「日本再興戦略」並びに「経済財政運営等改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。

（2）福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめがかかることを踏まえた上積みの改正を図ること。

（3）中小・地場企業に対する支援対策等を強化し、最低賃金の引き上げが行う環境を整備すること。

（4）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月16日。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、福島労働局長殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより発委第1号 矢吹町議会基本条例（案）を議題といたします。

事務局長に発委第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

議会活性化等調査特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは、発委第1号 矢吹町議会基本条例（案）の制定について、議会活性化等調査特別委員会から提案させていただきます。

本案の内容について説明させていただきます。

本条例案については、地方分権の時代の中で、開かれた議会及び住民参加を推進する議会を目指して活動すべき姿を定めるということで提案しました。

条文については、お手元配付のとおり第1章から第9章までであります。

第1章、総則においては、第1条で目的を規定しました。

第2章は、議会及び議員の活動原則について、第2条から第5条までの条文で成り立っています。

第2条は議会の活動原則、第3条は議長及び副議長の選挙、第4条は議員の活動原則を、第5条では会派について規定しております。

第3章は、町民と議会との関係について、第6条から第13条までの条文で成り立っています。

第6条、第7条は積極的な議会情報の公開、説明の責務について規定しております。第8条は議会報告会の開催、第9条及び第10条には附属機関、調査機関の設置による専門的知見の活用について規定しております。

第11条は町民参加による一般会議の実施、第12条には請願及び陳情者による意見陳述の機会の設定、第13条で

は議会傍聴者への資料提供についてそれぞれ規定しております。

第4章は、議会及び議員と執行機関との関係について、第14条から第17条までの条文で成り立っています。

第14条は議会等における議員と町長等による関係を、第15条は政策等の形成過程における説明、第16条は会議等への資料提出を、第17条では議決事件の拡大について規定しております。

第5章については、委員会の活動として、第18条で委員会での調査研究、多様な意見聴取、第19条には町民等との意見交換の実施について規定しております。

第6章は、政務活動費について、第20条として規定しております。

第7章は、議会及び議会事務局等の充実強化として、第21条から第23条までの条文で成り立っています。

第21条は委員研修の充実強化、第22条は議会事務局の充実強化、第23条では議会図書室の充実強化について規定しております。

第8章は、議員の政治倫理、身分及び待遇について、第24条から第26条までの条文で成り立っております。

第24条は議員の政治倫理、第25条に議員定数、第26条には議員報酬について規定しております。

第9章は、最高機関制と見直し手続であります。

条文については、第27条で本条例が他の条例等に対する優位性と議員個々への浸透、第28条には本条例の見直し手続を規定いたしました。

附則として、この条例については平成27年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくご審議お願いします。

なお、本案の提案に当たり、3年前の議会活性化等調査特別委員会の設置当初から大木義正前特別委員長を初めとする委員の皆さんの真剣な議論及び討論を経た取り組みがあったこと、あわせて、今後の議会の課題や新たな提案をいただいたことを申し添えます。

また、法制執務において多大なるご尽力をいただきました前議会事務局である須藤源太前議会事務局長、菊地利雄元事務局次長、松谷誠前事務局次長、そして、総仕上げをいただいた水戸邦夫議会事務局長、角田哲也事務局次長、佐久間まゆみ事務補助員、さらに運営に関するご指導をいただきました阿部正人企画経営課長を初めとする職員の皆さんに対して、衷心より御礼申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発委第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号 矢吹町議会基本条例（案）は、これを可決することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第10、これより発委第2号 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発委第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

議会活性化等調査特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 発委第2号 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例（案）の制定について、議会活性化等調査特別委員会から引き続き提案させていただきます。

本案は、さきの地方分権改革推進計画に基づき、地方自治法第2条第4項の規定が削除され、議会の議決を経て、総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定める義務づけが廃止されたことを踏まえ、本町の基本構想である総合計画は町の将来像を描くものであり、現在そして今後も議会の議決を経て定める必要があるものと考慮し、基本構想及び基本計画の策定等については地方自治法第96条第2項の規定に基づき、これまでどおり議会の議決に付すべき事件として規定するため、本条例の制定について提案するものであります。

条文については、お手元配付による矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例（案）のとおりであります。よろしくご審議方、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発委第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発委第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発委第2号 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例は、これを可決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第11、これより発議第3号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発議第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

矢吹町議会委員会条例（平成3年矢吹町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第12、これより発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償打ち切り素案の見直しに当たり被害の実態を講じた継続的な支援を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第4号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償打ち切り素案の見直しに当たり被害の実態を講じた継続的な支援を求める意見書（案）。

国と東京電力株式会社は、昨年12月25日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う営業損害賠償について、来年2月いっぱいまで打ち切るとする素案を明らかにした。国はあくまで素案としているものの、県や県内事業者からは被害の現状とかけ離れているとして多くの懸念の声が上がり、本年3月3日、東京電力株式会社はこの素案を見直し、新たな賠償案を検討することを明らかにした。

県内の商工業者、農業者等の事業者には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により取引打ち切りや売り上げ減少など、営業への影響を受けた事業者が多く、新たな汚染水漏れの発覚など、事故が完全に収束したとは言えない状況の中、いまだに続く風評被害等のため、東日本大震災から4年が経過した今もなお厳しい状況の中にある。

事業者が早期に事業再建をしていくためには、営業損害の賠償は大前提であり、被害の実情の確認と被害の実態を講じた賠償を最後まで確実に行うべきである。

よって、国においては東京電力株式会社に対し、被害者が事業を再開するなど将来設計が実現できるよう、商工業者、農業者等の意向を十分に反映した賠償を迅速、確実に行い、今後さらに誠意を持って対応させるとともに、被害者の一日も早い事業再建のため、継続的な支援を行われるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成27年3月16日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、経済産業大臣殿、復興大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長（諸根重男君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 提案者にお尋ねいたします。

発議第4号の内容については、先ほど議運で私も言いましたけれども、誰しもが反対するものではありません。

よって、この提出者2名の方ですけれども、提出する人は矢吹町議会議長、諸根重男でございます。私どもも入っているはずですが、ですから、もっと町民のことを考えましたらば、この議会に提案事項として出すべきではないでしょうか、いかが思いますか、提出者の考えを聞かせてください。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 12番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

本議案、重要な提案ということで議会を通して提出するよということである、また、それは町民のことを考えるならば当然のことということであるがどう考えるかというご意見でありますけれども、ご指摘のとおりであります、議会の規則にのっとり提出をさせていただきました。答弁になっていきますでしょうか、これで規則によって提出したということでご納得をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償打ち切り素案の見直しに当たり被害の実態を講じた継続的な支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第13、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付しました資料のとおり、議会運営委員会委員長から次期定例会の運営協議のための会期外付託の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの継続調査の会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第14、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎議長発言

○議長（諸根重男君） 続きまして、私から、本定例会を最後にこの3月31日で退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

町民生活課長、会田光一さん、会計管理者兼出納室長、井戸沼寿量さん、そして、公式には申し上げることができませんが、この4月から改めて教育現場への復帰が予定されております学校教育課長の小峰光さんにおかれましては、永年、町政の進展にご尽力されるとともに、議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をいただき、心から感謝申し上げます。

皆様のそれぞれの在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信しております。今後は健康に十分留意され、ご自分の生活を楽しんでいただきたいと思います。また、新天地においては長い行政経験を生かされ、町政議会活動に温かいご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。長きにわたり、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力よろしくお願ひします。

これにて第386回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 5時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27 年 6 月 15 日

議 長 諸 根 重 男

署 名 議 員 柏 村 栄

署 名 議 員 藤 井 精 七